

第六十八回国会 内閣委員会 議 録 第十七号

昭和四十七年五月十日(水曜日)

午前十時八分開議

出席委員

委員長 伊能繁次郎君

理事 加藤 陽三君

理事 坂村 吉正君

理事 山口 敏夫君

理事 伊藤惣助丸君

理事 阿部 文男君

理事 中山 利生君

理事 湊 徹郎君

理事 東中 光雄君

出席國務大臣

法務大臣 前尾繁三郎君

農林大臣 赤城 宗徳君

運輸大臣 丹羽喬四郎君

郵政大臣 廣瀬 正雄君

労働大臣 塚原 俊郎君

自治大臣 渡海元三郎君

國務大臣 (總理府總務長) 山中 貞則君

行政管理局長 中村 寅太君

國務大臣 (防衛庁長官) 江崎 真澄君

出席政府委員

總理府人事局長 宮崎 清文君

總理府恩給局長 平川 幸藏君

行政管理局行政 小林 寧君

監察局長 野呂 恭一君

防衛政務次官 高瀬 忠雄君

防衛庁参事官 鶴崎 敏君

防衛庁参事官 岡太 直君

防衛庁参事官 六戸 基男君

防衛庁長官官房 長

防衛庁長官官房

防衛庁長官官房

防衛庁長官官房

防衛庁長官官房

防衛庁長官官房

防衛庁長官官房

防衛庁長官官房

防衛庁防衛局長	久保 卓也君
防衛庁人事教育局長	江藤 淳雄君
防衛庁衛生局長	鈴木 一男君
防衛庁經理局長	田代 一正君
防衛庁裝備局長	黒部 穰君
防衛施設庁長官	島田 豊君
防衛施設庁総務部長	銅崎 富司君
防衛施設庁施設部長	薄田 浩君
防衛施設庁労務部長	安齊 正邦君
防務省刑事局長	辻 辰三郎君
防務省アメリカ局長	吉野 文六君
外務省条約局長	高島 益郎君
農林大臣官房長	中野 和仁君
林野庁長官	福田 省一君
運輸大臣官房長	高林 康一君
運輸省航空局長	内村 信行君
郵政大臣官房長	森田 行正君
労働大臣官房長	藤縄 正勝君
自治大臣官房長	皆川 迪夫君
委員外の出席者	
外務省アメリカ局安全保障課長	松田 慶文君
通商産業省貿易振興局輸出業務課長	宇都宮綱之君
通商産業省重工業局航空機武器課長	山野 正登君
内閣委員会調査室長	本田 敬信君

本日の会議に付した案件
 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)

國家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇二号)
 郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)
 運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)
 航空事故調査委員会設置法案(内閣提出第四四号)
 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)
 地方制度調査会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号)
 許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出第二八号)
 労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三号)
 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一号)
 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、第六十七回国会法第一八号)
 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

恩給法等の一部を改正する法律案
 恩給法等の一部を改正する法律案(恩給法の一部改正)
 第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
 第五十八条ノ四第一項中「二十九万円」を「三十二万円」に、「百四十五万円」を「百六十万円」に、「百七十四万円」を「百九十二万円」に改める。
 第六十五条第六項中「一万二千元」を「二万四千元」に改める。
 別表第二号表中「五五九、〇〇〇円」を「一、〇四〇、〇〇〇円」に、「四五三、〇〇〇円」を「八四二、〇〇〇円」に、「三六三、〇〇〇円」を「六七六、〇〇〇円」に、「二七四、〇〇〇円」を「五一〇、〇〇〇円」に、「二二二、〇〇〇円」を「三九五、〇〇〇円」に、「六一二、〇〇〇円」を「三〇二、〇〇〇円」に改める。
 別表第三号表中「五九四、〇〇〇円」を「一、〇五〇、〇〇〇円」に、「四九三、〇〇〇円」を「七八七、〇〇〇円」に、「四三三、〇〇〇円」を「六四七、〇〇〇円」に、「二七九、〇〇〇円」を「五一九、〇〇〇円」に改める。
 別表第四号表中「一、〇九五、五〇〇円」を「一、二二二、六〇〇円」に、「一、〇二〇、三〇〇円」を「一、二三三、四〇〇円」に、「一九七五、〇〇〇円」を「一、〇七四、〇〇〇円」に、「九三三九、九〇〇円」を「一、〇三四、八〇〇円」に、「六五七、七〇〇円」を「七二四、一〇〇円」に、「六二六、四〇〇円」を「六八九、七〇〇円」に、「五六三、五〇〇円」を「六二〇、四〇〇円」に、「四五八、一〇〇円」を「五〇四、四〇〇円」に、「四四〇、二〇〇円」を「四八四、七〇〇円」に、「四一〇、六〇〇円」を「四五一、

一〇〇円」に「三九、〇〇〇円」を「四三九、〇〇〇円」に、「三八六、九〇〇円」を「四二六、〇〇〇円」に、「三三九、四〇〇円」を「三七三、七〇〇円」に、「二八九、八〇〇円」を「三三〇、一〇〇円」に、「二八八、九〇〇円」を「三一八、一〇〇円」に、「二八一、二〇〇円」を「三〇九、六〇〇円」に、「二七四、六〇〇円」を「三〇二、三〇〇円」に、「二六七、九〇〇円」を「二九五、〇〇〇円」に、「二五七、三〇〇円」を「二八三、三〇〇円」に、「二四七、〇〇〇円」を「二七一、九〇〇円」に、「一七三、七九七円」を「二四〇、〇〇〇円」に、「二二六、二〇〇円」を「二八三、三〇〇円」に改める。

別表第五号表中「一、一〇九、五〇〇円」を「一、一三二、六〇〇円」に、「一、〇二〇、三〇〇円」を「一、一三三、四〇〇円」に、「九七五、五〇〇円」を「一、〇七四、〇〇〇円」に、「九三九、九〇〇円」を「一、〇三四、八〇〇円」に、「六五七、七〇〇円」を「七二四、一〇〇円」に、「五六三、五〇〇円」を「六二〇、四〇〇円」に、「五三四、四〇〇円」を「五八八、四〇〇円」に、「四四〇、二〇〇円」を「四八四、七〇〇円」に、「四一〇、六〇〇円」を「四五二、一〇〇円」に、「三八六、九〇〇円」を「四二六、〇〇〇円」に、「三六一、九〇〇円」を「三九九、六〇〇円」に、「三三九、四〇〇円」を「三七三、七〇〇円」に、「三二八、六〇〇円」を「三六一、八〇〇円」に、「三〇九、二〇〇円」を「三四〇、四〇〇円」に、「二七四、六〇〇円」を「三〇二、三〇〇円」に、「二六七、九〇〇円」を「二九五、〇〇〇円」に、「二五七、三〇〇円」を「二八三、三〇〇円」に、「二四七、〇〇〇円」を「二七一、九〇〇円」に、「一三〇、四四二円」を「一八〇、〇〇〇円」に、「二二六、二〇〇円」を「二八三、三〇〇円」に改める。
(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)
第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第一項中「普通恩給又は扶助料でその基礎在職年に算入されている実在職年の年数が普通恩給に於いての最短恩給年限以上であるものについては、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第六の下欄に掲げる金額」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 普通恩給(増加恩給、傷病年金又は恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。附則第十三条に規定する特例傷病恩給に併給される普通恩給を除く。又は扶助料(恩給法第七十五条第一項第二号及び第三号に規定する扶助料を除く。))で、その基礎在職年に算入されている実在職年の年数が普通恩給に於いての所要最短在職年数未満のもののうち六十五歳未満の者(扶助料を受ける妻及び子を除く。)に給する普通恩給又は扶助料については、前項中「仮定俸給年額」とあるのは、「仮定俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第六の下欄に掲げる金額」とする。
附則第二十二條の三中「一万二千円」を「一万四百円」に改める。
附則第二十四條に次の二項を加える。

11 第五項の規定は、法律第三十一号による改正前の恩給法第三十二條第一項に規定する職務をした旧軍人以外の公務員(旧軍属を除く。)の服務期間で政令で定めるものにつき在職年を計算する場合について準用する。
12 前項の規定により在職期間に加えられることとなる年月数は、旧勅令第六十八号第二條第二項に規定する加算年の年月数とみなす。
附則第二十四條の十一を附則第二十四條の十二とし、附則第二十四條の十の次に次の一條を加える。
第二十四條の十一 附則第二十四條の五第一項の規定は、旧軍人以外の公務員(旧軍属を除く。)で、附則第二十四條第十一項及び第十二

項の規定の適用によりその在職年が普通恩給に於いての最短恩給年限に達することとなるもの又はこれらの者の遺族について準用する。この場合において、附則第二十四條の五第一項中「昭和三十六年十月一日」とあるのは、「琉球諸島及び大東諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日」と読み替へるものとする。

2 附則第二十四條の四第二項及び第三項並びに第二十四條の五第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、附則第二十四條の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは、「琉球諸島及び大東諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日」と、附則第二十四條の五第三項中「普通恩給を受ける権利を取得した者の当該普通恩給の給付は昭和三十七年十月から、同項の規定により扶助料を受ける権利を取得した者の当該扶助料の給付は昭和三十六年十月から」とあるのは「普通恩給又は扶助料を受ける権利を取得した者の当該普通恩給又は扶助料の給付は、琉球諸島及び大東諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から」と、「旧軍人、旧準軍人又は旧軍属」とあるのは「旧軍人以外の公務員(旧軍属を除く。)」と読み替へるものとする。
附則第二十六條中「第二十四條の十」を「第二十四條の十一」に、「第二十四條の十一」を「第二十四條の十二」に改める。
附則第二十七條中「同条同項第一号」を「同項第一号」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、同項第二号に規定する扶助料の年額が二十四万円未満であるときは二十四万円とし、同項第三号に規定する扶助料の年額が十八万円未満であるときは十八万円とする。
附則第四十一條第一項中「医療団職員となる前の公務員としての在職年が普通恩給に於いて

の最短恩給年限に達している者の場合を除き」を削り、同項ただし書を削る。
附則第四十一條の二第一項中「救護員となる前の公務員としての在職年が普通恩給に於いての最短恩給年限に達している者の場合を除き」を削り、同項ただし書を削る。
附則第四十二條第一項に次の一号を加える。
四 外国政府職員を退職し、引き続き公務員となり昭和二十年八月八日まで引き続き在職していた者 当該外国政府職員としての在職年月数
附則第四十二條第四項中「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。))を「法律第八十一号」に改める。
附則第四十二條の三の次に次の一條を加える。

第四十二條の四 附則第二十四條の四第二項並びに第四十一條第二項及び第四項の規定は、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。))による改正後の附則第四十二條の規定の適用により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。この場合において、附則第二十四條の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和四十七年十月一日」と、附則第四十一條第二項中「ものうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から」とあるのは「もの又はその遺族は、昭和四十七年十月一日から」と、同条第四項中「昭和三十六年十月一日から」と、同条第四十七年十月」と読み替へるものとする。

2 附則第二十四條の四第三項の規定は、公務員としての在職年(外国政府職員となる前の公務員としての在職年を除く。)に基づき一時恩給又は一時扶助料を受けた者があつた場合に於ける法律第八十一号による改正後の附則第四十二條の規定により給すべき普通恩給又は

扶助料の年額について準用する。

附則第四十三条中「前三条」を「附則第四十二條から前条まで」に改める。

附則第四十三條の二中「第四十二條の三」を「第四十二條の四」に改め、「昭和三十九年十月一日」の下に「政令で定める者(以下「政令指定者」という。)にあつては、昭和四十七年十月一日」を、「昭和三十九年十月」の下に「政令指定者にあつては、昭和四十七年十月」を加える。

附則別表第一を次のように改める。

階級	仮定俸給年額
大將	一、九四四、九〇〇円
中將	一、六〇三、七〇〇円
少將	一、二五二、四〇〇円
大佐	一、〇七四、〇〇〇円
中佐	一、〇二五、〇〇〇円
少佐	七九六、五〇〇円
大尉	六七一、九〇〇円
中尉	五三〇、六〇〇円
少尉	四五二、一〇〇円
准士官	四一五、八〇〇円
曹長又は上等兵曹	三四〇、四〇〇円
軍曹又は一等兵曹	三一八、一〇〇円
伍長又は二等兵曹	三〇九、六〇〇円
兵	二八三、三〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「一一二、〇〇〇円」を「一〇八、〇〇〇円」に、「一五一、〇〇〇円」を「一一二、〇〇〇円」に改める。

「二八一、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「一四〇、〇〇〇円」を「一六〇、〇〇〇円」に、「一〇六、〇〇〇円」を「二九八、〇〇〇円」に、「八四、〇〇〇円」を「二五六、〇〇〇円」に、「七三、〇〇〇円」を「一三五、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六を次のように改める。

仮定俸給年額	金額
一、九四四、九〇〇円	一、八七五、七〇〇円
一、六〇三、七〇〇円	一、五六九、一〇〇円
一、二五二、四〇〇円	一、二二二、六〇〇円
一、〇七四、〇〇〇円	一、〇三四、八〇〇円
一、〇二五、〇〇〇円	九七五、八〇〇円
七九六、五〇〇円	七六七、八〇〇円
六七一、九〇〇円	六二〇、四〇〇円
五三〇、六〇〇円	四八四、七〇〇円
四五二、一〇〇円	四二六、〇〇〇円
四一五、八〇〇円	三七三、七〇〇円
三四〇、四〇〇円	三〇九、六〇〇円
三一八、一〇〇円	二九五、〇〇〇円
三〇九、六〇〇円	二八三、三〇〇円
二八三、三〇〇円	二四九、〇〇〇円

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正)

第三条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「以下本項及び第十條の二」を「第十條の二及び第十條の三」に、「改正前の恩給法第二十條に規定する文官又は準文官」を「同條に規定する公務員又は公務員に準すべき者」に改め、「改正前の恩給法第二十二條に規定する教育職員又は準教育職員であつた元南西諸島官公署職員が、引き続きこれに相当する奄美群島にあつた公立学校の職員となつた場合にあつては、これを同條に規定する教育職員又は準教育職員として動続するものとみなし、同法第二十三條に規定する警察監獄職員であつた元南西諸島官公署職員が、引き続き政令で定めるこれに相当する琉球諸島民政府職員となつた場合にあつては、これを同條に規定する警察監獄職員として動続する者とみなし」及び「實在職に附すべき加算年、動続在職年についての加給(奄美群島にあつた機關の職員に係るものを除く。)及び」を削り、同條第二項を次のように改める。

2 前項の規定により恩給に関する法令の規定を適用して給する恩給の年額の計算の基礎となる俸給の年額は、琉球諸島民政府職員の退職当時(第六條第二項に規定する者にあつては、その退職とみなされた当時)の俸給年額に基づき政令で定める方法により算定して得た額とする。

4 第四條第三項を削り、第四項を第三項とする。

第十條の二の次に次の一條を加える。

(公務員とみなされる在職)

第十條の三 第四條第一項の政令で定める琉球諸島民政府職員として在職していた者については、その琉球諸島民政府職員として在職していた期間(同條、第八條、第十條又は前條の規定により当該公務員として在職していたとみなされた期間を除く。)改正前の恩給法第十九條第一項に規定する公務員として在職していたものとみなす。

2 前條第二項の規定は、前項の規定により公務員として在職していたものとみなされた期間を有する同項の琉球諸島民政府職員について準用する。

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特別に関する法律の一部改正)

第四條 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特別に関する法律(昭和三十一年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項に次のただし書を加える。
ただし、その年額が十八万円未満であるときは、十八万円とする。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五條 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第六條に次の一項を加える。
6 第一項及び第二項の規定は、普通恩給又は扶助料を受ける者の年齢が六十五歳以上七十歳未満である場合の普通恩給又は扶助料(第一項、第四項又は前項に規定する普通恩給又は扶助料を除く。)の年額について準用する。
この場合において、第一項中「昭和四十一年十月分」とあるのは「昭和四十七年十月分」と、「扶助料の年額」とあるのは「普通恩給又は扶助料の年額」と、第二項中「昭和四十一年九月三十日」とあるのは「昭和四十七年九月三十日」と読み替へるものとする。

附則第八條第一項中「昭和四十四年十月分」を「昭和四十七年十月分」に、「九万六千円」を「十一万四千円」に、「四万八千円」を「五万五千二百円」に改め、同條第二項中「七十歳」を「六十五歳」に改め、「昭和四十五年十月分以降の」を削り、「九万六千円」を「十一万四千円」に、「十二万円」を「十三万四千四百円」に、「四万八千円」を「五万五千二百円」に、「六万円」を「六万七千二百円」に改め、同條第四項中「昭和四十四年九月三十日」を「昭和四十七年九月三十日」に改め、「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同條第五項を削る。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六條 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「若しくは文官とみなされる者」を「文官とみなされる者若しくは待遇職員」に改め、同条第二項中「前項」を「恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第...号）」以下「法律第...号」という。

号による改正後の第一項の規定に係るものについては、同年十月分以降、その年額を、同法による改正後の恩給法、法律第百五十五号附則及び第一項の規定によつて算出して得た年額に改定する。

（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）
第七号 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

- 附則第十三条第二項中「四一九、二五〇円」を「七八〇、〇〇〇円」に、「三三九、七五〇円」を「六三二、五〇〇円」に、「二七二、二五〇円」を「五〇七、〇〇〇円」に、「二〇五、五〇〇円」を「三八二、五〇〇円」に、「一五九、〇〇〇円」を「二九六、二五〇円」に、「一一三、二五〇円」を「二二〇、七五〇円」に、「一〇五、〇〇〇円」を「一九五、〇〇〇円」に、「七九、五〇〇円」を「一四八、五〇〇円」に、「六三、〇〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に、「五四、七五〇円」を「一〇一、二五〇円」に、「八四、〇〇〇円」を「一五六、〇〇〇円」に改め、同条第三項中「一万二千元」を「二万四千元」に改める。

（施行期日等）
第一条 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、第二条中恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第二十七号の改正規定及び第四条の規定は、昭和四十

八年一月一日から施行する。
2 第三条の規定による改正後の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（以下「特別措置法」という。）の規定並びに附則第十四条第二項及び第三項、第十五条、第十六条、第十七条第二項、第十八条第二項、第十九条第一項及び第三項並びに第二十条の規定は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日（以下「沖縄復帰の日」という。）から適用する。

（文官等の恩給年額の改定）
第二条 昭和三十五年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した公務員（法律第百五十五号附則第十条第一項に規定する旧軍人（以下「旧軍人」という。）を除く。附則第十二条を除き、以下同じ。）若しくは公務員に準ずる者（法律第百五十五号附則第十条第一項に規定する旧軍人（以下「旧軍人」という。）を除く。以下同じ。）又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和四十七年十月分以降、その年額を、次の各号に掲げる年額に改定する。

- 一 次号及び第三号の普通恩給及び扶助料以外の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつて居る俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額
- 二 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十二号。以下「法律第八十二号」という。）附則第二条第二号の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつて居る俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第二の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額
- 三 法律第八十二号附則第二条第三号の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつて居る俸給年額にそれぞれ対応す

る附則別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

2 前項の規定は、昭和三十五年四月一日以後に退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。次条において同じ。）した公務員若しくは公務員に準ずる者又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料で、恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。）附則第二条第二項又は第三条の規定によりその年額を改定されたものの年額の改定について準用する。この場合において、前項中「改定する」とあるのは、「改定する。次条ただし書の規定は、この場合について準用する」と読み替へるものとする。

第三条 昭和三十五年四月一日以後に退職した公務員若しくは公務員に準ずる者又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料（前条第二項に規定する普通恩給又は扶助料を除く。）については、昭和四十七年十月分以降、その年額を、昭和三十五年三月三十一日において施行されてきた給与に關する法令（以下「旧給与法令」という。）が当該公務員又は公務員に準ずる者の退職の日まで施行されていたとしたならば、これらの者又はこれらの者の遺族が旧給与法令の規定により受けるべきであつた普通恩給又は扶助料について法律第八十二号その他恩給年額の改定に關する法律の規定を適用したとした場合に昭和四十七年九月三十日において受けることとなる恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。ただし、昭和四十五年三月三十一日以前に退職した者に係る当該改定年額が、これらの者の退職当時の俸給年額に次の表の上欄に掲げる退職の時期の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）を退職当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額より少ないときは、当該年額をもつてその改定年額とする。

昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで	一・〇三七
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日まで	一・八九七
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日まで	一・七五六
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで	一・六四〇
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで	一・五二八
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	一・四二七
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	一・三五〇
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで	一・二七一
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	一・一九三
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで	一・一〇一

者は、施行日から起算して六月以内に、裁定庁に對して、琉球諸島政府職員を退職したものとみなされた日後の在職年の通算を希望する旨を申し出ることができる。

2 改正後の特別措置法第六條第二項の規定は、前項の規定による申出をした者については、適用がなかつたものとみなす。

第十九條 前條第一項に規定する申出をした者に係る普通恩給の年額は、琉球諸島政府職員を退職したものとみなされた日後の在職年を加えた在職年数に基づき算出して得た年額から、改正前の特別措置法第四條第一項、第十條第一項又は第十條の二第一項に規定する琉球諸島政府職員としての在職期間中に支給された普通恩給の額の十五分の一に相当する額を控除した額とする。

2 前條第一項に規定する申出をした者については、沖縄復帰の日の属する月分以降、その普通恩給又は扶助料の年額を、前項及び改正後の特別措置法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

3 附則第十四條第二項の規定は、前項の規定によりその年額が改定されることとなる普通恩給又は扶助料の年額の計算の基礎となる俸給の年額の計算について準用する。この場合において、同條第二項中「これらの規定」とあるのは、「同法第四條、第十條又は第十條の二」と読み替へるものとする。

第二十條 改正後の特別措置法第四條第一項の政令で定める琉球諸島政府職員として在職していた期間のうち、次に掲げる期間は、同法第十條の三第一項の規定にかかわらず、同項に規定する公務員として在職していたものとみなされる期間に算入しない。

一 改正後の特別措置法第四條の二の規定の適用により年金たる給付を受けた者の当該給付の基礎となつた期間
二 元沖繩県原吏員恩給規則の規定による恩給受給権者のための恩給支給に関する特別措置

法（千九百六十八年立法第七十八号）の規定の適用により年金たる給付を受けた者の当該給付の基礎となつた期間

2 改正後の特別措置法第十條の三及び附則第十三條から前條までの規定は、公務員退職年金法（千九百六十五年立法第百号）、公立学校職員共済組合法（千九百六十八年立法第百四十七号）、公立学校職員共済組合法の長期給付に関する施行法（千九百六十八年立法第百四十八号）、公務員等共済組合法（千九百六十九年立法第百五十四号）又は公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（千九百六十九年立法第百五十五号）に係る年金たる給付を受ける者については、適用しない。

3 前項に規定する者のうち、改正前の特別措置法第四條、第十條又は第十條の二の規定の適用により年金たる恩給を受けていた者に対する恩給に関する法令の適用については、なおこれらの規定の例による。

（警察監獄職員の勤続在職年についての加給に関する特例）
第二十一條 警察監獄職員（警察監獄職員とみなされる者を含む。以下同じ。）が引き続き警察監獄事務に従事する文官又は文官とみなされる者となり、さらに引き続き警察監獄職員となつた場合における警察監獄職員としての在職年を勤続するものとみなして法律第百五十五号による改正前の恩給法第六十三條第三項又は法律第百五十五号附則第七條の規定を適用したとすれば、これらの規定により勤続在職年についての加給が附せられるべきであつた普通恩給については、これらの規定の例により加給するものとする。

2 前項の規定に係る普通恩給又は扶助料については、昭和四十七年十月分以降、その年額を、改正後の恩給法及び法律第百五十五号附則並びに同項の規定によつて算出して得た年額に改定する。

（職權改定）
第二十二條 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第三條、第十二條、第十三條、第十七條、第十九條及び前條の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに

行なう。
（多額所得による恩給停止についての経過措置）
第二十三條 改正後の恩給法第五十八條ノ四の規定は、昭和四十七年九月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても適用する。

附則別表第一

恩給年額の計算の基礎となつてい る俸給年額	仮定俸給年額
一七九、七〇〇円	一九七、八〇〇円
一八四、七〇〇円	二〇三、四〇〇円
一八九、〇〇〇円	二〇八、一〇〇円
一九五、一〇〇円	二一四、八〇〇円
一九八、八〇〇円	二一八、九〇〇円
二〇五、七〇〇円	二二六、五〇〇円
二一五、七〇〇円	二三七、五〇〇円
二二六、二〇〇円	二四九、〇〇〇円
二二六、四〇〇円	二六〇、三〇〇円
二四七、〇〇〇円	二七一、九〇〇円
二五七、三〇〇円	二八三、三〇〇円
二六七、九〇〇円	二九五、〇〇〇円
二七四、六〇〇円	三〇二、三〇〇円
二八一、二〇〇円	三〇九、六〇〇円
二八八、九〇〇円	三一八、一〇〇円
二九九、八〇〇円	三三〇、一〇〇円
三〇九、二〇〇円	三四〇、四〇〇円
三一八、〇〇〇円	三五〇、一〇〇円
三二八、六〇〇円	三六一、八〇〇円
三三九、四〇〇円	三七三、七〇〇円
三五一、一〇〇円	三八六、六〇〇円

三六二、九〇〇円	三九九、六〇〇円
三七七、七〇〇円	四一五、八〇〇円
三八六、九〇〇円	四二六、〇〇〇円
三九九、〇〇〇円	四三九、三〇〇円
四一〇、六〇〇円	四五二、一〇〇円
四三四、一〇〇円	四七七、九〇〇円
四四〇、二〇〇円	四八四、七〇〇円
四五八、一〇〇円	五〇四、四〇〇円
四八一、九〇〇円	五三〇、六〇〇円
五〇八、三〇〇円	五五九、六〇〇円
五二一、六〇〇円	五七四、三〇〇円
五三四、四〇〇円	五八八、四〇〇円
五五二、八〇〇円	六〇八、六〇〇円
五六三、五〇〇円	六二〇、四〇〇円
五九四、八〇〇円	六五四、九〇〇円
六一〇、三〇〇円	六七一、九〇〇円
六二六、四〇〇円	六八九、七〇〇円
六五七、七〇〇円	七二四、一〇〇円
六八九、二〇〇円	七五八、八〇〇円
六九七、四〇〇円	七六七、八〇〇円
七三三、四〇〇円	七九六、五〇〇円
七六〇、三〇〇円	八三七、一〇〇円
七九七、〇〇〇円	八七七、五〇〇円
八一九、五〇〇円	九〇二、三〇〇円
八四一、六〇〇円	九二六、六〇〇円
八八六、三〇〇円	九七五、八〇〇円
九三一、〇〇〇円	一、〇二五、〇〇〇円

九三九、九〇〇円	一、〇三四、八〇〇円
九七五、五〇〇円	一、〇七四、〇〇〇円
一、〇二〇、三〇〇円	一、一三三、四〇〇円
一、〇六五、一〇〇円	一、一七二、七〇〇円
一、一〇九、五〇〇円	一、二二一、六〇〇円
一、一三七、五〇〇円	一、二五二、四〇〇円
一、一六七、五〇〇円	一、二八五、四〇〇円
一、二二五、一〇〇円	一、三四八、八〇〇円
一、二八三、三〇〇円	一、四二二、九〇〇円
一、三二二、六〇〇円	一、四四五、二〇〇円
一、三四一、〇〇〇円	一、四七六、四〇〇円
一、三九八、八〇〇円	一、五四〇、一〇〇円
一、四二五、二〇〇円	一、五六九、一〇〇円
一、四五六、六〇〇円	一、六〇三、七〇〇円
一、五一四、三〇〇円	一、六六七、二〇〇円
一、五七七、三〇〇円	一、七三六、六〇〇円
一、六〇九、七〇〇円	一、七七二、三〇〇円
一、六四〇、四〇〇円	一、八〇六、一〇〇円
一、六七二、六〇〇円	一、八四一、五〇〇円
一、七〇三、六〇〇円	一、八七五、七〇〇円
一、七六六、五〇〇円	一、九四四、九〇〇円
一、八二九、四〇〇円	二、〇一四、二〇〇円
一、八六〇、五〇〇円	二、〇四八、四〇〇円
一、八九二、四〇〇円	二、〇八三、五〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一七九、七〇〇円未満の場合又は一、八九二、四〇〇円をこえる場合においては、その年額に百分の百十・一を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。

附則別表第一

恩給年額の計算の基礎となつて いる俸給年額	仮定俸給年額
五三二、五〇〇円	五八六、三〇〇円
六三六、六〇〇円	七〇〇、九〇〇円
七四〇、八〇〇円	八一五、六〇〇円
八五七、四〇〇円	九四四、〇〇〇円
九七四、二〇〇円	一、〇七二、六〇〇円
一、〇九一、四〇〇円	一、二〇一、六〇〇円
一、二〇八、〇〇〇円	一、三三〇、〇〇〇円
一、三二四、六〇〇円	一、四五八、四〇〇円
一、五八〇、三〇〇円	一、七三九、九〇〇円
一、六四八、九〇〇円	一、八一五、四〇〇円
一、七二一、五〇〇円	一、八八五、五〇〇円
一、八〇六、一〇〇円	一、九八八、五〇〇円
一、九二一、七〇〇円	二、一一五、八〇〇円
二、〇八二、〇〇〇円	二、二九二、三〇〇円
二、一八八、八〇〇円	二、四〇九、九〇〇円
二、三四八、九〇〇円	二、五八六、一〇〇円
二、九三六、一〇〇円	三、二二一、六〇〇円

附則別表第三

恩給年額の計算の基礎となつて いる俸給年額	仮定俸給年額
三八七、〇〇〇円	四二六、一〇〇円
四一〇、八〇〇円	四五二、三〇〇円
四三四、七〇〇円	四七八、六〇〇円
四八一、七〇〇円	五三〇、四〇〇円
五〇七、四〇〇円	五五八、六〇〇円
五六五、二〇〇円	六二二、三〇〇円

六二二、〇〇〇円	六八三、七〇〇円
六八九、一〇〇円	七五八、七〇〇円
七二二、〇〇〇円	七八三、九〇〇円
七九九、六〇〇円	八八〇、四〇〇円
八五六、四〇〇円	九四二、九〇〇円
九七三、五〇〇円	一、〇七一、八〇〇円
一、〇五九、〇〇〇円	一、一六六、〇〇〇円
一、〇七九、六〇〇円	一、一八八、六〇〇円
一、一六八、六〇〇円	一、二八六、六〇〇円
一、三〇三、六〇〇円	一、四三五、三〇〇円
一、三九九、三〇〇円	一、五四〇、六〇〇円
一、五一五、九〇〇円	一、六六九、〇〇〇円
一、六四三、〇〇〇円	一、八〇八、九〇〇円
一、七七〇、二〇〇円	一、九四九、〇〇〇円
一、八九八、一〇〇円	二、〇八九、八〇〇円
一、九二一、七〇〇円	二、一一五、八〇〇円
二、〇八二、〇〇〇円	二、二九二、三〇〇円
二、一八八、八〇〇円	二、四〇九、九〇〇円
二、三四八、九〇〇円	二、五八六、一〇〇円
二、九三六、一〇〇円	三、二二一、六〇〇円

理由
最近の経済情勢にかんがみ、恩給年額等について所要の是正を行なうとともに、旧軍人の遺族、傷病者及び老齢者の恩給年額計算の基礎となる仮定俸給年額の格付けを是正し、並びに琉球諸島民政府職員に係る恩給について所要の改善を行なうこととし、あわせて外国政府職員等の在職期間の通算の条件を緩和する等の必要がある。これが、

この法律案を提出する理由である。
案
国家公務員災害補償法の一部を改正する法律
国家公務員災害補償法の一部を改正する法律
国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二を第二十条の三とし、第二十条の次に次の一条を加える。

(警察官等に係る障害補償又は遺族補償の特例)
第二十条の二 警察官、海上保安官その他職務内容の特殊な職員で人事院規則で定めるものが、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、犯罪の捜査、被疑者の逮捕、犯罪の制止、天災時における人命の救助その他の人事院規則で定める職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る障害補償又は遺族補償については、第十三条第一項の規定による金額、第十七条第一項の規定による額又は第十七条の六第一項の人事院規則で定める額は、それぞれ当該額に百分の五十をこえない範囲内で人事院規則で定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

附則
1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の国家公務員災害補償法第二十条の二の規定は、昭和四十七年一月一日以後に発生した事故に起因する公務上の災害に係る障害補償又は遺族補償について適用する。
2 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
附則第六条第三項中「国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第百二十五号)第一条の規定」を「国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第 号)」に改める。

理由
最近における犯罪の凶悪化等の状況にかんがみ、警察官等が高度の危険が予測される状況下において職務を遂行し、そのため公務上の災害を受けた場合における災害補償について、特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第一号 内閣委員会議録第十七号 昭和四十七年五月十日

郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。
第十三条第一項を次のように改める。

地方郵政監査局は東京都、長野市、名古屋市、金沢市、大阪市、広島市、松山市、熊本市、仙台市及び札幌市にそれぞれ一局を置き、地方郵政局は東京都に二局を、長野市、名古屋市、金沢市、大阪市、広島市、松山市、熊本市、仙台市及び札幌市にそれぞれ一局を置く。
附則
この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由
東京都に置かれている地方郵政局の業務量の著しい増大に対処するため、東京都に地方郵政局を一局増置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

運輸省設置法の一部を改正する法律案
運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。
第十九条第五項中「及び技術部」を、「技術部及び管制保安部」に改める。
第二十一条第三項中「海運局に、」を「海運局及び航空局に、それぞれ」に改める。
第二十八条の二第二項第十一号の四の次に次の三号を加える。

十一の五 航空交通管制に関すること。
十一の六 飛行計画に関すること。
十一の七 航空機の運航に関する情報の提供に関すること。
第二十八条の二第二項第十二号を次のように改める。
十二 航空機の航行の方法その他の航行の安全

に関すること。
第二十八条の二第二項の一号を加える。
十八 所掌事務を遂行するために使用する航空機及び通信施設の運用及び整備に関すること。
第二十八条の二第二項中「及び同項第十一号の四に掲げる事務のうち電波により航空機の航行を援助するための航空保安施設に関するもの並びに同項第十二号、第十五号及び第十六号」を、「第十二号及び第十五号に掲げる事務並びに同項第十六号に掲げる事務(管制保安部の所掌に属するものを除く)を、管制保安部においては、同項第十一号の四から第十一号の七までに掲げる事務、同項第十六号に掲げる事務のうち管制保安部の所掌事務に係るもの及び同項第十八号」に改める。
第三十条第三項中「大阪市」を「交野市」に改める。
第三十八条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削る。
第七十一条第二項中「長野県」を「長野市」に改める。
第八十一条第一項の表中「北海道亀田郡亀田町」を「亀田市」に改める。
附則
この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。ただし、第三十条第三項、第七十一条第二項及び第八十一条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

理由
航空保安に関する組織の強化を図るため航空局に次長一人及び管制保安部を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

航空事故調査委員会設置法案
航空事故調査委員会設置法

(目的)
第一条 この法律は、航空事故の原因を究明するための調査を適確に行なわせるため航空事故調査委員会を設置し、もつて航空事故の防止に寄与することを目的とする。
(設置)
第二条 運輸省に、航空事故調査委員会(以下「委員会」という)を置く。
第三条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

一 航空事故(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第七十六条第一項各号に掲げる事故をいう。以下同じ)の原因を究明するため調査(以下「航空事故調査」という)を行なうこと。
二 航空事故調査の結果に基づき、航空事故の防止のため講ずべき施策について勧告すること。
三 航空事故の防止のため講ずべき施策について建議すること。
四 前三号に掲げる事務を行なうため必要な調査及び研究を行なうこと。

第四条 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。
2 委員のうち三人は、非常勤とする。
3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
4 委員長に事故があるときは、常勤の委員が、その職務を代理する。
(委員長及び委員の任命)
第五条 委員長及び委員は、委員会の所掌事務の遂行につき科学的かつ公正な判断を行なうことができるものと認められる者のうちから、両議院の同意を得て、運輸大臣が任命する。
2 委員長又は委員につき任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議

院の閉会中において、運輸大臣が任命する。

院の解散のために両議院の同意を得ることができな
きときは、運輸大臣は、前項の規定にかか
わらず、同項に定める資格を有する者のうちか
ら、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会に
おいて両議院の事後の承認を得なければなら
ない。この場合においては、両議院の事後の承認を
得られないときは、運輸大臣は、直ちにその委
員長又は委員を罷免しなければならない。

4 次の各号の一に該当する者は、委員長又は委
員となることできない。
一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で
復権を得ないもの
二 禁錮以上の刑に処せられた者
三 航空運送業者若しくは航空機若しくは航空
機の装備品の製造、改造、整備若しくは販売
の事業を営む者又はこれらの者が法人である
ときはその役員（いかなる名称によるかを問
わず、これと同等以上の職権又は支配力を有
する者を含む。）若しくはこれらの者の使用人
その他の従業者

（任期）
前号に掲げる事業者の団体の役員（いかな
る名称によるかを問わず、これと同等以上の
職権又は支配力を有する者を含む。）又は使用
人その他の従業者

（任期）
第六条 委員長及び委員の任期は、三年とする。
ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任
者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができ
る。（罷免）
第七條 運輸大臣は、委員長又は委員が第五條第
四項各号の一に該当するに至つたときは、これ
らを罷免しなければならない。

2 運輸大臣は、委員長若しくは委員が心身の故
障のため職務の執行ができないと認めるとき、
又は委員長若しくは委員に職務上の義務違反そ
の他委員長若しくは委員たるに適しない行為が
あると認めるときは、両議院の同意を得て、こ
れらを罷免することができる。

（會議）
第八條 委員会は、委員長が招集する。
2 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席
がなければ、會議を開き、議決をすることがで
きない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決
し、可否同数のときは、委員長の決するところ
による。

4 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適
用については、第四條第四項の規定により委員
長の職務を代理する常勤の委員は、委員長とみ
なす。（服務）

第九條 委員長及び委員は、職務上知ることので
きた秘密を漏らしてはならない。その職務を退
いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政
治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動
をしてはならない。

3 委員長及び常勤の委員は、在任中、運輸大臣
の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の
職務に従事し、又は營利事業を営み、その他金
錢上の利益を目的とする業務を行なつてはなら
ない。（給与）

第十條 委員長及び委員の給与は、別に法律で定
める。（専門委員）

第十一條 委員会に、専門の事項を調査させるた
め、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、非常勤とする。
（職務従事の制限）

第十二條 委員会は、委員長、委員又は専門委員
が航空事故の原因に関係があるおそれのある者
と密接な關係を有すると認めるときは、当該委
員長、委員又は専門委員を当該航空事故に関す
る航空事故調査に従事させてはならない。

2 前項の委員長又は委員は、当該航空事故調査
に関する委員会の會議に出席することができな
い。

（事務局）
第十三條 委員会の事務を処理させるため、委員
会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。
3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌
理する。

4 事務局の内部組織は、運輸省令で定める。
（航空事故調査）

第十四條 委員会は、航空事故調査を行なうため
必要があると認めるときは、次の各号に掲げる
処分をすることができる。
一 航空機の使用者、航空機に乗り組んでいた
者、航空事故に際し人命又は航空機の救助に
当たつた者その他の航空事故の關係者（以下
「關係者」といふ。）から報告を徴すること。
二 航空事故の現場その他の必要と認める場所
に立ち入つて、航空機その他の航空事故に関
係のある物件を検査し、又は關係者に質問す
ること。
三 關係者に出席を求めて質問すること。
四 航空機その他の航空事故に關係のある物件
の所有者、所持者若しくは保管者に対し当該
物件の提出を求め、又は提出物件を留め置く
こと。
五 航空機その他の航空事故に關係のある物件
の所有者、所持者若しくは保管者に対し当該
物件の保全を命じ、又はその移動を禁止する
こと。
六 航空事故の現場に、公務により立ち入る者
及び委員会が支障がないと認める者以外の者
が立ち入ることを禁止すること。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員
長、委員又は事務局の職員に前項各号に掲げる
処分を、専門委員に同項第二号に掲げる処分を
させることができる。

3 前項の規定により第一項第二号に掲げる処分
をする者は、その身分を示す証票を携帯し、か
つ、關係者の請求があるときは、これを提示し
なければならない。

4 第一項又は第二項の規定による処分の権限
は、犯罪捜査のために認められたものと解釈し
てはならない。
（航空事故の発生通報）

第十五條 運輸大臣は、航空法第七十六條第一項
若しくは第二項の規定により航空事故について
報告があつたとき、又は航空事故が発生したこ
とを知つたときは、直ちに委員会にその旨を通
報しなければならない。
（運輸大臣の援助）

第十六條 委員会は、航空事故調査を行なうため
必要があると認めるときは、運輸大臣に対し、
航空事故についての事実の調査又は物件の収集
の援助その他の必要な援助を求めることができ
る。

2 運輸大臣は、前項の規定により航空事故につ
いての事実の調査の援助を求められた場合にお
いて、必要があると認めるときは、その職員に
第十四條第一項第二号に掲げる処分をさせるこ
とができる。

3 運輸大臣は、航空事故が発生したことを知つ
たときは、直ちに当該航空事故について事実の
調査、物件の収集その他の委員会が航空事故調
査を円滑に開始することができるための適切な
措置をとらなければならない。

4 運輸大臣は、前項の規定による措置をとるた
め必要があると認めるときは、その職員に第十
四條第一項各号に掲げる処分をさせることがで
きる。
5 第十四條第三項及び第四項の規定は、第二項
又は前項の規定により職員が処分をする場合に
ついて準用する。
（關係行政機關等の協力）
第十七條 委員会は、航空事故調査を行なうため
必要があると認めるときは、關係行政機關の長
又は關係地方公共団体の長に対し、資料又は情
報の提供その他の必要な協力を求めることがで

きる。

(原因関係者の意見の聴取)

第十八条 委員会は、航空事故調査を終える前に、当該航空事故の原因に関係があると認められる者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(報告書)

第十九条 委員会は、航空事故調査を終えたときは、当該航空事故に関する次の事項を記載した報告書を作成し、これを運輸大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

- 一 航空事故調査の経過
- 二 認定した事実
- 三 事実を認定した理由
- 四 原因

(勧告)

第二十条 委員会は、航空事故調査を終えた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、航空事故の防止のため講ずべき施策について運輸大臣に勧告することができる。

2 運輸大臣は、前項の規定による勧告に基づき講じた施策について委員会に通報しなければならない。

(建議)

第二十一条 委員会は、必要があると認めるときは、航空事故の防止のため講ずべき施策について運輸大臣又は関係行政機関の長に建議することができる。

(政令への委任)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第二十三条 第九条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第一項第一号、同条第二項又は第十六条第四項の規定による処分に違反して報告

告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十四条第一項第二号、同条第二項若しくは第十六条第二項若しくは第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 第十四条第一項第三号、同条第二項若しくは第十六条第四項の規定による処分に違反して出頭せず、又はこれらの規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十四条第一項第四号、同条第二項又は第十六条第四項の規定による処分に違反して物件を提出しない者

五 第十四条第一項第五号、同条第二項又は第十六条第四項の規定による処分に違反して物件を保全せず、又は移動した者

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の刑を科する。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五條第一項中両議院の同意を得ることに係る部分は、公布の日から施行する。

(最初の委員長及び委員の任命)
2 この法律の施行後最初に任命される委員会の委員長及び委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第五條第二項及び第三項の規定を準用する。

(運輸省設置法の一部改正)
3 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 運輸審議会(第五條 第十八号)」を「第一節 運輸審議会(第五條 第十八号)」に改める。

「第一節 運輸審議会(第五條 第十八号)」を「第一節の二 航空事故調査委員会(第十八条の二)」に改める。

第二章第一節の次に次の一節を加える。
第一節の二 航空事故調査委員会
(航空事故調査委員会)
第十八条の二 運輸省に、航空事故調査委員会を置く。

2 航空事故調査委員会の組織及び所掌事務については、航空事故調査委員会設置法(昭和四十七年法律第 号)の定めるところによる。

第二十八条の二第一項第十五号を次のように改める。
十五 航空事故調査委員会の行なり航空事故調査に対する援助に関すること。

第五十五条の二第十一号を次のように改める。
十一 航空事故調査委員会の行なり航空事故調査に対する援助に関すること。
(航空法の一部改正)

航空法の一部を次のように改正する。
第三百二十二条を次のように改める。
第三百二十二条 削除

第三百三十二条 削除
第三百三十四条第三項を次のように改める。
3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第三百三十四条に次の一項を加える。
4 第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第五百五十八条第一号中「、第三百三十二条第二項を削り、同条第二号中「第三百三十二条第二項を削り、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とする。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

6 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十三号の四の二の次に次の一号を加える。
十三の四の三 航空事故調査委員会の委員長及び常勤の委員

第一条第二十四号を次のように改める。
二十四 航空事故調査委員会の非常勤の委員別表第一官職名の欄中「式部官長」を「航空事故調査委員会委員長」に、「宇宙開発委員会の常勤の委員」を「宇宙開発委員会の非常勤の委員」に改める。

(自衛隊法の一部改正)
自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。
第七七条の見出し中「航空法」を「航空法等」に改め、同条第一項中「、第三百三十二条第一項及び第二項」を削り、同条に次の二項を加える。

7 航空事故調査委員会設置法(昭和四十七年法律第 号) 第三条の規定は、自衛隊の使用する航空機について発生した航空事故(自衛隊の使用する航空機が自衛隊以外の者が使用する航空機と衝突し、又は接触したことにより発生したものを除く)については、適用しない。

8 長官は、航空事故の防止のために有益であると認め前項の航空事故に係る情報を航空事故調査委員会に提供するものとする。

理由

航空事故の原因を究明するための調査を適確に行なわせるため、運輸省に航空事故調査委員会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「北海道統計調査事務所」を「北海道統計情報事務所」に改める。

第三条中「福祉の増進」の下に「並びに国民食糧の安定的供給」を加え、同条第一号中「増進」の下に「改善及び調整」を加え、同条第二号中「を規制する」を「の増進、改善及び調整を図る」に改める。

第四条第九号中「及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行する」を「調査資料その他の情報を作成し、及び提供する」に改め、同条第二十号中「日本農林規格」の下に「及び農林物資の品質に関する表示の基準」を加え、同条第二十九号中「移動廃用及び」を「権利移動及び転用並びに」に改め、同条第三十二号中「開拓及び」及び「農地及び」を削る。

(内部部局)

第五条 本省に大臣官房及び次の五局を置く。

農林経済局

構造改善局

農畜園芸局

畜産局

食品流通局

2 農林経済局に国際部及び統計情報部を、構造改善局に農政部、計画部及び建設部を、農畜園芸局に普及部を置く。

第六条中第四項を第六項とし、同条第三項中「農地局」を「構造改善局」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 構造改善局に次長一人を置く。

4 次長は、局長を助け、局務を整理する。
第八条第一項中第九号から第二十号までを削り、第八号を第十二号とし、第七号を第十一号とし、第六号を第十号とし、第五号を第六号とし、

同号の次に次の三号を加える。

七 農業協同組合その他農業に関する団体の指導監督及び助成を行なうこと。

八 農林漁業団体職員共済組合の指導監督及び助成を行なうこと。

九 農業倉庫に関すること。

第十条第一項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 農林漁業者に関する租税、公課その他の負担に関する連絡調整を行なうこと。

第八条第一項中第二十一号を第十三号とし、第二十二号から第二十五号までを八号ずつ繰り上げ、同項第二十六号中「並びにこれに」を「及び提供し、並びにその作成に」に改め、同号を同項第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 農林省の所掌事務に係る調査資料その他の情報の収集、整理及び分析を行ない、その結果を提供すること。(他の所掌に属することを除く。)

第八条第一項中第二十七号を第二十号とし、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第二十一号から第二十四号まで」を「前項第十三号から第十六号まで」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「統計調査部」を「統計情報部」に、「第一項第二十五号から第二十七号まで」を「第一項第十七号から第二十号まで」に改め、同項を同条第三項とする。

第九条及び第十条を次のように改める。

第九条 構造改善局においては、次の事務をつかさどる。

一 農業行政に関する企画を行なうこと。

二 農業経営の改善を図ること。

三 農地及び農業水利の制度に関する企画を行なうこと。

四 農業振興地域整備計画その他農山漁村の総合的な振興計画の樹立及び実施についての指導及び助成に関すること。

五 農業構造の改善に関する施策につき調整を行なうこと。

六 農業構造の改善に関する調査を行なうこと。

七 農地の権利移動及び転用を統制し、その他農地関係の調整を図ること。

八 農業構造改善事業に関する指導及び助成を行なうこと。

九 農山漁村における電気導入に関すること。

十 農業労働に関すること。

十一 農業者年金基金の指導監督を行なうこと。

十二 土地改良区及び土地改良区連合並びに土地改良事業団体連合会の組織及び管理についての指導監督を行なうこと。

十三 農地等の交換分合の指導助成を行なうこと。

十四 自作農の創設及び維持に関すること。

十五 入植及びこれに伴う営農の指導助成を行なうこと。

十六 開拓融資保証協会の指導監督及び助成を行なうこと。

十七 農業者の海外移住に関し、その募集、選考及び教育並びに移住地の調査を行なうこと。

十八 自作農創設特別措置特別会計の経理を行なうこと。

十九 土地及び水等開発資源の調査及び開発に関する企画を行なうこと。

二十 土地及び水等の資源の農業上の利用区分に関する事務を総括すること。

二十一 土地改良事業の長期計画及び地区計画並びに土地改良事業を基幹事業とする農業開発のための地域計画に関すること。

二十二 国営の開墾建設工事及び土地改良事業の実施に関すること。

二十三 国営の開墾建設工事若しくは土地改良事業の施行に伴い必要を生じた工事又は国営の開墾建設工事若しくは土地改良事業の施行

と工事施行上密接な関連のある工事の受託及び受託に係る当該工事の実施に関すること。

二十四 開墾建設工事及び土地改良事業の技術上の指導監督及び助成を行なうこと。

二十五 開拓及び土地改良事業に用いる機械器具及び資材の管理及びあつせんに関すること。

二十六 農地の保全に係る海岸保全施設に関する事業を実施し、及び監督すること。

二十七 農地の保全に係る地すべり防止に関する事業を実施し、並びに地すべり及びほた山の崩壊の防止に関する事業を助成し、及び監督すること。

二十八 特定土地改良工事特別会計の経理を行なうこと。

二十九 農地開発機械公団、水資源開発公団及び八郎潟新農村建設事業団の指導監督を行なうこと。

農政部においては、前項第一号から第十八号までに掲げる事務をつかさどる。

3 計画部においては、第一項第十九号から第二十一号までに掲げる事務をつかさどる。

4 建設部においては、第一項第二十二号から第二十七号までに掲げる事務をつかさどる。

第十条 農畜園芸局においては、次の事務をつかさどる。

一 農産物(野菜を除き、蚕糸を含む。以下この条において同じ。)の生産に関する行政に関する企画を行なうこと。

二 農産物の流通及び消費に関する行政に関する企画を行なうこと。(食糧庁の所掌に属することを除く。)

三 農産物に関する団体の指導監督及び助成を行なうこと。(食糧庁の所掌に属することを除く。)

四 農作物の作付体系の合理化に関すること。

五 農産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(食糧庁の所掌に属する

ことを除く。

六 肥料、農機具、農薬その他の農業専用物品（蚕糸業専用物品を含む。以下この条において同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（他省がその生産を所掌する農業専用物品の生産に関すること第十号に掲げるもの以外のものを除く。）

七 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三十九号）の施行に関する事務で農林省の所掌に属するものを処理すること。

八 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）に基づいて、都道府県が行なう資金の貸付けにつき助成を行なうこと。

九 農産物及び農業専用物品の検査に関すること。（農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）による検査に関するものを除く。）

十 肥料価格安定等臨時措置法（昭和二十九年法律第百三十八号）の施行に関する事務で農林省の所掌に属するものを処理すること。

十一 農業機械化の促進に関すること。

十二 病虫害の防除及び輸出入植物の検疫に関すること。

十三 日本蚕糸事業団の指導監督を行なうこと。

十四 蚕病の予防に関すること。

十五 蚕糸に関する知識の普及交換を図ること。

十六 大豆なたね交付金暫定措置法による交付金の交付に関すること。

十七 農業（畜産業を含む、蚕糸業を除く。第十九号において同じ。）及び農山漁家の生活に関する知識の普及交換を図ること。
十八 農業改良助長法に基づいて、普及事業の助成を行なうこと。
十九 農業及び農山漁家の生活に関する知識の普及交換に関する事務に従事する者の能力の向上を図ること。

号までに掲げる事務をつかさどる。

第十二条を次のように改める。
（食品流通局の事務）
第十二条 食品流通局においては、次の事務をつかさどる。

一 野菜、飲食料品（主要食糧である農作物を主原料とするものを除く。次号及び第十四号において同じ。）及び油脂の生産、流通及び消費に関する行政に関する企画を行なうこと。

二 野菜、飲食料品及び油脂に関する団体の指導監督及び助成を行なうこと。

三 農林省の所掌事務に係る物資（農林畜水産業専用物品を除く。次号において同じ。）の流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務を総括すること。

四 農林省の所掌事務に係る物資の物価対策に関する事務を総括すること。

五 卸売市場（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項に規定する卸売市場をいう。以下同じ。）の整備を図ること。

六 中央卸売市場の指導監督を行なうこと。

七 農林省の所掌に係る事業を営む中小企業の育成及び発展並びに農林省の所掌に係る事業の合理化に関すること。

八 農林省の所掌に係る商工業に関する団体の指導監督を行なうこと。

九 前二号に掲げるもののほか、農林省の所掌に係る商工業その他の事業の発達、改善及び調整に関する事務を総括すること。

十 農林省の所掌事務に係る物資の売買取引を行なうために必要な商品市場を開設すること

十一 農林省の所掌事務に関し一般消費者の利益の保護に関する事務を総括すること。
十二 日本農林規格及び農林物資の品質に関する表示の基準に関すること。
十三 農林畜水産物、飲食料品及び油脂の輸出

検査の基準及び輸出検査に関すること。

十四 野菜、飲食料品及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
十五 野菜の検査に関すること。（農産物検査法による検査に関するものを除く。）
十六 糖価安定事業団の指導監督を行なうこと。

第十七条中「園芸試験場」を「果樹試験場」「食糧研究所」を「食品総合研究所」に、「輸出品検査所」を「農林規格検査所」に改める。

第十八条の五の見出しを「果樹試験場」に改め、同条第一項中「園芸試験場」を「果樹試験場」に、「園芸」を「果樹」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「園芸試験場」を「果樹試験場」に改める。

第十八条の七を第十八条の八とし、第十八条の六を第十八条の七とし、第十八条の五の次に次の一条を加える。

（野菜試験場）
第十八条の六 野菜試験場は、野菜及び花きに関する技術上の試験研究、調査、分析、鑑定及び講習を行なう機関とする。

2 野菜試験場は、三重県に置く。

3 農林大臣は、野菜試験場の事務を分掌させるため、所要の地に野菜試験場の支場を設けることができる。

4 野菜試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

第十九条第二項の表東海近畿農業試験場の項を削る。

第二十二條の三の見出しを「食品総合研究所」に改め、同条第一項中「食糧研究所」を「食品総合研究所」に改め、同項第一号中「食糧の加工、貯蔵等」を「飲食料品、食用に供する農畜産物その他の食品の加工及び流通等」に改め、同項第二号中「食糧」を「食品」に改め、同項第四号中「食糧」を「食品」に、「貯蔵等」を「流通等」に

改め、同条第二項から第四項までの規定中「食糧研究所」を「食品総合研究所」に改める。

第二十五条の見出しを「農林規格検査所」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。
農林規格検査所は、次に掲げる事項を行なう機関とする。

一 日本農林規格による格付けの表示を附された農林物資及び農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査

二 登録格付機関（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十四条第二項の規定に基づき格付けに関する業務の一部を行なう同項の製造業者を含む。）の行なう日本農林規格による格付けに関する技術上の指導

三 前号に規定する製造業者が行なう当該格付けに関する業務に係る農林物資の品質管理に関する技術上の指導

四 輸出に係る農林畜水産物、飲食料品及び油脂の検査並びに輸入に係る農林畜水産物、飲食料品及び油脂の依頼による検査

五 農林省の所掌事務に係る指定貨物についての指定検査機関の行なう検査の指導監督

六 日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資並びに輸出に係る農林畜水産物、飲食料品及び油脂の検査技術に関する調査研究及び講習

2 前項に規定するもののほか、農林大臣は、農林規格検査所に、日本農林規格による農林物資の格付けに関する事務（他の所掌に属するものを除く。）を行なわせることができる。

3 農林規格検査所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
小樽農林規格検査所	小樽市
東京農林規格検査所	東京都
静岡農林規格検査所	静岡市
神戸農林規格検査所	神戸市
門司農林規格検査所	北九州市

第二十五条第四項及び第五項中「輸出品検査所」を「農林規格検査所」に改める。

第三十四条第一項の表農林統計審議会の項中「統計の作成」を「統計その他の情報の作成」に、「調査」を「資料の収集その他の調査」に改め、同表特殊地域農業振興対策審議会の項を削る。

第三十五条中「北海道統計調査事務所」を「北海道統計情報事務所」に改める。

第三十六条第二号中「主要食糧」を「主要食糧である農産物」に改め、同条第三号の三中「農畜水産物の」を削り、同条第七号中「これ」を「提供並びにその作成」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七の二 農林省の所掌事務に係る調査資料その他の情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供に關すること。

第三十六条第十一号中「移動費用」を「権利移動及び転用」に改め、同条第十二号中「企画並びに開拓及び」を「企画」に改め、「地区計画」の下に「並びに土地改良事業を基幹事業とする農業開発のための地域計画」を加え、同条に次の一号を加える。

十九 食糧事務所の所掌事務のうち野菜その他の農産物及び飲食物品の生産及び流通の改善及び調整に關する事務につき必要な指示を行なうこと。

第三十八条の見出し中「統計調査事務所」を「統計情報事務所」に改め、同条第一項中「第三十六条第七号」の下に「及び第七号の二」を加え、「統計調査事務所」を「統計情報事務所」に改め、同条第二項及び第三項中「統計調査事務所」を「統計情報事務所」に改める。

第三十九条中「第三十六条第七号」の下に「及び第七号の二」を加える。

「第二款 北海道統計調査事務所」を「第二款 北海道統計情報事務所」に改める。

第四十二条第一項を次のように改める。

北海道統計情報事務所は、本省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 農林省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に關すること。

二 農林省の所掌事務に係る調査資料その他の情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供に關すること。

第四十二条第二項から第四項までの規定中「北海道統計調査事務所」を「北海道統計情報事務所」に改める。

第五十六条第二項中「農林産物の検査に關する事務及び」を「野菜その他の農産物及び飲食物品の生産及び流通の改善及び調整に關する事務、農林産物の検査に關する事務並びに」に改め、同条第三項中「農政局長、蚕糸園芸局長」を「農畜園芸局長、食品流通局長」に改める。

第六十条中「四部」を「三部」に、「職員部」を「指導部」に改める。

第六十条の二中第二項を第四項とし、第一項を第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

林野庁に次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、庁務を整理する。

第六十一条第三号中「会計の監査」を「これらの会計の会計監査」に改め、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十一条の二を削る。

第六十二条第一号中「及び経営計画」を「並びに民有林野の経営計画」に改める。

第六十三条（見出しを含む）中「業務部」を「国有林部」に改め、同条に次の七号を加える。

五 国有林野の管理及び処分並びに公有林野等官行造林地の管理に關すること。

六 国有林野事業特別会計においてその給与を支弁する林野庁の職員の給与その他の労働条件に關すること。

七 国有林野事業特別会計においてその給与を支弁する林野庁の職員の結成する労働組合その他の団体との交渉その他これらの団体に關すること。

八 公共企業体等労働委員会に対する調停及び仲裁の請求に關すること。

九 林野庁の職員の安全、衛生、医療その他福利厚生に關すること。

十 林野庁の職員の教養及び訓練に關すること。

十一 林野庁共済組合に關すること。

この法律は、公布の日から起算して三十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十七条の改正規定中「園芸試験場」を「果樹試験場」に改める部分、第十八条の五の改正規定、第十八条の七を第十八条の八とし、第十八条の六を第十八条の七とし、第十八条の五の次に一条を加える改正規定及び第十九条第二項の改正規定は、昭和四十八年一月一日から施行する。

理由

最近におけるわが国農林業及びこれをめぐる諸情勢の推移にかんがみ、農林行政の強力な推進を図るため、既存の部局の一部を廃止して構造改善局、農畜園芸局及び食品流通局を設置する等農林省の本省の内部組織を再編整備し、これに即して本省及び食糧庁の附属機関及び地方支分部局の組織につき所要の整備を行なうとともに、林野庁の内部組織の整備を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方制度調査会設置法の一部を改正する法律案

地方制度調査会設置法の一部を改正する法律案

地方制度調査会設置法（昭和二十七年法律第三百十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「一年」を「二年」に改める。

限 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に地方制度調査会の委員である者の任期は、昭和四十八年十一月十四日までとする。

理由

地方制度調査会の運営の状況にかんがみ、委員の任期を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

許可、認可等の整理に關する法律案

許可、認可等の整理に關する法律案

（近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に關する法律の一部改正）

第一条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に關する法律（昭和三十九年法律第四百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四十二条を次のように改める。

（不動産登記法の特例）

第四十二条 工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地及び建物の登記については、政令で不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の特例を定めることができる。（理化学研究所法の一部改正）

第二条 理化学研究所法(昭和三十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「理事長の意見をきいて、内閣総理大臣」を「内閣総理大臣の認可を受けて、理事長」に改める。

第十五条第一項及び第二項中「内閣総理大臣は、」を「内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

第三十七条中「並びに第十五条第一項及び第二項」を「及び第十五条」に改める。

第三十八条中「附則」を「第十二条第二項、第十五条第三項及び附則」に改める。

(新技術開発事業団法の一部改正)
第三条 新技術開発事業団法(昭和三十六年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「理事長の意見をきいて、内閣総理大臣」を「内閣総理大臣の認可を受けて、理事長」に改める。

第十五条第一項及び第二項中「内閣総理大臣は、」を「内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

第二十五条中「内閣総理大臣」を「内閣総理大臣の認可を受けて、理事長」に改める。

第二十七条中「及び」の下に「第三項並びに」を加える。

条第二項、第十五条第三項(第二十七条において準用する場合を含む)及び第二十五条の認可を除く。を加える。

(日本原子力研究所法の一部改正)
第四条 日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「理事長及び原子力委員会」の意見をきいて、内閣総理大臣を「内閣総理大臣の認可を受けて、理事長」に改める。

第十五条第一項中「内閣総理大臣は、」を「内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣は、」を「内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る」に改め、同条第三項及び原子力委員会の意見をきいて、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長」に改める。

(少年院法の一部改正)
第五条 少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「法務大臣の認可を受けて」を削る。

(婦人補導院法の一部改正)
第六条 婦人補導院法(昭和三十三年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「法務大臣の認可を受けて」を削る。

(保護司法の一部改正)
第七条 保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。
4 第一項及び前項に規定する法務大臣の権限は、地方更生保護委員会に委任することができる。

(「公社は、大蔵大臣の認可を受け」とあるのは、「公社は」と読み替えるものとする。)(酒税法の一部改正)
第九条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の四第一項及び第二項中「国税庁長官」を「その製造場の所在地の所轄税務署長」に改め、同条第三項及び第四項中「国税庁長官」を「その確認に係る税務署長」に改める。

(日本育英会法の一部改正)
第十条 日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一号中「認可ヲ受ケタル」を「指定スル」に改める。

(畜産物の価格安定等に関する法律の一部改正)
第十一条 畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第一項中「役員」を「理事長及び監事」に改め、同条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 副理事長及び理事は、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

第二十九條中「農林大臣は、」を「農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る」に改め、同条に次の一項を加える。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならぬ。

第三十七條第一項中「農林大臣」を、農林大臣の認可を受けて、理事長」に改め、同条第二項中「第二十七條第二項及び第三項」を「第二十七條第三項及び第四項」に改め、「第二十九條第二項」の下に「及び第三項」を加える。

に改める。

第十八條中「勅令」を「政令」に、「許可ヲ受ケベキコト」を「許可ヲ受ケ又ハ行政官庁ニ届出ヲ為スベキコト」に改める。

第二十一條から第四十三條までを次のように改める。

第二十一條乃至第四十三條 削除
第四十四條中「蚕糸業会」を削る。

第四十五條中「第十八條」を「第十八條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケベキ旨ノ命令」に改める。

第四十八條中第三號を第四號とし、第二號を第三號とし、第一號の次に次の一號を加える。

二 第十八條ノ規定ニ依ル命令ニ係ル届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタル者
第四十九條中「若ハ第二號」を「乃至第三號」に改める。

第五十條及び第五十一條を削る。

(電波法の一部改正)
第十三條 電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「三百メガサイクル」を「三百メガヘルツ」に改める。

第六条第一項第四号中「船舶局(船舶の無線局をいう。以下同じ。及び航空機局(航空機の無線局をいう。以下同じ。))」を「船舶の無線局及び航空機の無線局」に改め、同条第三項中「船舶局」の下に「船舶の無線局のうち、無線設備が遭難自動通報設備又はレーダーのみのもの以外のものをいう。以下同じ。」を加え、同条第四項中「航空機局」の下に「航空機の無線局のうち、無線設備がレーダーのみのもの以外のものをいう。以下同じ。」を加える。

のある航空機又は無線設備がレーダーのみの無線局」に改める。

第六十四条第一項中「四百八十五キロサイクルから五百十五キロサイクルまで」を「四百八十五キロヘルツから五百十五キロヘルツまで」に改める。

第六十五条第一項中「五百キロサイクル」を「五百キロヘルツ」に改める。

第七十三条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、当該無線局の発射する電波の質又は空中線電力に係る無線設備の事項以外の事項の検査を行なう必要がないと認める無線局については、その無線局に電波の発射を命じて、その発射する電波の質又は空中線電力の検査を行なう。

第七十三条第四項中「第一項又は第二項」を「第一項本文又は第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項本文又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 郵政大臣は、無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとする場合その他この法律の施行を確保するため特に必要がある場合において、当該無線局の発射する電波の質又は空中線電力に係る無線設備の事項のみについて検査を行なう必要があると認めるときは、その無線局に電波の発射を命じて、その発射する電波の質又は空中線電力の検査を行なうことができる。

第七十三条第一項の次に次の一項を加える。
2 前項の検査は、当該検査を毎年行なう必要がないと認める無線局並びに外国地帯を航行中の船舶及び航空機の無線局については、同項の規定にかかわらず、省略することができる。

第八十二条第三項中「第七十三条第三項及び

第四項」を「第七十三条第五項及び第六項」に改める。

第九十九条の十一第一項第一号中「第百条第三項」を「第百条第五項」に改める。

第百条第一項第一号中「十キロサイクル」を「十キロヘルツ」に及び平衡二線式線線搬送設備」を、平衡二線式線線搬送設備その他郵政省令で定める通信設備」に改め、同項第二号中「十キロサイクル」を「十キロヘルツ」に改め、同条第二項中「次項」を「第五項」に改め、同条第三項中「第七十三条第二項から第四項まで」を「第七十三条第三項、第五項及び第六項」に、第八十一条を「並びに第八十一条」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の許可を受けた者が当該設備を譲り渡したとき、又は同項の許可を受けた者について相続若しくは合併があつたときは、当該設備を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

4 前項の規定により第一項の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を郵政大臣に届け出なければならぬ。

第百二条の二第一項中「八百九十メガサイクル」を「八百九十メガヘルツ」に改める。
第百十條第五号中「第百条第三項」を「第百条第五項」に改める。

第百十一条中「若しくは第二項（第百条第三項）において準用する場合を含む。」を、第三項（第百条第五項）において準用する場合を含む。」若しくは第四項」に改める。
第百十二条第三号中「第百条第三項」を「第百条第五項」に改める。
第百十六条第一号中「第二十條第三項」を「第二十条第六項（同条第七項において準用する場合を含む）」に改め、同条第二号及び第三

号中「第百条第三項」を「第百条第五項」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。
四 第百条第四項の規定に違反して、届出をしない者
（放送法の一部改正）
第十四条 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。
第九条第一項第一号イ中「五百二十五キロサイクルから千六百五十キロサイクルまで」を「五百二十五キロヘルツから千六百五十キロヘルツまで」に改め、同号ロ中「三十メガサイクル」を「三十メガヘルツ」に改める。
（流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正）
第十五条 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）の一部を次のように改正する。
第四十七条を次のように改める。
（不動産登記法の特例）
第四十七条 事業地内の土地及び建物の登記については、政令で不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の特例を定めることができる。
（道路整備特別措置法の一部改正）
第十六条 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。
第十五条第一項中「工事の途中において」を「工事が完了した場合には」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 建設大臣又は都道府県知事は、前項に規定する工事の途中においても、建設省令で定めるところにより、前項に規定する工事の区分に従い、当該工事の検査を行なうことができる。
第十五条の二並びに第十六条第一項及び第三項中「第一項後段」を「第一項」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第十三条、第十四条及び附則第十一項 昭和四十七年六月一日
二 第十二条中蚕糸業法第二十一条から第四十条までの改正規定並びに第五十条及び第五十一条を削る改正規定並びに附則第五項、第六項、第十二項及び第十三項 公布の日から起算して九十日を経過した日
（経過措置）

2 この法律の施行前に第二条から第四条までの規定による改正前の理化学研究所法第十二条第二項、新技術開発事業法第十二条第二項若しくは第二十五条又は日本原子力研究所法第十二条第二項の規定により内閣総理大臣が任命した理化学研究所の副理事長若しくは理事、新技術開発事業団の専務理事、理事若しくは開発審議会の委員又は日本原子力研究所の副理事長若しくは理事は、第二条から第四条までの規定による改正後の理化学研究所法第十二条第二項、新技術開発事業法第十二条第二項若しくは第二十五条又は日本原子力研究所法第十二条第二項の規定により内閣総理大臣の認可を受けて理事長が任命したものとみなす。

3 この法律の施行の際、第九条の規定による改正前の酒税法第二十二条の四第一項又は第二項の規定により国税庁長官の承認又は確認を受けていた酒類製造者は、この法律の施行の際、第九条の規定による改正後の酒税法第二十二条の四第一項又は第二項の規定により当該酒類製造者の酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の承認又は確認を受けたものとみなす。

4 この法律の施行前に第十一条の規定による改正前の畜産物の価格安定等に関する法律第二十七條第一項又は第三十七條第一項の規定により農林大臣が任命した畜産振興事業団の副理事長

若しくは理事又は評議員は、第十一条の規定による改正後の同法第二十七條第二項又は第三十七條第一項の規定により農林大臣の認可を受けて理事長が任命したものとみなす。

5 第十二條の規定による改正前の蚕糸業法（以下この項において「旧蚕糸業法」という。）に基づく蚕糸業会（以下この項から附則第八項までにおいて「旧蚕糸業会」という。）で、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の際現に存するもの（清算中のものを除く。）は、その時に解散する。この場合における解散及び清算については、旧蚕糸業法第四十一条の規定による解散の命令によつて解散した旧蚕糸業会の解散及び清算の例による。

6 旧蚕糸業会で附則第一項第二号に掲げる規定の施行の際現に清算中のものの清算については、なお従前の例による。

7 旧蚕糸業会は、この法律の施行の日から起算して九十日を経過する日までの間において、政令で定めるところにより、民法（明治二十九年法律第八十九号）に基づき社団法人となることができる。

8 前項の規定による旧蚕糸業会の組織変更に係る登記に關し必要な事項は、政令で定める。

9 この法律（附則第一項各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

10 農林省設置法（昭和二十四年法律第五百二十三号）の一部を次のように改正する。
 第四條第四十三号を次のように改める。
 四十三 蚕種製造業、製糸業その他の蚕糸業の許可又は免許を与えること。

11 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。
 第十條の二第二項第一号中「もの」の下に「。ただし、監視部所掌のものを除く。」を加へ、

同条第三項第一号中「以外のもの」の下に「。ただし、監視部所掌のものを除く。」を加へ、同条第四項第一号中「第一項第十号」を「第一項第八号（無線局に電波の発射を命じてその発射する電波の質又は空中線電力について行なう検査に關する事務に限る。）、第十号」に改める。
 第十三條第六項中「第十條の二第二項第十号」を「第十條の二第二項第八号（無線局に電波の発射を命じてその発射する電波の質又は空中線電力について行なう検査に關する事務に限る。）、第十号」に改める。
 （法人税法の一部改正）

12 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。
 別表第三中蚕糸業会の項を削る。
 （農林中央金庫法の一部改正）

13 農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。
 第五條第一項中「蚕糸業会」を削る。

理由
 行政の簡素化及び合理化を図るため、許可、認可等の整理を行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

労働省設置法の一部を改正する法律案
 労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。
 第四條第九号を次のように改める。
 九 所掌事務に關する統計、調査資料その他の情報を作成し、及び提供すること。
 第五條第二項中「労働統計調査部」を「統計情報部」に、「賃金部」を「福祉部」に改める。
 第五條の二第三項及び第四項を削る。
 第六條第一項第十七号を次のように改める。
 十七 労働に關する資料その他の情報の収集、整理、分析を行ない、その結果を提供すること。

第六條第二項中「労働統計調査部」を「統計情報部」に改める。
 第七條中第七号を削り、第八号を第七号とする。
 第八條第一項第一号中「關すること」の下に「（最低賃金に關するものを除く。）」を加へ、同項第八号中「及び労働災害防止協会」を「労働災害防止協会、中小企業退職金共済事業団及び特定業種退職金共済組合」に改め、同項第十一号を次のように改める。
 十一 労働者の福祉の増進を図ること（他の所掌に屬するものを除く。）
 第八條第一項第十四号中「勤労者財産形成促進法」の下に「中小企業退職金共済法、港湾労働法（第七章の規定に限る。第三項において同じ。）」を加へ、同条第三項を次のように改める。
 3 福祉部は、第一項第一号に掲げる事務（労働基準法の施行に關するものを除く。）、同項第八号に掲げる事務のうち中小企業退職金共済事業団及び特定業種退職金共済組合の監督に關するもの、同項第九号の二から第十一号までに掲げる事務並びに同項第十四号に掲げる事務のうち勤労者財産形成促進法、中小企業退職金共済法及び港湾労働法の施行に關するものをつかさどる。

別表五交野女子学院の項中「大阪府北河内郡交野町」を「交野市」に改め、同表中豊浦医療少年院の項を削り、
 紫明女子学院 歌志内市
 月形少年院 北海道樺戸郡月形町
 仙台入国管理事務所 釜石市
 石港出張所

別表十二中札幌入国管理事務所根室港出張所の項を削り、
 仙台入国管理事務所 釜石市
 港出張所
 仙台入国管理事務所大船渡港出張所 大船渡市
 東京入国管理事務所立川出張所 立川市
 東京入国管理事務所日立港出張所 日立市

第十五條第三項中「労働統計調査部長」を「統計情報部長」に改める。
 附則
 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

理由
 労働行政機能の充実を図るため、労働大臣官房の労働統計調査部を改組して統計情報部とし、労働基準局に福祉部を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

労働省設置法の一部を改正する法律案
 労働省設置法（昭和二十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。
 別表三札幌法務局の項中「江部乙町」を削り、同表函館地方法務局の項中「函館市」を「函館市 亀田市」に改める。
 別表四旭川刑務所の項中「北海道上川郡東鷹栖町」を「旭川市」に改め、同表松山刑務所の項中「松山市」を「愛媛県温泉郡重信町」に改める。

紫明女子学院 歌志内市
 月形少年院 北海道樺戸郡月形町
 仙台入国管理事務所 釜石市
 石港出張所

別表十二中札幌入国管理事務所根室港出張所の項を削り、
 仙台入国管理事務所 釜石市
 港出張所
 仙台入国管理事務所大船渡港出張所 大船渡市
 東京入国管理事務所立川出張所 立川市
 東京入国管理事務所日立港出張所 日立市

東京入国管理事務所立川 立川市
 東京入国管理事務所日立 日立市

東京入国管理事務所直江津港出張所 直江津市

東京入国管理事務所直江津港出張所 直江津市

を保障することとしております。

以上のほか、外国政府職員等の在職期間の通算条件を緩和し、旧日本医療団の職員期間及び日本赤十字社の救護員期間の通算制限を撤廃し、警察監獄職員または教育職員として長期間勤務した者に対する勤続増給の措置に伴い、恩給外の所得による恩給年額増給の措置を併し、恩給外の所得による普通恩給の停止基準額を引き上げる等所要の改善を行なうこととしております。

なお、以上述べました措置は、昭和四十七年十月一日から実施することとしておりますが、琉球政府職員恩給の改善に関する事項は、沖縄復帰の日にかかるとして実施することといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

次に、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本年三月十六日、人事院から国家公務員法第二十三条の規定に基づき、最近における犯罪の凶悪化等の状況にかんがみ、国民の生命、身体及び財産の保護その他公共の安全と秩序の維持の任に当たる警察官等にかかる災害補償について、特別の措置を講ずる必要がある旨の申し出があり、政府としては、その内容を検討した結果、この意見の申し出のとおり国家公務員災害補償法の一部を改正する必要があると認め、この法律案を提出した次第であります。

次に、その内容について概要を御説明申し上げます。

この法律案においては、警察官、海上保安官等の職務内容の特殊な職員が、その生命または身体に対して高度の危険が予測される状況下において、犯罪の捜査、被疑者の逮捕、犯罪の制止、天災時における人命の救助等の職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における障害補償または遺族補償の金額について、現行の補償の金額にその百分の五十の範囲内の率を乗じて得た金額を加算することとしております。

額を加算することとしております。

なお、施行期日については、公布の日から施行することとしておりますが、改正後の規定は、昭和四十七年一月一日から適用することとしております。

以上、この法律案の提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

何とぞ御賛成くださるようお願い申し上げます。

○伊能委員長 廣瀬郵政大臣。

○廣瀬郵政大臣 たいま議題となりました郵政省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、郵政省の地方管理組織の適正化をはかるための改正であります。

東京都に置かれていた地方郵政局は、全国十カ所に置かれていた地方郵政局のうち最大の規模を有し、膨大な業務量のため一郵政局としての管理能力の限界を越えておりましたので、これに対処するため、東京都に地方郵政局を一局増設して、首都圏における郵政事業の整備充実をはかり、事業サービスの向上に万全を期せんとするものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○伊能委員長 丹羽運輸大臣。

○丹羽運輸大臣 たいま議題となりました運輸省設置法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

航空交通の安全の確保は、現下緊急の国民的要請であります。この要請にこたえ、かつ航空輸送の飛躍的発展に対処するため航空保安に関する組織の強化をはかることが、今回の改正の趣旨でございます。

次に、改正案の内容について御説明申し上げます。

第一に、航空局に管制保安部を置くことであり

ます。

航空交通の安全を確保するためには、航空保安施設の整備、航空保安要員の確保とあわせて航空保安を担当する組織を強化することが必要であります。このため、航空交通管制、航空保安施設の設置管理、航空通信施設運用等の航空保安業務を相当する管制保安部を置くこととするものであります。

第二に、航空局に次長一人を置くこととあります。

航空局は、今回の改正案により四部二官十八課から構成されることとなり、その事務は、航空保安業務をはじめとして近年急激に増大しており、かつ複雑多岐にわたっていることにかんがみ、局長を統括整理する次長を置くこととするものであります。

このほか、都市交通に関する基本的な計画については、昭和四十七年四月以後運輸政策審議会に審議することとされていることに伴い、都市交通審議会に関する規定を整理するものであります。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

航空事故調査委員会設置法につきまして、御説明申し上げます。

たいま議題となりました航空事故調査委員会設置法案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

航空行政にとって航空交通の安全の確保が最大の使命であることは言うまでもないところであります。不幸にして航空事故が発生した場合に、航空事故の原因を適確に究明し、事故の再発防止に役立てることが必要であります。

現在のところ、大規模な航空事故が発生した場合に、そのつど民間有識者からなる調査団を編成して航空事故の原因について調査を行なっておりますが、このような調査体制には、調査をすみやかに開始することが困難であること、平素から調査の実施につき十分な準備を整えておくことが

できないこと等の制約があります。

このような現状にかんがみ、航空事故の原因を究明するための調査を適確に行なう体制を確立するため、常設の航空事故調査委員会の設置をはかることが、本法案提案の趣旨でございます。

次に、この法律案のおもな内容について御説明申し上げます。

第一に、運輸省に航空事故調査委員会を設置することといたしております。

第二に、委員会の所掌事務は、航空事故の原因を究明するための調査を行なうこと、その調査結果に基づき航空事故の再発防止のため講ずべき施策につき運輸大臣に勧告すること、必要に応じ運輸大臣または関係行政機関の長に対して建議すること、並びにこれらの事務を行なうための必要な調査及び研究を行なうこととすることといたしております。

第三に、委員会は委員長及び委員四人をもって組織し、委員長及び委員は、委員会の所掌事務の遂行につき科学的かつ公正な判断を行なうことができることと認められる者のうちから、両議院の同意を得て運輸大臣が任命し、その任期は三年とすることといたしております。なお、委員会には専門委員及び事務局を置くことといたしております。

第四に、委員会は、航空事故の原因を究明するための調査を行なうため必要があると認めるときは、航空事故の関係者からの報告の徴収、航空事故の現場への立ち入り検査、航空事故に関係のある物件の提出要求等の処分を行なうことができることといたしております。

第五に、委員会は、航空事故の原因を究明するための調査を終えたときは、当該航空事故に関する報告書を作成し、これを運輸大臣に提出するとともに、公表しなければならぬことといたしております。

以上のほか、委員会の行なう調査に対する運輸大臣の援助、関係行政機関の協力、航空事故の原因に関係のある者の意見の聴取、罰則等について

て所要の規定を整備することとしたしております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○伊能委員長 赤城農林大臣。

○赤城國務大臣 農林省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

わが国の農業及び農政は、最近の内外の諸情勢の激しい変化の中にあつて、種々の重要な課題に当直してあります。

すなわち、内には高度化、多様化したつある国民食糧需要の変化に対応し、農業生産をこれに適合させ、食料需給のバランスをとるよう農業生産の再編成を急速に進める必要がありますし、食料品の価格安定等に対する国民全般の強い要請にかんがみまして、農畜水産物の流通及び消費者保護に關する行政を強力に推進することが一段と必要となつております。また、外には、経済の国際化の進展等に対応して、わが国農業の構造改善をさらに一そう推進し、わが国農業を国際競争力において競争できるような近代的な農業として確立することを旨として、その体質の改善をはかることが基本的に重要となつていのであります。

このような農政上の重要課題に積極的に対応するためには、構造、生産、流通、価格等の各般にわたる施策をさらに強力に推進し、今後の農政の方向に即応することができるよう、農林省の体制を一新する機構改正を行なうことが必要であり、この法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案のおもなる内容について御説明申し上げます。

第一は、農林省の任務の明確化であります。国民食糧の安定的供給につきましては、従来から農林省がその当然の任務として必要な施策を講じてきたところでありますが、このたびの機構改正の機会に、国民食糧の安定的供給をはかることを農林省の任務として法文上明らかにすること

してあります。第二は、農林本省の内部組織について再編整備を行なうこととあります。

さきに述べました今回の機構改正の趣旨に即しまして、農林経済局、農政局、農地局及び蚕糸園芸局を再編して、構造改善局、農畜園芸局及び食品流通局を新設するとともに、農林経済局の所掌事務の整備を行なうこととしてあります。以下、その概要を申し上げます。

まず、構造改善局の新設は、わが国農業の体質の改善をはかるための構造改善諸施策を強力に推進するため、現在の農政局の構造政策担当部門と農地局の農地制度及び農業基盤整備担当部門とを統合するものであります。なお、この局には次長を置くこととしてあります。

農畜園芸局の新設は、需要に即した農業生産の再編成をはかる施策をさらに一そう推進するため、現在の農政局及び蚕糸園芸局の農産、蚕糸、園芸、普及等の主として生産改善に關する施策を担当する部門を統合するものであります。

食品流通局の新設は、野菜について生産から消費に至るまで一貫した施策を推進するとともに、生鮮食料品等の価格流通対策、物価対策、消費者保護等の諸施策の総合的かつ効果的な推進をはかるため、食品流通行政についてこれを總括する局を設けるものであります。

農林経済局につきましては、金融、税制、農業保険及び農業団体に關する行政相互間における緊密な連携をはかることと、国際関係の施策を強力に推進するため、その体制を整備するものであります。

また、農林経済局統計調査部につきましては、農林畜水産物の生産、流通、価格等に関する情報関係事務の強化をはかることとし、その名称を統計情報部に改めることとしてあります。

第三は、農林省の地方組織を整備することであり、地方組織につきましては、本省の組織改正に対応して地方農政局の組織及び所掌事務を整備する

ほか、食糧事務所につきましては、新たに本省の野菜等の生産流通に關する事務を分掌させることができることとしてあります。また、輸出品検査所を農林規格検査所に改組することとしたしております。

第四は、試験研究機関の整備拡充をはかることとあります。野菜に關する施策及び食品の加工流通に關する施策の拡充強化の一環として、これらに關する試験研究についてもその体制を整備することとし、このため、野菜試験場を新設するとともに、園芸試験場を果樹試験場に、食糧研究所を食品総合研究所にそれぞれ改組することとしたしております。

最後に、林野庁の機構改正について申し上げます。最近におけるわが国の森林・林業をめぐる情勢は、森林の公益的機能に対する国民的要請が急速に高まる一方、林業生産が停滞し、これに伴い外材の輸入が増大する等きわめてきびしいものとなつてあります。このような情勢に対処して、造林、林道及び治山に關する施策の推進、国有林野事業の改善その他民有林及び国有林を通じての新たな施策の展開をはかるため、林野庁の内部組織の整備をはかることとし、林野庁に次長を置くことと、職員部と業務部を統合して国有林部を設けることとしてあります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその主要な内容であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○伊能委員長 渡海自治大臣。

○渡海國務大臣 ただいま議題となりました地方制度調査会設置法の一部を改正する法律案について、提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

地方制度調査会は、昭和二十七年に内閣總理大臣の諮問機関として設置されて以来、地方制度の改革について数々の貴重な答申を行ない、その内容

は地方行政の各般の面において現に生かされてきたところであります。しかしながら、激動する社会経済情勢の中にあつて、地方公共団体がその行政需要の変化に有効に対処していくための各種の方策について、逐次根本的に御検討いただくためには、委員の任期が現在の一年という短期間では、十分審議を尽くせないうらみがあります。そこで、この法律案は、委員の任期を二年に延長しようとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○伊能委員長 中村行政管理庁長官。

○中村國務大臣 ただいま議題となりました許可、認可等の整理に關する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

政府は、行政の簡素化及び合理化を促進するために、行政改革三年計画に基づき許可、認可等の整理を行なつてまいりましたが、本年も引き続きその推進を図るため、この法律案を提出することとした次第であります。

法律案の内容について御説明申し上げますと、第一に、許可、認可等による規制を継続する必要性が認められないものにつきましてはこれを廃止し、第二に、規制の方法または手続を簡素化することが適当と認められるものにつきましては規制を緩和し、第三に、下部機関等において処理することが効率的であり、かつ実情に即応すると認められるものにつきましては処分権限を委譲することとしてあります。

以上により、廃止するもの五、規制を緩和するもの九、権限を委譲するもの六、計二十について、十六法律にわたり所要の改正を行なうことといたしました。

以上がこの法律案の提案理由及び概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○伊能委員長 塚原労働大臣。

○塚原労働大臣 たいま議題となりました労働省設置法の一部を改正する法律案の提案理由とその概要を御説明申し上げます。

わが国の経済、社会はますます多様化、高度化の度を深めてきており、これに対応して労働行政組織を充実することが必要であり、この趣旨に沿って今回の改正を行なうものであります。

改正の第一点は、大臣官房の労働統計調査部を統計情報部に改組することであり、

最近における経済社会の急速な変化に対応して、労使はもとより国民一般からも労働に関する的確な諸情報に対する需要が一段と強まっております。このような要請にこたえるには、従来行なわれてまいりました統計調査の実施及びその結果の提供だけでなく、新しい需要に応ずる的確な情報を開発するため、データの収集、整備、解析等を電子計算機を活用して迅速に行ない、適時適切な情報を提供する業務を充実強化する必要があると見做す。このため、労働統計調査部を統計情報部に改組して、これらの業務を一そう強力に推進しようとするものであります。

改正の第二点は、大臣官房の雇用促進事業団監理官を廃止することであり、

これは、同監理官が所掌する事務に加えて、本年四月一日から実施される労災保険と失業保険の保険料の徴収事務の一元化に関する事務その他の重要事項を総括整理する職として、政令で大臣官房に審議官を置くこととしたため、この監理官を廃止するものであります。

改正の第三点は、労働基準局に福祉部を設置することであり、

最近におけるわが国経済社会の発展の過程で、ゆとりのある生活、快適な生活環境等人間性回復に対する労働者の欲求が高まりつつあり、これらの欲求を実現するための政策的対応が切望されております。現在、労働省においては、各局おのれの個別の行政分野の側面からこれに対処しているところであり、しかしながら、このような最

近における労働者の多様な欲求に対応して、幅広く、かつ積極的に、労働者の福祉向上のための施策の展開をはかる組織体制をつくる必要があり、このため、労働基準局の賃金部を改組して福祉部を設置し、将来における勤労者生活についての総合的ビジョンの策定をはじめ、週休二日制など一般的な労働時間や賃金の問題、定年制、退職金、勤労者財産形成など労働者の福祉の増進に関する施策を推進しようとするものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○伊能委員長 前尾法務大臣。

○前尾法務大臣 法務省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案の改正点の第一は、現在松山市にある松山刑務所の所在地が市街地化したこと等の事情により、同刑務所を愛媛県温泉郡重信町に移転することに伴い、その位置の表示を改めようとするものであります。

改正点の第二は、北海道地区における少年院に収容されている者の過剰収容状態を緩和し、矯正行政を有効適切ならしめるため、北海道釧路郡月形町に月形少年院を設置しようとするものであり、また、中部地区における医療を必要とする少年の収容状況等にかんがみ、愛知県知多郡南知多町に所在する豊浦医療少年院を廃止しようとするものであります。

改正点の第三は、若手県大船渡市所在の大船渡港ほか五カ所における出入国者の増加等に対処し、若手県大船渡市に仙台入国管理事務所大船渡港出張所を、茨城県日立市に東京入国管理事務所日立港出張所を、大分県佐伯市に福岡入国管理事務所佐伯港出張所を、熊本県八代市に福岡入国管理事務所八代港出張所を、沖縄県石川市に那覇入国管理事務所金武港出張所を、沖縄県コザ市に那覇入国管理事務所嘉手納出張所をそれぞれ設置

し、一方、出入国者の減少に伴い、札幌入国管理事務所根室港出張所を、また、沖縄県に那覇入国管理事務所のほか七出張所の設立されることに伴い、鹿児島入国管理事務所泊港出張所をそれぞれ廃止しようとするものであります。

改正点の第四は、市町村の配置分合等に伴い、札幌法務局及び函館地方法務局の管轄区域内の行政区画の名称の一部並びに旭川刑務所、交野女子学院及び東京入国管理事務所直江津港出張所の位置の表示をそれぞれ改めようとするものであります。

なお、第一の松山刑務所関係並びに第二の月形少年院及び豊浦医療少年院の関係については、公布の日から起算して一年をこえない範囲内で政令で定める日から、第三のうち、大船渡港出張所、日立港出張所、佐伯港出張所、八代港出張所及び根室港出張所との関係については、本年四月一日から、金武港出張所、嘉手納出張所及び泊港出張所との関係については、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から、第四の関係については、公布の日から、それぞれ施行しようとするものであります。

以上が法務省設置法の一部を改正する法律案の要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決ください。

○伊能委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○伊能委員長 内閣提出、第六十七回国会開法第一八号、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありませんので、これを許します。伊藤惣助丸君。

機雷で封鎖する、しかもきょうは、その航空機による機雷封鎖が終わった、こういうような報道が出ています。

【委員長退席、坂村委員長代理着席】

沖繩返還からみまして、日米安保条約に基づいたわが国の施設、区域を米軍がベトナム戦争の直接の補給基地として使用していく。しかも北爆があるいはまたベトナム戦争がエスカレートすればするほど、その基地の役割が重要となってきたことは政府もよく知っていることと思

ますが、いままでも私たちは、この米軍の基地使用について、戦争に巻き込まれないための何らかの歯どめ、すなわち事前協議を通してもっと明確に歯どめを行なうべきではないか。あるいはまた、米軍への協力についてはますますエスカレートし、その状況があるわけでありまして、そういう中で国民は、米軍とともにベトナム戦争に日本が介入してきているのではないかと、こういう点で非常に心配しておるようであります。私は、その日米関係の軍事協力についてはまず質問したいと思

うわけであります。

一つは、このアメリカのニクソン・ドクトリンによりましてアジア政策が大きく変わってきてお

ります。いままでは、安保条約のもとにおいては、米軍に施設、区域は提供したけれども、少なくともわが国が、なにか自衛隊が、制服自衛官が直接協力することはなかったわけでありま

す。しかし、きょうは、どうもそのニクソン・ドクトリンの線に沿って日米協力が具体的に、なにか制服自衛官がいままでになくエスカレートして日米協力体制に入りつつある、一つはそういうおそれがありますので、私はその問題について具体的な問題を掲げながら質問したいと思います。

まず第一に伺いたいこととありますけれども、沖繩の心理作戦部隊、この問題について外務省から伺いたいと思

その特殊部隊がすでにベトナム戦争に参加しているというところもあつたわけでありませぬ。その特殊部隊、なかんずく第七心理作戦部隊は沖繩返還時においてはどうなるのか。またその特殊部隊といわれる中に、軍事情報団であるとかのいろいろな部隊がございますけれども、どういふ部隊があるのか、その点について伺いたいと思ひます。外務省、防衛庁でもいいですよ、わかっているなら。

○久保政府委員 それでは私のほうからお答え申し上げますが、第七心理作戦部隊は昭和四十年十月に設立されております。そして太平洋陸軍司令官の指揮下にありまして、司令部と支部が十あります。その司令部と、それから支部のうち五つは沖繩にありまして、ほかに日本、韓国、台湾、南ベトナム及びタイにそれぞれ支部がある。人員は七〇〇名程度、少し古いわけですが、それが約七百名。うち沖繩には約五百名であります。駐留労働者関係の雑誌、あるいは外国語の雑誌、その他のパンフレットを作成しているというふうに聞いております。

現在は、ベトナム派遣隊は廃止になつていて、私どもは聞いておりますが、この前身というのは、五八年ごろに太平洋地域米陸軍の指揮下にあつたものでありますが、その間、改組が何回か行なわれていたようでありませぬ。

そこで、これらのものについては、私どもが聞いております範囲では、一応極東の安全と平和に寄与するという性格を持つものである。部隊の性格そのものが安保条約に違反するといふふうには考えていないというのが外務省の御解釈であると思ひます。

○伊藤(憲)委員 その第七心理作戦部隊といふもののほかに、いわゆる特殊部隊といふのは、幾つかの集団が集まつてなつていてと思ひます。どういふ部隊がござりますか。

○久保政府委員 特殊部隊といふのは、実は沖繩国会を通じて俗稱されたことではありませぬ、そういった部隊そのものがあるわけではござりませぬけれども、国会で安保条約との関連で問

題になつた、そういう意味で特殊部隊と称されているようでありませぬ。

そういう意味で取り上げてみますると、一つは第三海兵両用戦部隊でありますし、これは今後も沖繩に維持されるであろう。それからアジア特殊活動部隊、これが第一特殊部隊群であります。いわゆる通称グリーンベレーといふものだと思います。これは主としてゲリラ戦活動に対する防止作戦あるいは民生支援といったような任務を持つております。沖繩でも、民生協力という意味でそういう活動を相当にやつております。それからさらに特殊部隊として、SR71を持つておりますところの第八二戦偵察飛行隊、これがござります。それから陸軍の外国放送情報部、いわゆるFBIISと称するものでありまして、これはやはり国会で問題になつて、十月に陸軍に編入されたという話でござります。それから米陸軍混成サーピス群。これは五一年に設立されておりますが、兵たん補給を担当しておるといふことであります。これは本年の七月一日までに沖繩からは撤収の予定であるといふことが昨年の十月にいわれております。そのほかに太平洋陸軍情報学校。これはアジア友好国や同盟国の下士官、兵に對する情報関係の教育を行なつておるといふことで、この件については、米軍以外の外国の將兵をここで教育するといふことは安保条約の範囲外であるといふふうに聞いておりますので、この点については、陸軍情報学校の性格がおそらく変わるだらうといふふうに思つております。

○伊藤(憲)委員 この特殊部隊の任務ですが、いま聞いた程度しかわかりませぬか。それと指揮系統、これはどうなつていますか。

○久保政府委員 第三海兵両用戦部隊は、ハワイにありませぬ太平洋海兵部隊に所屬してござります。現実的には第七艦隊の作戦指揮下にあるといふことであります。部隊の編成その他は省略いたします。

それから第七心理作戦部隊は、太平洋陸軍司令部、これはハワイにありますが、その指揮下にありませぬ。

ります。任務を申し上げますと、沖繩内外の九部隊、先ほどのうち一つがなくなつたと申しました。九部隊の心理作戦上の指揮統制を行なう。それから心理作戦出版物の作成、太平洋軍に對する心理作戦上の助言、支援であるといふふうに聞いております。

それからアジア特殊活動部隊、これは琉球にありませぬ米陸軍司令部が上級司令部であります。任務は非通常戦争、主としてゲリラ戦活動に對する防止作戦、民生支援活動といふことで、対ゲリラ戦要員の訓練を行なつておるといふことであります。

それからSR71を持つております第八二戦偵察飛行隊、これは戦時空軍の指揮下にありませぬ第八空軍、さらにその指揮下にある第三七六戦偵察空団、嘉手納にありますが、その指揮下部隊であります。

それから陸軍外国放送情報部は、私の手元の資料では、上級司令部はわかつておりませぬ。それから米陸軍混成サーピス群、いわゆるCSGといふものでありますが、これは琉球にありませぬ米陸軍司令部の指揮下にあるといふふうに聞いております。これは兵たん補給を担当しておるといふことであります。

それから太平洋陸軍情報学校、これはハワイにありませぬ太平洋陸軍司令部の指揮下にあるといふことで、アジアの友好国や同盟国の將校、下士官、兵に情報関係の教育をするといふふうに聞いております。

○吉野政府委員 たとえば太平洋陸軍情報学校は、復歸とともに撤収される予定になつております。その他につきましては、いま久保局長の説明したとおりでござります。

○伊藤(憲)委員 いま久保防衛局長から話もありましたけれども、これは日本にもいるわけですね。日本にも分遣隊があるわけですよ。これはアメリカの上院でもつて、アジアに来て初めてわかつた。要するに、米軍専門家がわかつてわかつて、日本に来て日本の電話帳を見て初めて、日本にその特殊部隊のグループの存在することがわかつたといふことが過去に報道されたことがあります。日本にある部隊、これはどこにあるのか、どういふ部隊なのか、それを、どちらでもつけようですから、わかりましたら聞かせていただきたい。

○久保政府委員 日本にありませぬのは、第七心理作戦部隊のうち日本分遣隊でありまして、これはキャンプ朝霞にありませぬ。人員は約五、六十名くらい。七〇年八月現在で五十四名であつたといふことであります。

○伊藤(憲)委員 もっと具体的に言つてほしいのですよ。これは外務省にも防衛庁にも質問通告してあるのです。要するに、沖繩が返還される場合に、直接指揮下でない、指揮系統にないものは解体されるなり撤収される。それはわかるんですね。しかし、在日米軍といふものは、いままでの安保条約の取りきめによりまして、日本に來ればすべて在日米軍指揮下に入るわけでしょう。といふことは、沖繩の場合問題になつたけれども、日本の場合には、こつそり入つてきた、在日米軍司令官の指揮下でないグループがござります。どういふことですか。じゃ、朝霞に在る部隊、第七心理作戦部隊以外の外務省で掌握している部隊名を言つてください。

○島田(豊)政府委員 詳細についてはちよつと手元に資料がござりませぬが、キャンプ朝霞にござりませぬものとして、宿舎地区、学校地区、それからいま久保局長から御説明いたしましたし

た心理作戦部隊の分遣隊、おもな施設はそういうものであります。

○伊藤(總)委員 そんな施設のことを私聞いてるんじゃないですよ。部隊を聞いてるんですよ。ごまかしちゃだめです。私は、これはちゃんと通告しましたよ。いつも外務省は指摘されると、慎重に調査し、また善処しますよというところを言いますから、きょう私、具体的に申し上げたじゃないですか。私は、きのうもお話し申し上げましたけれども、米軍は日本の基地を自由かつてに使用しながら、日米安全保障条約に基づいて基地を使っているというながら、安保条約のワケ外のことをいままでもやってきたし、これからもやるうとしていっている。それが北爆のエスカレートやベトナム戦争の激化に伴って、日本の基地を、全く日本の主権というものを無視して使用し、その配が濃厚となってきたというわけでしょう。そこに対して国民が非常に不安を持っているんですから、そういう点から私は、きょうも外務省や防衛庁にその点を御指摘申し上げていっているわけですよ。まじめに質問したことについて、調査して答弁してください。

じゃ私申し上げますよ。第五〇〇軍事情報団、それから日保安通信隊、科学及び技術情報団、それからFEN東京放送局、それから大和田通信隊と六つあるんです。これは質問通告したでしょう、私は名前を出してちゃんと。これは在日米軍指揮下ない部隊です。指揮系統が全部違うんです。指揮系統は、ペンタゴン、またハワイの統合司令部、これが直轄しているわけですよ。だから私が質問通告申し上げた、これらの部隊についての指揮系統と任務はどんなことかと。質問を通告してきますよ。言ってください。

○久保政府委員 私はいまま初めて何うわけ、調べておられないのですが、これは在日米軍司令部の指揮下ない部隊はございます。在日米軍司令部は全部の部隊を指揮しているわけじゃない、調整しているという機能もありません。そこ

は本国からまっすぐの指揮を受けているものもあるうと思いますが、いまお話しの中で——ちよつと調べてお答えします。

○伊藤(總)委員 大至急調べてください。私はきのうからも申し上げましたけれども、やはり外務省に、もしそういうことがあれば、厳然たる態度で、立ち入り調査なり、あるいはまた日米合同委員会で課題にあげて、いかなる理由でこうなのか、たとえ日本の平和と安全のために基地を使ってもらうということが前提としてあったとしても、もう全く在日米軍の指揮下ない部隊が日本を自由に使うことについては、やはりきびしくチェックしなければいけないと思っております。沖縄の場合は、その指揮系統にないものは撤収される、そしてまた解体される、あるいは編入される、それで済んでいきます。しかし、現に朝霞にはこういう部隊が存在して、いまままで長いことじゃないですか。まず、それについてどういふふうにされるのか。

○吉野政府委員 ただいま先生の御指摘の第五〇〇軍事情報団、それから保安通信部隊その他につきましては、なおその指揮系統をわれわれとして調査いたします。しかしながら、日本における米軍の部隊が、必ずしも形式的には在日米軍司令官の指揮系統に入る必要はないわけでありまして。安保条約によれば、日本に居合わせる軍人及び軍属は全部安保条約の規制に入るわけですから、すなわち形式的には在日米軍になるわけでございますから、その指揮系統は必ずしも問題にするに当たらない。むしろその指揮系統は間接的に安保条約及び地位協定の規律を受ける、これが現在の体制でございます。

○伊藤(總)委員 そういふことだったら、じゃ陸軍技術学校もそのまま置けばいいじゃないですか。在日米軍指揮下に入らない、あるいはまたそこにはそれぞれの問題があって、沖縄返還のときにはまずいから、安保条約のワケ外になるから、だから撤収するんでしょ。それをさっきあなた言ったじゃないですか。返還までに撤収する。そ

れじゃ日本の朝霞にいるやつは、これはあなた、在日米軍の指揮下になくてもいいことを認めるんだ。おかしいじゃないですか、そんなことは。

○吉野政府委員 沖縄にありまして太平洋情報学校は、もっぱらいままでの活動は、第三国の将校ないし下士官に対して情報関係の教科課程を提供していたわけでございます。したがって、日本の基地となりまして、日本の基地はそのような第三国人の訓練のために使われないということになっておりますから、その見地から、われわれとしてもこの情報学校の閉鎖を要請し、かつ先方もそれに応諾したわけでございます。別に指揮系統が在日米軍の司令官に属するかどうかという問題は問題にならなかつたわけでございます。

○伊藤(總)委員 前にもこういふことがございふん問題になりましたね。結局は日本にあれば在日米軍になるんだという抽象的な答弁が国会で行なわれておりますよ。在日米軍ということは、在日米軍が指揮系統になるということですよ。ほかのいろいろな部隊が来る。しかし日本に入ってくれば、自動的に在日米軍の指揮下につくんだという事なんです。それがそうじゃなくて、在日米軍じゃなくて全く違う指揮系統の中に、しかもアメリカの専門家でさえもわからなかつた、日本に来て初めてわかつたような部隊が日本にいたわけですよ。これがアメリカでさえ問題になっているわけですよ。だから、あなたのところではいかに答弁をする、米軍はいままでと同じように居るわけですよ。そういうふうな安保条約というものの拡大解釈をし、国民が心配することについて、それはやむを得ないんだというようにことを言うべきでないと私は思う。たとえそれが一つのきめられた条約の範囲であつたとしても、国民が心配する点については、再協議して前向きで善処するといふぐらいな考えがあつていいんじゃないか。私は、いつも外務省に思うのは、日本国民を代表する外務省じゃなくて、アメリカの日本大使館の出先の外務省のような感じがしてしやうがないんですよ。これからのいろいろな問

題を指摘しますけれども、私は、このことがいいかげんにされることがたいへん問題でありますし、こういう問題を、私はいまだからまた協議できると思う。だから申し上げるわけですよ。それで、第七心理作戦部隊が日本にいま来ているわけですよ。これは沖縄返還と同時にどうなるかと言つたんですか。

○吉野政府委員 日本の朝霞における第七心理作戦部隊の分遣隊自体は、別に、沖縄返還に伴いまして特にその移動なりあるいはステータスの変更というふうなことは、何ら聞いておりません。

○伊藤(總)委員 交渉の段階ではそういうことが出なかつたわけですよ。そうですね、正直言つて。これはどうですか、これから。

○吉野政府委員 御存じのとおり、安保条約及び地位協定のたてまは、極東の平和及び安全、及び日本の安全に寄与するというのが第一目的でございます。この目的に行使する限りは、われわれとしては基地を提供せざるを得ない。しかしながら、基地を提供した結果、彼らの行動はまた安保条約及び地位協定によって制約される。したがって、その範囲内において活動する限りにおいては、われわれとしては、何ら彼らに対して特に注文をつけたりすることはしないというのが現状のたてまでございます。

○伊藤(總)委員 先ほど防衛局長も答弁しましたけれども、第七心理作戦部隊、この任務は沖縄と日本はどういふふうに関連するのですか。

○久保政府委員 私どもも十分に知っておるわけではございませんけれども、任務そのものとしては、性格的には変わつておらないと思つて。ただし日本の場合には、駐留軍労働者向けのパンフレットをつくり出すとかその他の、おそろく日本の印刷能力、技術能力を利用しての活動というものが、日本としての特殊な性格としては持つておるかもしれないと思つております。

○伊藤(總)委員 アメリカ局長、さっきの答弁ですが、あなたのおっしゃることは、いつもはぐらかすのでちよつと問題だと思つただけけれども、い

まもお話がありましたように、この第七心理作戦部隊、朝霞にある部隊について、交渉の段階で話にならないわけですね。これからの話についても話し合いたいということですか。沖繩が交わるんだから自動的にそこも変わっていくだろう、そのままでいい、いままでの任務でいい、そういう見解なんですか。

○吉野政府委員 われわれは、特殊部隊全般につきまして、いわゆる潜在的な活動ないし機能の能力は、これは軍隊としてはいろいろあるだろうと思ひますが、しかし日本に駐留する限り安保条約及び地位協定のワク内に入る。したがって、そのワク内で行動する限りは、われわれとしては何ら特別にその行動を制肘できないというのが現状でございます。したがって、その範囲内においてわれわれは彼らの行動を監視する。もし安保条約ないし地位協定のワク外に出るような行動をするならば、われわれとしても、それに対して、これを制限するように求めるか、あるいは日本から退去してもらう、こういうことを要求せざるを得ないと思ひますが、少なくともその範囲内にある限りは、われわれとしては何ら注文をつけないというのが現在の状況でございます。

○伊藤(惣)委員 当然、ワク外の行為や活動、行動があれば、これは出ていってもらう、そういうことですね、アメリカ局長。しかし、いろいろ聞いてもあまりわからないというのでは、それを監視するといつたって、できないじゃないですか。

それで条約局長に伺いたいのですが、日本に米軍とある場合、旧安保は在日米軍だったんですね。新安保になってから陸、海、空三軍が日本に米軍とある場合、旧安保は在日米軍だったんですね。それでいろいろな部隊が来ているわけですよ。しかし、過去における国会の答弁なんか読んでいきますと、いかなる部隊といえども日本に米軍とある場合、旧安保は在日米軍だったんですね。新安保になってから陸、海、空三軍が日本に米軍とある場合、旧安保は在日米軍だったんですね。それでいろいろな部隊が来ているわけですよ。しかし、過去における国会の答弁なんか読んでいきますと、いかなる部隊といえども日本に米軍とある場合、旧安保は在日米軍だったんですね。新安保になってから陸、海、空三軍が日本に米軍とある場合、旧安保は在日米軍だったんですね。

○高島政府委員 実是在日米軍ということばは、安保条約上、法律用語としてはないわけですね。従来、俗に在日米軍と申しておられるのは実は二通りあるわけでありまして、狭義ではいわゆる日本に配置された米軍、日本を本拠として駐留する陸軍、海軍、空軍、これを狭い意味での在日米軍。それから海軍の艦艇等が日本に寄港する。これはほんとうに短期間補給等のためにちよつと寄港する。あるいはまた飛行機等がちよつと日本に立ち寄る。こういうものも含めまして、広い意味ではこれも在日米軍、こういう二通りの解釈がございまして、そのいずれの場合にも安保条約及び地位協定は必ず適用される。そういう意味におきまして、狭い意味での在日米軍も広い意味での在日米軍も、実質的に差はないわけですね。つまり日本の施設、区域を使用するにあたっては、日本の安全に寄与する、また極東の平和及び安全に寄与するということ、全体としてこの目的に奉仕するものでなければならぬ。そういう観点から在日米軍といふものを従来とらえてきておられます。

ただ、先ほどから御議論がございまして指揮系統云々の問題は、これは私、詳しいことは存じませんが、指揮系統が常に在日米軍司令官の指揮下になければならぬ、なければ日本におくことではないかというところではないかと思ひます。あくまでも、いま申しました安保条約第六条の目的に沿うか沿わないか、この観点からのみ、日本におくことを許されるかどうかというのを判断すべきものではないかというふうなことを従来考えてきておられます。この点につきましては、新安保がございましてから一貫して政府の答弁に変わっておらないと思ひます。

○伊藤(惣)委員 狭義と広義に分けて明確におっしゃってくださいましたけれども、まあ広義の場合には日本に一時、短期間という意味ですよ。ただこの部隊は、朝霞に来てもう数年以上、長期的に在日米軍とあるわけですね。これは触れませんか。しかも、沖繩返還したときには、それを解体したり、あるいはまた陸軍に編入したり、海軍に編入したり、

第七艦隊に編入したりということがある。だから沖繩の場合には、返還前はもちろん米軍の軍政下にあるわけですから、これは問題ないですよ。文句言えませんが。しかし、いまも申し上げましたように、その集団が具体的に朝霞を基地にして行動しておいた。現在五月十五日以前で済ませた。まだこれはたいへん問題だと思ひます。私の指摘するのをおおそいぐらいです。これはどうですか。触れるじゃないですか。

○高島政府委員 私、条約局長としてお答えするのは適当でないように思ひますので、答弁は差し控えてさせていただきます。

○伊藤(惣)委員 まあ、この点はまたあらためてやることにして、質問を留保しておきますよ。これは完全に安保条約に反しますよ。これはワク外のことです。その点はほんとうに強く指摘しておきますよ。

それから、先ほど米駐留軍労働者の中でいろいろな雑誌をつくっていると言いましたね。その雑誌は「交流」という雑誌でしよ。そのほかにもまだ印刷しているでしよ。その雑誌は沖繩の「守礼の光」、それから韓国では「自由の友」、そういうものを印刷しているじゃありませんか。そのほかにも、これも一時間問題になりましたけれども、北ベトナムだとか解放戦線にまくビラ、これも印刷しているようなことがありますよ。

それで防衛庁に伺いたいのですが、防衛庁はこういういた部隊の管理、あるいはまたその施設、区域に対しては協力関係にあるわけですね。

○伊藤(惣)委員 その辺が問題なんですよ。要するに、ここでどんなものを印刷したか、私、あとで資料要求したいと思ひます。

○吉野政府委員 この点につきましては、われわれもいろいろ理論的に詰めてみたわけでございますが、要するに、かりにこの第七心理作戦部隊が、先生御指摘のとおりものを印刷したといたしまして、これは一種の補給活動でございます。これをかりに北ベトナムにまくために直接日本の基地を使つて、その第七心理作戦部隊の隊員が北ベトナムの上空においてこれをばらまくというわけでもございませぬし、またかりにそのような事態があらましても、これは事前協議の対象にはならないと思ひますが、しかし実際には、これを印刷したとか梱包して南ベトナムへ持つていって、南ベトナムでまた適当な部隊が、ビラであれば飛行機に積んで上空でまく、こういうことでもございませぬから、この点は単なる補給活動といふふうに見ざるを得ないというのがわれわれの考え方でございます。

○伊藤(惣)委員 そのうらなことをやってもいいというわけですね。補給活動だから問題にならないというわけですね。これがほんとうに公式にもしわかつた場合には、現在それこそ、中国との国交回復であるとか、北朝鮮に対するいろいろな問題がいま出てきているときに、これを補給活動であるからといってこのまま野放しで認めていくというのでは、これは問題じゃないですか。たとえば前にベトナムで枯れ葉作戦があった。その場合、日本のある会社が農薬を受け持っていた

のが問題になって、やめたでしよう。そういうことと役割りはそら変わらぬじゃないですか。農業はまずい、ベトナムだけじゃなくて、北朝鮮とか中国に向けるピラ、にせ札、これはいい、これはどこが違うのですか。

○吉野政府委員 この点は、われわれもいろいろ部内で相談したわけですが、要するに、心理作戦ということ自体がいか悪いかという根本問題はございませぬが、しかしながら、たとえば枯れ葉作戦のための農業を運ぶ、これは一種の毒ガスにある程度類似するようなものであります。しかし、この心理作戦の目的は、その相手の人民を、つまり弾丸その他によらずにいけば戦闘目的を達する、そういうことから考えますと、電波による作戦とかその他ほかのいわゆる心理作戦行動と同じように、見方によればそれほどい

わゆる非人道的ではない、こういう見解も成り立ち得るわけがございませぬ。したがって、形式的に見まして、たとえば北朝鮮の領空を侵してアメリカの飛行機がその上空でピラをまくとかいうようなことになりませぬ、これは明らかに領空侵犯という形で国際法違反だという問題が起ります。そうでない、つまり形式的に国際法違反の問題にかからぬ限りは、心理作戦というものは、あるいはむしろ、爆弾を落としたり鉄砲の弾で人を殺戮するよりも、より人道的な問題じゃないか、こういうような見解も成り立ち得るわけがございませぬ。したがって、いずれにせよ、安保条約及び地位協定がこういうものを禁止していない以上、特にわれわれとしても、この行動を制限するわけにいかないというのがわれわれの一応到達した見解でございませぬ。

○伊藤(憲)委員 それは納得できませんね。そういうことは、一つは補給活動と同じである。ただ、その機能において、その使われたその効果を見て判断して、これがいいとか悪いとかなんて判断すること自体が間違いないですか。枯れ葉作戦というやつは密林にまくのでしよ。それで葉を枯らして、そうして、北ベトナム兵が解放戦

線が何かわかりませぬけれども、攻撃する。あるいはにせ札をまいたり投降勧告をやったり、あるいはいろいろ謀略宣伝のピラをまいて非常に心理的に動揺させていく。ある意味では、家庭の中にそのものを見て不安になって、そうしてたいへんな不幸な事態になっていく人さえないかもしれない。私は、問題は、機能ではなくて、その補給されることについての行為は一緒なんですから、同じ考え方に立つべきが当然なんじゃないですか。しかもあなた方は、答弁するときに、あの農業は毒ガスではないなんて、どこまでも言い切ったわけじゃないですか。いまごろになって毒ガスみたいな解釈をしながら、あれとは違うなんて、そんな場当たり的な発言じゃしようがないですよ。その見解は間違っていると思ふ。それはみんなできめたのですか。外務大臣も含めて政府の公式見解ですか。

○吉野政府委員 この点は、われわれとしても事務当局でいろいろ議論した結果、一応そういう結論に達したわけがございませぬ。なお、道徳的には、先生のおっしゃられるとおりの面が十分あり得るかと思ひますが、しかし、いずれにせよ、安保条約、地位協定自体は、どうしてもこの問題について規制する条項も何もないというのが現状でございませぬ。

○伊藤(憲)委員 だから、もう一回これは協議してください。この問題は、それで、この印刷には日本人がタッチしているでしよ。だから、あなた方が、ベトナム戦争に協力してない、介入してないと言ったって、実際に使われる、補給するそういう物資あるいは印刷を日本人が参加してやった場合、介入していると同じじゃないですか。それが武器であり弾薬であれば問題になり、ピラだつたら問題じゃない、これはおかしい議論です。ですから、この問題については、安保条約やあるいはまた地位協定から見れば規制すべきない、こうあなたおっしゃいますけれども、それじゃ前の農業のときにはどうやって規制したのですか。どうやってやめさせたのですか。

○吉野政府委員 農業につきましても、枯れ葉剤は毒ガスでないということが国際的に認められた一応の定義がございませぬ。しかしながら、在日米軍は、日本においては枯れ葉剤も含めて一切の毒ガスは持っていることを、もういろいろをわがほうに通告してきました。したがって、その面から、日本から枯れ葉剤がベトナムに輸送されることはないとわれわれは考えております。

○伊藤(憲)委員 ないのじゃなくて、いまないのはわかっていますよ。過去にあったのじゃないですかと言っています。それは向こうが言ったから、やめたというわけがしよ。しかし安保条約上は、それを規制したのは、はっきりいえば米軍が自主規制したわけがしよ。そうですか。この場合も、問題だから自主規制させたらどうかと私は言うのです。こちらが提案してやめさせることはいいのかということですか。いかにございませぬ。

○吉野政府委員 この問題は、われわれ事務当局ではお答えしかねる政策上の問題だと思ひますが、ただ、先ほどからわれわれ事務当局が一応検討した点を申し上げたとおり、心理作戦のほうも、いまのような、弾丸その他による補給行為よりもより人道的じゃないかという意見もあり得るといふことをお答えいたしたわけがございませぬ。

○伊藤(憲)委員 事務当局ではどうしよもうない、大臣に聞いてくれというのですね。それだつたらそれで質問を留保いたします。それからその報道がございませぬ。この中で、朝霞の心理作戦部隊、これは全駐朝霞支部からの取材が載っております。そして、この朝霞基地というのはいくつかの密着基地だ、こう述べております。そしてその中に問題になっておりますのは、たくさん書いてございませぬが、趣旨としては、どうも第五〇〇軍事情報団というのがあって、その情報団の中に自

衛官がいる。そして、その人の名前は元陸軍中佐山崎重三郎氏だ。しかもそれは第五〇〇軍事情報団のキャンプで、この情報団のグループを人呼んで山崎機関と呼んでいる。この第五〇〇軍事情報団には七十人も日本人が働いておる。それで、その大半が第二次大戦中、中国で戦った経験のある旧日本陸軍の将校たちである。そして、旧陸軍士官学校出身者の団体、借行社の名簿というものがあつた。その名簿を見たらキャンプ・ドレイク勤務と書いてある。そういうふうな明記してあるのが十四人になつておる。こういうのです。

私がここで問題にしたい点は、防衛庁に聞きたいのですが、先ほど条約局長が言いましたけれども、沖繩に特殊部隊がある。それはいまのままではまずい。したがって、沖繩返還と同時に、解体されたり、あるいは第七艦隊に所属したり、あるいは陸軍に編入したりいろいろされるわけがしよ。しかし返還される現在、何をやってもいいというところになつておる。しかしながら、日本にはもうすでにこの特殊部隊が朝霞基地を中心として存在しておつた。それは安保条約上からいってもワケ外に該当する、私は何とも言えない、その条約局長は言つたわけがしよ。その部隊に制服自衛官が所属しているというところはどうかと尋ねておるわけがしよ。この点いかがですか。

○久保政府委員 自衛官が第五〇〇軍事情報団、米軍の部隊に所属しているというところはあり得ないと思ひます。そこで、山崎という人がいたかどうかもあるん存じませぬけれども、元中佐ということであれば、四十五年現在では自衛官であるはずはないと思ひます。したがって、おそらく旧軍人が職員として米軍に雇用されているのであろうというふうに思ひます。

○伊藤(憲)委員 私もそれを信じたのです。間違ひなく制服自衛官は軍事情報団に属して居るんか。○久保政府委員 関係があるかと言われますと、ちよつと調べないとわかりませぬ。といい

ますのは、この軍事情報団というものがあつたといふので、私はちよつとその存在をよく知らないのですが、あるといつたしまして、たとへば情報交換をするという意味での関係ならばともかくといつたしまして、その仕事を分担するといふ意味での関係ならばあるはずがないと思つておられます。特に、おそらくは旧軍人が関係しているのであらう、それがどうして自衛官に關係づけられたのか、わかりませんが、どういふ關係があるかないか、その点は一応調べてみたいと思つておられます。

○江藤政府委員 山崎という人は私も存じております。たしか陸士の四十四期くらいの人でございます。これは終戦後自衛隊に入りましたんで、直接駐留軍従業員として勤務いたしておられます。なお、そのような人が、陸士四十四期の前後の者が、かなり旧軍人が、朝霞の駐留軍従業員としてその後の情報関係にタッチしておられますが、現職の自衛官がそこにおつたといふことはございませぬ。

○伊藤(惣)委員 日米安保条約下において、日米間の軍事情報連絡が、これは一つのあれです。よ。具体的にするために聞くわけですが、いま大体どういふふうに行なわれているわけですか。

○久保政府委員 日米間の情報連絡といふものは、組織的なものとしては、四十三年の十二月に日米安保協議委員会が開かれました、その席上で、現在の国内にある基地問題について、それを単に行政的な面、施設の面だけでなくて、やはり運用の面からも検討すべきではないかといふことで、幕僚関係の日米情報研究会といふものが設けられております。自後今日まで約三十回ばかり、大体月に一べんばかり開かれております。これが正規の窓口といふことであります。そのほか、軍事当局、これはいわゆる防衛の事務次官、それから米側もそのレベルの人の会合が行なわれております。これは四十二年から行なわれておりますが、現在までに七回くらい開かれております。組織的にはこういふものであります。

かに事実上の扱いをいたしましては、各幕僚監部が米側のハウイの司令部あるいはワシントンに参つて、大体各幕僚監部とも、あるいは統幕も含めておられますが、年に一回ないし二回それぞれ情報交換を行なつておつたといふことであります。そのほか、部隊同士、それから各幕僚監部、在日米軍司令部、陸海空軍司令部、五空軍の司令部、そういうものが常時不定期に情報交換を行なつたのが実態であります。

○伊藤(惣)委員 このサンデー毎日の情報によりまして、こゝ書いてあるのです。この記者が書いたわけですね。「このノース・キャンプ内のビル・ナンバー九六九。黒ずんだ鉄筋コンクリート三階建ての中にオフィスがある。だが、会つたたん、山崎氏はこちらの質問をきびしくはね返した。これだから本人のことばです。」「何も話すことはないよ。われわれのやつてゐることはあんた方が考へてゐるような秘密の仕事じゃない。防衛庁から派遣されてゐる準公務員だ」、これは問題なんですよ。どうですか。

○久保政府委員 新聞はニュースペーパーでありますからニュースが伝えられますが、週刊誌は読みものであります。私も何べんも見ておられますけれども、信憑性という点ではいかがでありますか。やはり、いま人事教育局長が申しましたように、公務員ではないわけでありまして、そのことは真相をうかがつておられると思つておられます。

○伊藤(惣)委員 もつとはつきり申し上げますけれども、ほんとうに制服自衛官はありますか。現在いかなる理由でも制服自衛官はありますか。私はこのことについてはだいぶ前から調査してあります。公開の席上ではインテリなことは申しませんよ。

○久保政府委員 先ほども申し上げましたように、米軍の部隊に所属するといふ形で關係している者があるはずはございません。ただし、いま申し上げたように、情報交換という形でときどきそこへ連絡しているといふのがあつたのか、こゝへ連絡しているといふのがあつたのか、これは調査してみないとわかりませんと申し上げたわけでありまして、

○伊藤(惣)委員 ます五〇〇軍事情報団とはどういふ任務、どういふことをやつておられるのですか。

○久保政府委員 いま調べておられますが、まだ回答が出ておりませんので、回答が出次第お答えいたします。

○伊藤(惣)委員 それじゃ調べればわかるでしょうから申し上げますけれども、まずそこに勤務している方々の給料、報酬はどこから出ておられるのか。また防衛庁とこの軍事情報団との關係はどうなつておられるか。もうその点わかりませんか。私は質問通告をしておりますよ、これも。

○島田(豊)政府委員 その人たちがいわゆる軍の雇用者でありますれば、これはその給料は米側から、具体的にはそれぞれの所在の労務管理事務所を通じて支払いが行なわれる、こゝういふことだと思つておられます。

○伊藤(惣)委員 施設庁長官の答弁は、どうもピンとがはすれておられるから聞いてもしょうがないです。要するに軍事情報収集面では大防衛庁の機関とどういふ關係になつておられるのですか。そんな公式的な話し合ひではなくて、現状はどうなつておられるのですか。

○久保政府委員 私ども幕僚監部レベル、つまり中央レベルの話は先ほど申し上げたとおりであります。ところで、情報関係の部隊もあつたか、米側の部隊と直接、そつとつたものが自衛官として連絡しているといふことはあり得ると思つておられます。ただし、再々申し上げることに、自衛官が部隊の中に勤務しているといふことは、これはあり得ない、所属するといふことはあり得ない。いまちよつとこちらのほうで聞いてみますると、駐留軍労働者であれば日本側から給与が出ておるので、そつとつた意味では準公務員と言つたといふような感じが出るのかもしれませんが、要するに駐留軍労働者の資格であらうといふことでありますので、あくまでも自衛官といふものとは異なつておられる。それからまた、御質問のところの部

隊同士の情報連絡、これはあり得ると思つておられます。しかし、どの程度関係しているのか、これは私にはわかりませんので、これは調べてみたいと思つておられます。

○伊藤(惣)委員 要するに私が申し上げたい点は、これは私もいろいろ考へましたよ。この問題についてあなた方が、どこまでもそつとつたといふことを言うんじゃないかと思つておられます。これはもうCIAじゃありませんけれども、何月何日自宅を出発して、そしてキャンプ・ドレイクに何時に入つて、そしてその写真はこれです、こゝまでやつて防衛庁に強く指摘することも必要かも知れませんけれども、ただ私は、先ほどから申し上げておられるように、どうも最近では、日米協力關係、なかんずく情報機關係についてはたいへん密接な關係がある。しかもその情報収集といふのが、米軍から金をもらつたり、あるいはまた、最近はそのような実態じゃないかと思つておられます。少なくとも米軍の情報収集に、元自衛官、あるいはまた現職制服自衛官と思われる方々が出入りして、その仕事に活動している。これは重大問題ですよ。そんなことはないと防衛局長は言つておられます。あつたらどうですか。

○久保政府委員 これは、私は何べんも言つたように、部隊に所属はしていませんし、しかし情報連絡のためにお互いが情報交換をやつておられるかもしれない、その点は調べてみるということをおっしゃいました。そこで問題なのは、もし關係をしていられるとすれば、どういふ關係をしていられるかとすれば、どうかといふ問題であらうと思つておられます。実態がわからない以上は、私もすぐには御返答申し上げかねると思つておられます。

○第五〇〇軍事情報グループについて 一部報告が参つたので御報告いたしますと、第五〇〇軍事情報グループといふのは、在日米陸軍の隷下部隊として朝霞にありましたが、現在はなほ。ただ現在は、九州の博多に、この情報グループのリプレゼンター、代表者といふ名前の要員が若干名おつたといふことでございます。指揮系統

はまだ——一応当時は在日米陸軍の指揮下にあつたといふことであります。

○伊藤(憲)委員 その情報も不正確ですね。もつと正確に調べてくださいよ。私はここで問題になりますから言いませんが、ちゃんと名刺をもらっています。だから従事しながら疑問に思っているわけですよ。これほどまでにして日米間の協力をしなければならぬのか。かつて大戸官房長も、日米間の協力という点については一番情報機能が進んでいる、こういうことを答弁していますよ。

私も前の議事録をめぐつてみた。そこで当時の大戸防衛局長ですが答弁している。当時の自衛隊と米軍との情報連絡については、まず一番密接なものには在日米軍と自衛隊の情報関係である。年に数回程度であるが、上部機関である太平洋軍と情報交換をすることになっている。さらにその上部機関であるDIA、国防省情報機関、これとはお互いの国防関係で、これは回数は減るけれども連絡はある。最も国防省と連絡いたしているのは、特に外務省に出向しているわがほうの防衛駐在官である。——これは情報の交換という意味かもしれない。しかし事実、勤務している中の人は、収集活動も米軍と協力している。しかも、その特殊部隊の一つである、指揮下のない五〇〇軍事情報隊ですね。こういうところに、制服自衛官あるいは元自衛官が、しかも新聞記者に答えて、私は準公務員だと言っている。私も事実関係について電話をかけて確認した。家へ電話をかけたなら、防衛庁へ行っている、六本木に行っているという。六本木に電話をかけたなら、どこに行っているんですか、現在外出中だ、キャンプ・ドレイクじゃないですか。そうならばこれは重大問題ですよ。その点、防衛庁長官どう思いますか。

○江藤政府委員 朝霞の情報部隊には、旧軍で情報関係に明るい人並びに元自衛官で情報関係にたのみな者で米軍が必要として雇用しておる従業員がおります。もちろんこれは間接雇用の形式をとっておりますので、政府雇用ということになっておりますが、これは明らかに法律のていで、政

府の雇用ではあるが公務員ではないということになっておりまして、あくまでも米軍の雇用してある従業員ということになっております。したがって、給与はもちろん日本政府から出るわけですが、給与は、政府の予算から出るわけではございませんで、日銀の中に特別勘定がございます。米軍が必要な経費を日銀に入れて、その日銀から現金を受け取って、日本政府が本人に給与を払っている、こういうことであります。決してこれは公務員ではございません。

○伊藤(憲)委員 そのあなたの言うことを私は信じて、公務員じゃないとしても、本人は準公務員だと言っている。日銀を通じて、六本木を通過して、払われているわけでしょう。本人たちの自覚は、私はやはり元自衛官である、あるいは現職自衛官であるという自覚がそこになければ、そういう仕事に従事することはできないじゃないですか。大体そういう人は何人くらいいるんですか。日銀を通過して米軍の費用で働く、情報収集に活動している人はどのくらいいますか。

○江藤政府委員 これは施設庁の関係でございますが、すべてこれは駐留軍従業員ということになっておりまして、そのすべての従業員の身分、特に訴権を確保するために日本政府が雇用してあるというふうなところになっておりまして、いわゆる間接雇用の形式でございます。それらのものはすべて、日銀を経由して日本政府が給与を支払っておりますが、その数字は私ちよつと知りませんけれども、二万数千くらいいるんじゃないかと考えております。

○伊藤(憲)委員 情報関係だけを……
○江藤政府委員 情報関係だけは、私ちよつと……
○久保政府委員 朝霞のキャンプ・ドレイクにあります第七心理作戦グループの日本派遣隊の中におります日本人従業員は、たしか七〇年現在であると思えますけれども、三十四名となっております。先ほど五十四名と申しましたそのうちの三十四名であります。

○伊藤(憲)委員 だから、それは人数じゃなくて、そういう人がたくさんいると言ったんでしょ。あなたはいまは給与関係やっているんでしょ。施設庁で、どのくらいですか、すぐ調べて報告してくださいよ。

○島田(豊)政府委員 いま江藤局長から申し上げました従業員は、実際は三万人くらいでございますけれども、これは、いわゆる基地に米軍なりあるいは諸機関に雇用されている、いわゆる駐留軍の従業員は、いま久保局長から申し上げたことだと思えます。三万人のうち情報関係に従事している者が何名か、いまちよつと調べております。

○伊藤(憲)委員 防衛庁長官、いろいろなやりとり、途中からわからないかもしれないが、一つはやはり、内局が知らないのに、制服自衛官の中で、米軍と密接な関係において、きわめて危険な方向でお互いに現在協力関係にあるということなんですか。

私は、先ほどから指摘していますように、私たちが安保反対ですけれども、現在、政府の政策は安保を必要とし、その中で日米関係の軍事協力をやっているわけですよ。だから、最近のベトナム戦争のエスカレートとか、あるいはまた日本の米軍基地を補給基地に使って出動する、あるいはまた補給物資を運ぶというように、非常にひんぱんに使われてきている。そのことを国民が一番心配するのは、一つはベトナムに直接介入するんじゃないか。そしてその安保の最も危険であるところの戦争に巻き込まれるというおそれがある。しかしそれは事前協議でと、そう言ったって、事前協議そのものが非常にあいまいで、いままで一回も行なわれたことはない。しかもそれは日米安保協議委員会、外務大臣からもお話がありましたように、防衛庁長官からもお話がありましたように、これから協議するということになっているんですけれども、いろいろな話し合いのこまかいことはきまらないかもしれません。

同時に、私の一番心配することは、この日米関係において、ニクソン・ドクトリンは、アジアの防衛はアジア人の手でなんて言っているんですから、どんどんこれが進んでいきますと、極東における最前線の防衛というのは自衛隊が肩がわりをするんじゃないか、こういう心配が国民の中にあるわけですね。そういうことは絶対じゃないと言いたが、実際には、いままででさえも、安保条約のワケ外と思われる、そういう活動をするいは特殊部隊が実は日本にいた。沖縄返還になれば、この部隊は解体されたり陸軍に編入されたり海軍に編入されたりするから、それは問題ないと言いが、しかしその部隊がちゃんと朝霞にいた。先ほど条約局長の話によりますと、これは完全に安保のワケ外のことだ、私としては答弁できないというふうな話までした。だから私は、これは外務大臣にあらためて聞く、こう言ったわけでありませうけれども、そういうふうな部隊がある。そしてその部隊に、元自衛官であるとか制服自衛官が関係があったということになれば、たいへんなことになりますよ。私は質問通告してある。皆さんが調べてもあまりわからない。わからないということは、説明があつても、十分な説明がなかったに違いない。

私は一番心配する点は、制服自衛官と米軍の間においていろいろな話し合いが行なわれている。それは政府が知らない方向でどんどんエスカレートするかもしれないけれども、いままででさえもそうなんだから、これからはどうなるかわからない。しかも聞くところによると、アメリカの金が日銀に入つて、日銀からお金が払われて情報活動に従事している人がたくさんいるという。こんなことが今後認められていのかどうかということですよ。だからその点について、これは私の調査ですから、ある程度裏づけがありますよ。ある程度じゃない。しっかりと裏づけがありますが、いま申し上げられません。だから、それは皆さんの手で調べて、皆さんの手で実態を明らかにしていただいて、そしてそれについては、前向きな防衛

庁長官としての厳然たる姿勢を示して、ただきた
いという事なんですよ。いかがですか。

○江崎国務大臣 途中から入ってまいりましたの
で、ちょっと経緯を理解することに欠けることが
あるかもしれませんが、大体話ややりとりを聞いて
おりましてわかりませんが、御心配の点、意図さ
れるところはよくわかります。十分これは調査を
したいと思っております。

いま日銀から給料がいくというのは、これは米
軍従業員全部のことを言っているわけでありまし
て、何も情報機関だけが特にそういう特別扱いを
受けておるといっているものではないと思います。そ
ればかりか、いま御心配ですが、私はそこまで、
たとえ現職の自衛官が協力体制をとらなければ
ならぬ情勢といえますか、緊迫した模様というも
のがあるとは思っておらないわけですか。しかし、
御指摘のようなことがあれば、これはもちろん問
題でありますから、十分調査をいたします。

それから、さっきのお話の中に出てくる人物
は、私もよく知りませんが、聞いておりますと
ころでは、元自衛官というわけですか、元自衛官
が駐留軍の従業員になる、これはあることだと思
います。これは本人の自由意思で、どうもとめよ
うもないわけでありまして、元自衛官であったが
ゆえに、何となくわがもの顔に六本木の防衛庁本
庁に出入りをしたり、かつての部下であったり関
連者であったり同僚をこの機関に引っぱり込
むというようなことがあるとするならば、これは
やはり服務規律の問題としてわれわれ防衛庁側で
チェックすることだと思っております。その点はひ
とつよく調査をいたしてみたいというふうに思っ
ております。

○伊藤(憲)委員 これは確かに調査しなければわ
かりませんね。だが、軍事情報収集活動を、たと
えば報酬がどこから出ようか、あるいはいまい言っ
たように、米軍から出るかもわかりませんけれど
も、そのことよって米軍のいわば機関の一員と
して情報を収集することは、これはいいことでは
な。認めますか。それともこれはやるべきではな

いと思いませんか。

○江崎国務大臣 ある程度の情報収集ということ
は、これは私、必要だと思っております。ただ問題は、
不必要に、いま御指摘されるような、何となく国
民の不安を醸成したり、きわめて常識的な、円満
な伊藤議員が心配だと、こう指摘されるような
ところまで突っ込んで一体情報収集をする必要があ
りやいなやということになれば、これは私、いろ
いろ議論が残るところだと思っております。したがいま
して、これはどうでしょう、実情を十分調査し
て、また実情を調査すると政府委員も異口同音に
申しておりますから、後刻また機会を得て報告申
し上げるといふことで御了承願いたいと思いま
す。

○伊藤(憲)委員 だからそれは調べて実態を明ら
かにすることは大事だと思っております。ただ、今後
の日米関係の協力におのずから限界というものが私
はあると思っております。施設、区域は提供してい
る。また補給基地は、個々にまた何らかの取り
きめを結んで米軍に使用しているというふうな
ことでもあります。しかしそれは、どこまでも安保条
約が一つは根幹となつて取りきめがあつてやつて
おる。ベトナムの戦車の修理の問題についても、
相模補給廠と別に、米軍との間に合同委員会の中
でそれは結ばれている。これはそれなりにわかり
ますよ。ただ私が言っているのは、安保条約とい
うのは施設、区域を提供することだけれども、制
服自衛官が米軍のそれこそ機関の一人となつて情
報を収集することは行き過ぎではないかと思つて
おる。もしあつたとなれば、いかがですか。

○江崎国務大臣 これは先ほどもお答えしました
ように、一般的に情報の収集について、情報を交
換をしたり、(伊藤(憲)委員「それはいいんだよ」と
呼ぶ)その収集のためにやり取りがある、連関
がある、これはいまおっしゃる通りに、許される
ことだと思つておる。ただ、その行き過ぎ、こ
れは専守防衛の立場に立つ日本にとつてさまで必
要でないというふうなことがありとするなら、こ
れはやはり考えていかなければならない問題だと

思います。したがって、繰り返すようですが、や
はり調査の結果を待つということが言えるわけ
です。のみならず、ベトナムがああいうふうで緊迫
をしておりますが、きのう防衛局長を通じて制服
側からのいろいろな情報によりまして、在日米
軍はきわめて平静だということをおつておるわけ
です。また大體警戒体制にいた程度で、いまさ
しあつた大変動が起こつておるといふふうには
見受けられない。そのあたりも、これは一つの情
報として、米軍側にわれわれの制服が連絡をして
キヤッチした責任ある報告という形で私どもの
ところへ上がつてくるわけでありまして、したが
つて、そういう情報の情報といふものは、これは
私、当然必要だと思っております。しかし、前の経緯が
ちよつとわかりませんが、いま御指摘になつてお
るような、何となく秘密組織的な情報網に属する
というふうなことがありとするならば、それは
行き過ぎであらうかというふうに思っています。

○伊藤(憲)委員 そうしますと、たとえは、これ
はまあ調査してから明らかにしてもらいますけれ
ども、制服自衛官が六本木に勤務していると言
いながら、実はキャンプ朝霞に常駐している。もし
です。そして軍事情報網の一員として情報収集
活動をしている。そういうことはあつてはならぬ
と私は思つておる。そういうことはあつてはならぬ
と私は思つておる。それはいかがですか。

○江崎国務大臣 これは、いままでもきつと政府
委員との間にやり取りがあつたかと思つては、
制服の自衛官が常駐するということについては、
いま防衛局長も承知をしないと言つておるわけ
です。ただ問題は、その一般的な軍事情報といつた
ようなものを収集していく上に、われわれ自衛隊
にとつても便宜であるというので常駐しておる
ということがあるかもしれません。したがつて、そ
れはやはり実態を十分調べますと、どうも何と
もお返事がいたしにくいわけでありまして。

○伊藤(憲)委員 私は原則を聞いておるのだよ。そ
れは実態を調べればよくわかるわけだから……
○江崎国務大臣 原則として、常駐するといふこ
とは、これは適当じゃないでしょうね。しかし、

意見の交換、情報の持ち寄りというふうなことで
絶えず協議をするということ、これは許される
と思つておる。常駐して、自衛隊員であるのか米軍
の情報機関であるのかわからないというふうな形
は、これはやはり検討されてしかるべきものだ
と思つておる。

○伊藤(憲)委員 よく調査の上、これは善処すべ
きだと思つておる。私は、この国会においては常
に、この日米の軍事関係の中で、どうも米軍がワ
ク外に飛び出して変なことをやっていると、あ
るいはまた、自衛隊がともすれば肩がわりするよ
うな姿といふことが、そういうものについては、
私はやはり国民の一人として、これはきびしく
チェックすべきである、こういう立場から、いろ
いろな問題といふものを私は私なりに洗い直しな
がら質問をしているわけですよ。いろいろな疑問
が出てくる、だからこういふことについては、私
は、前向きに直すものは直す、やめるものはやめ
る、こうすべきだと思つておる。

きのうも指摘しましたけれども、ノースドック
の問題にいたしましたが、いる必要がないのにい
る。しかも米軍の建物の中にいる。そしていろ
ろなことに協力している。たとえ全然関係があ
りませんと言つたつて、米軍の専用埠頭の中にそ
ういふ制服自衛官がいるといふことはやはり問題
だ。引き取りにくくときだけしか必要がなかつた
ら、そのときだけ行けばいい。これも、あなたの
ほうで調査して、その後善処するといふ話です
けれども、いすれにしても、今度の問題について
も、やはり私たちが見れば、米軍の情報機関の
一人としてあるいは制服自衛官が情報収集活動を
やつておるような疑問を私は持つておるわけ
です。その点についても明確に調査した上、先ほど
言つたように、常駐することは好ましくない、そ
ういふ長官の答弁がありますから、私もこの問題
はこれで終わりますけれども、その点はやはりよ
く調査した上でまたお答え願いたいと思つておる。
それで、これは去年の七月三十日の新聞報道に

それ、これは去年の七月三十日の新聞報道に

出ておりますけれども、モスクワ駐在日本大使館筋が七月二十九日明らかになったところによると、モスクワ日本大使館から盗聴器多数が発見された。これはモスクワで日本の大使館に盗聴マイクがあつたということなんです。この新聞報道によりますと、日本大使館では、防衛庁の専門家二人を招いて大使館構内を調査させた。この報道があるわけですけれども、この防衛庁の専門家というものは、どこに所属して、どういふ特技の持ち主で、またどのような身分でモスクワに派遣されたのですか。

○久保政府委員 ちよつと前のことで、正確なことは記憶が薄れましたが、一人は調査学校の教官であつたと思ひます。もう一人は——もう一人の勤務場所をちよつと失念いたしました。この人たちは秘密保全、通信関係、対情報といったような特技を持った人々であります。そしてモスクワに参りましたのは、外務事務官に身分を切りかえて参つたわけでございます。

○伊藤(惣)委員 外務省の身分で行つたわけですね。どういふ身分で行つたのですか。

○久保政府委員 どの課勤務でありましたか、おそらく東欧一課でございます。東欧一課の外務事務官に身分を編入して派遣をしております。

○伊藤(惣)委員 こういふようなことは、本来警察庁や公安調査庁がやる仕事じゃないのですか。

○久保政府委員 それは明らかに違います。公安調査庁も警察庁も本土における権能を持つていて、外国に行きました場合には、これは自衛官も同じかもしれませんが、単純な普通の人間の権能しかない。しかし、いま申し上げた二人の人は外務事務官でありますから、大使の指揮のもとに外務省所管の仕事をするわけでございます。

したがって、警察官がもし行くならば、やはり外務事務官に身分を切りかえて行かれたであらうと思ひます。ただし問題は、警察庁なり公安調査庁なりがそつち特殊な技能を持つていられるかどうかという問題だろつと思ひます。

○伊藤(惣)委員 それでは今後、こつち問題については、自衛官が外務省に身分を置いて派遣することができるとは思ひますか。

○江藤政府委員 これはすべて外務省から要請があつたわけでございます。たとえば軍縮会議に出るとか、あるいは先ほどの盗聴器の問題等につきましても、私のほうにそのほうの専門家がいて、外務省の職員に対して十分な助言、協力ができるときは、その際には十分協力したいというふうなことを考へております。

○伊藤(惣)委員 特殊技能といふことは別にしても、それによつて、制服自衛官が外務省の身分にかわれば、いつでもどこへも行けるということになるんじゃないかと思ひますか。

○久保政府委員 これはたてまえとしては、おつしやるとおりであります。ただし、合法であつても、妥当性を欠くかどうかという問題はあります。たとえば、たつちば、数人で行くといふ場合には、いふなり組織のものが、外務事務官に身分を切りかえて行くといふことは当然不適当だといふことではなからうかと思ひます。

○伊藤(惣)委員 私が申し上げたい点は、一名も二名も十名もあまり変わらないと思ひます。さらに、そつち言つて百名もあまり変わらないと思ひます。私はそこで、この新聞を見ては、おつしや、自衛官が身分をかえて行つて、また戻つてきてなるといふ場合には、これは海外派遣になるという答弁が出ていられるかと思ひます。だから私は、どこにつとめて何をやっていられるか聞いたのです。あなたにははつきりしない。知つていて逃げたのかもしれませんけれどもね。

問題は、こつち問題で一つの事実関係といふものができていくことを、私はおそれるわけですよ。前にも、ベトナムにいわば監視団を送るとか——それは平和のためだからいいとかいふ解釈はあります。だけれども、それも私たちが野党から見れば、そつちいふことからは、なしくずしに海外派

遣、海外派兵といふことが起きてくる。だからそれはすべきではない。政府側としても、たつち法的にはそつちであつてもそれはしない、はつきり言つてきていられるわけですよ。この問題に限つては、これは今後もあり得る、何ら問題ない、こつちいふことなんですけれども、私、これは問題だと思ひます。

○江崎國務大臣 まあ今度は初めから聞いておりますから、話の筋が少しわかるように思ひます。これはどういふ例外——大体、他国の公館に盗聴器を敷設するなんていふようなことは、そつちこの国にでもある事例といふ思われません。そつちいふ場合に、政府機関で見渡してみたいところ、どうもそつちいふものを精査するだけの能力のある人がいない。たつちまた防衛庁にはいたつちいふことになれば、防衛庁が進んでそれに参加するといふわけではなくて、外務省側から、こつちいふ事例の事態が起つたので、特になつちいふ調査してもらいたいといふ要請がまずあるといふことが一つですね。それから、その事柄の性質が異例中の異例の問題であり、また特殊技能を必要とするものであるといふような見地から言ひますと、これがエスカレートして十人になり百人になり、まさに一個連隊になるなつちいふことになり、まさに伊藤さんの思ひ過つちではないか。まあ、そんなことはもちろんあつちいふはずでもありません。したがつちこの問題は、いま申し上げたような諸条件を備へておる、きつちめて例外的措置である。また、そつちいふこと、日本側が全然放置していいといふものじゃございせんか。やはり、調査能力のある者に調査をさせ、一体どういふ手段で、またどういふ機関がそつちいふものを敷設したのか。これは外交の衝に當つておる外務省としては重要な問題だと思ひます。まあそつちいふ意味で、これは例外的の例外といふふうな御理解をお願いしたいものだと思ひます。

○伊藤(惣)委員 それは防衛庁長官の言つちことはわかりません。ただ私は、外務省の要請するほうもするほうだと思ひます。大体、海外派遣なんかにつちいて、いままで国会では非常に前向きな答弁をしておきながら、この問題に限つて、防衛庁行つてくれ——海外におけるそつちいふ活動については、内閣調査室といふものがあるじゃありませんか。あるいはまた、ほかの問題では麻薬取締官だとか、いろんな面で海外に出ている人だつちいふことありませんか。盗聴器を調査する、こつちいふことは情報活動の初歩的なものですよ。それを何も、防衛庁でなければならぬとか、時間的に余裕がないとか、そんな問題ではないじゃありませんか。まず外務省の考えを教へてくだされ。

○高島政府委員 私が答へるのは適当じゃないと思ひますけれども、たつちいま防衛庁長官もおつちいふとおつちいふ、政府内にそつちいふものを有効に探知する能力のある人がいなかった、しかも盗聴装置が敷設されているといふ疑いが非常に強くなつちいふ両方の理由から、外務省としまして、防衛庁のほうにお願いして出たといふわけでございます。それはたつちいふ先生のおつちいふとおつちいふ、外務省の中にそつちいふ人がいなくてもいいじゃないかといふことでございます。私、聞きなす限りにおきましては、現在でもまだそつちいふ人はおらんかといふことは、現在でもまだおらんかといふことは、一般的な問題として、制服自衛官が外務省に身分を置けば海外派遣はできる。防衛庁長官は、例外的の例外で、そんなことをするのはいけなかつちいふおつちいふけれども、だつちいふ、もしいけなかつちいふおつちいふなら、もうちよつちいふ大声であつちいふおつちいふおつちいふ、ソ連大使館に抗議すればいいじゃないですか。外務省も、そんなに野党から誤解を受けるようなことまでして防衛庁の専門家に要請したと言つちいふなら、それだけの強い姿勢でソ連に當つちいふか。どうですか、外務省。

○江崎國務大臣 これはまあ例外的の問題です。外務省としても、実際答弁には困るだらうと思ひます。そこで自衛官が外に行つた。これは、武力行使が何か、そつちいふ問題で行くといふ

ことになればほど大問題で、身分がどうあろうと、やはりこれは追及される問題だと思ひます。しかし、盗聴器があるということになり、またほかにもあるかどうかというよりなことを含んで調査するということは、別に自衛隊の言うところの主任務とは何ら関係がないわけでありませう。したがって、その技能が尊重された、こういうふうにお考えを願ひたいわけでありませう。これは、武力行使のために行つたということとは全然趣を異にいたしておられますから、これが原因になって今後も平気でそういうことが行なわれるというていものではないと思ひます。また、外務省にまさか盗聴器捜査官などというものを置くほど、各国の情勢がそういう盗聴器ということに熱心であると思ひませんで、これは、さつき申し上げましたように、あくまで例外中の例外ということで御了解を願ひたいと思ひます。

○伊藤(憲)委員 いまの大臣の発言の中で、やはり問題がありますよ。武力行為のために行くわけじゃないからいいじゃないか。これは制服自衛官である限り、何を持たなくても問題ですよ。鉄砲を持って行つたから問題で、何も持たなくて行つたから問題じゃない、それは間違ひですよ。

○江崎国務大臣 御指摘の点ですが、これは人数の問題もありますし、そうしますと、練習艦隊で自衛官が外へ行くこともできない、こういうことにもなりますから、これはやはり任務の問題というのには、私、重要だと思ひます。当然、そういう任務が何であるかということについては、私どもも十分注意をしたいと思います。今御指摘のは例外の問題というふうに考えます。

○伊藤(憲)委員 それでは、今後もういふことがあればいつでも自衛官は派遣する、こういうことですか、防衛庁長官。

○久保政府委員 これはやはり国益の問題と、それから、技能をどういうふうを活用するのが経済的効率がどうかといったような問題であらうと思ひますので、外務省にそういう特技がない以上、また、現在のところ世界各国でまだ問題が

ないようございませうけれども、そういう問題がもし起こつた場合に、他に適当な人がない場合に放置しておいたほうがいいかどうか、これは御指摘をいただいてもけっこうかと思ひます。

○伊藤(憲)委員 外務省に適当な人がいないというけれども、防衛駐在官がいるではないですか。防衛駐在官は制服自衛官じゃないですか。そうでしょう。そういう人たちは何のために行つていられるのですか。情報収集でしよう。そうでしょう。だからおかしいのですよ。それで久保局長が何れも政治的発言をする必要はないのですよ。やはり事務局というのはいつきのきめられたものを厳守する。それでしよう。だから、その中でできるかできないか、もし間違つたら例外中の例外だ、はなはだまずいことなんだ——はつきりすればいいのですよ。これからはやるのかやらないのか、防衛駐在官にはこれからは何もさせないのですか。

○久保政府委員 防衛駐在官がそういう技能を持つていければたいへんよろしいわけでありませうが、もし防衛駐在官がそれができるものであれば外務省の事務官もできるはずでありませう、やはり相当特殊な技能であります。そして発掘したものを調べるについても、やはり相当に特殊な技能を必要としますし、のみならず、あまり公開の席で議論したくないのですけれども、安全上にも問題がある。個人の安全上にも問題があるという非常にデリケートなケースでありませう、そう軽率に扱えるものではありません。

○伊藤(憲)委員 どうも聞いているとすつきりしないのですが、防衛駐在官ができれば外務省もできない、要するにそれはおかしいでしょうといふのです。要するにそれはおかしいでしょうといふのです。だから、陸軍から行けば情報を収集して大使館に教えて、また大使館を通じて外務大臣がそれを聞いています。また、外務省を通じて防衛庁はその情報を収集する、こうなっているわけでしょう。いま防衛駐在官の任務はそうでしょう。そこに役に立たないような防衛駐在官が行つたつてしようがないじゃないですか。それくらい

のことは防衛駐在官でも十分できるはずですよ。それを見つけて指摘したからといって、その防衛駐在官の身分の安全がそこなわれるのですか。そんなあぶない国なんですか、あそこは。

○久保政府委員 これはまた別に議論したほうが適當ではないでしょうか。あまりいろいろ席で——国際関係のこともありますし、少なくとも容易な問題でないということだけは申し上げておきたいと思ひます。

○伊藤(憲)委員 それでは、海外派遣といわれるようなことは問題は問題ですけれども、これは例外中の例外でも私は認めたくない。制服自衛官が身分を移して海外へ行くことは海外派兵ですよ。あるいは海外派遣ということになりますよ。しかも、任務によつて問題だと言ひますけれども、こういう情報というものは、戦争にとつて、あるいはまた軍事にとつて、たいへん重要なことですよ。ですから私は、こういうことはすべきではない。もしそういうおそれがあるならば、外務省にそういう機関がないとおっしゃいますけれども、やはり内閣調査室だつていないじゃないですか。あるいはまた、国内だけに限るとはいつても、実際に国内だけでなく出ている人もいますよ。だから、防衛庁みずからが誤解をされるようなそんな行為をする必要はない。今後はすべきではない、こう思ひます。長官、いかがですか。

○江崎国務大臣 まあ、強い要請に基づいて能力のある者がその能力を発揮する、これはやはり制服機関の中においては許される行為のように私は思ひます。しかし、非常に強い御主張でありますから、これは、伊藤さんからそういう強い御意見があつたということも十分承つて、検討するということでもどうでしょう。

○伊藤(憲)委員 私は反対しておきますからね。そういうことをやるとはいけない、やるべきではない、国民に誤解を受けるようなことはすべきではない、そういうふう強く指摘しておきます。

○高瀬政府委員 申し上げます。調査学校の情報教育には、幹部に対する教育、それから陸曹に対する教育がございまして、それで課程で申し上げますと、いまの課程で、幹部につきましては、戦略情報、作戦情報、地誌、航空写真判読、対心理情報、それから陸曹の關係につきましては、情報、地誌、航空写真判読、そういう課程がございませう。

○伊藤(憲)委員 まだいいまいですね。それでは私のほうから申し上げますけれども、これは間違ひないですね。「陸上自衛隊 調査学校」、これは本物ですよ。そこで、この中に「情報教育の主な課程」というものがあります。それで第一に戦略情報、次に作戦情報、三番目に幹部航空写真判読、それから幹部地誌、それから幹部対心理情報、それから幹部対情報高等、次に幹部対心理情報、その次に陸曹情報、次に陸曹航空写真判読、陸曹地誌、陸曹対情報、その他「語学教育の主な課程」というのがあつて、これはいろいろな国のことを勉強することになっておられます。

それから「調査研究のおもな内容」として、担当班が四班までありまして、第一研究班、第二研究班、第三研究班、第四研究班とあります。そこで、私が指摘したい点は、第三研究班の「特別部隊の運用」というのがあります。これは何をやっていられるのですか。

○高瀬政府委員 ただいまの第三研究班の詳細な内容につきまして、ただいま手持ちございませんで、調査いたしました申し上げたいと思ひます。

○伊藤(憲)委員 一番最初に申し上げます「情報教育の主な課程」で十一の課程があるわけですが、

の調査学校の発行されたパンフレットを私、持つておきます。これがそうです。陸上自衛隊の。それで、この中を見ますとすいぶん課程があるわけですよ。課程は簡単に申し上げますと、戦略情報、作戦——これはそちらから言つてくださいます。どんな課程で調査学校が教育を行なつていられるか、質問します。

が、刑事責任がありとして本件を究明していかれるかどうかという事その前提として、最初に自衛隊のほうから東京地方検察庁のほうにこういうケースを一応御連絡願ひまして、その場合の一応の法律見解というものを検討したわけでございます。その法律見解の一応の検討は、どうもこいつはむずかしいなというところを感じておるのでございますが、そのむずかしいなという、それも検察庁として最終的な結論にまだ達した段階ではございませぬ。それで、そういうことを言えれば、結局、まだこれから、場合によれば、事実関係いかによっては、警務隊がまた態度をおきめになるという余地はもちろんあるものと私は考えておるわけでございます。

○和田(耕)委員 長官にお伺いしたいのですけれども、自衛隊として、これは長官お考えになればわかることです。長官もおそらくそれは感じておられると思ひますけれども、この問題の扱いは、自衛隊の存立の基礎を脅かすような重要な問題であると思ひます。この問題について、いろいろ御意向はあとから承りたいのですけれども、検察庁のほうに、実はどうこうしなさいという御相談をする。どのような御相談をしたのかよくわかりませぬけれども、第一、そういうふうな相談をするということも不見識じゃないですか。自衛隊としては、もつと自衛隊法という存立の中核の法律がある。この法律を私も拝見したのですけれども、私、しろうとだけれども、しろうとが読んだ限りでも、十分に刑事責任を問われてしかるべきだというふうな条文が、一つや二つではございませぬ、たくさんあると、私、しろうとでも思われる。こういうものを防衛庁として慎重に検討なさったかどうか、そのことを最初にお伺いしたい。

○江崎國務大臣 これはおとよりお説のように、自衛隊の根幹に触れる重要な問題でありますから、いろいろな角度から検討したわけですが、特にこれは人事教育局長だけではない、次官はもとより私も仲間になりまして、いろいろな意見を交換し

慎重な検討をしたわけでありましたが、たとえば小西三曹の問題、これなども行政罰としての懲戒免職にはしたものの、またこれに對しても不服申し立てが出て現在係争中であるという経緯。それから、従来の自衛隊法の六十一條等を適用する問題についていろいろなケースがありますので、それなどにもらひ合わせながら、われわれのほうとしては、これは当然刑事罰に値するものであるという見解に立ちましても、いよいよ法廷で係争することになりますと、これはやはり検察側の意向といふものも反映されるわけでありまして、まあ、あらかじめその意見も聞いておくというところは、同じ政府機関同士としてはとるべき措置だといふふうな思つて協議をさせたいわけでありませぬ。いよいよ係争することになると、さつき法務省側からの答弁にもありますように、なかなか問題は複雑にわたるもののように、したがつて、われわれのほうの処分としてはとにかく懲戒免職ということで、本人行方不明のままですでに発令したわけでありませぬが、なお今後の問題について検討を要する多うがあるといふふうな考へておる次第でございます。

○和田(耕)委員 懲戒免職はこれは当然のことだと思つてすけれども、防衛庁としては、いろいろな五人の行動を勘案して、自衛隊法に触れる、そのおそれ十分だといふような御判断に一度は達したことはありますか。

○江崎國務大臣 自衛隊を侵略の軍隊と呼んで自衛隊の本質を否定する言動があります。それからまた、自衛隊の内部崩壊を目ざしておる一部の部外者と通謀をしまして、自衛隊の沖繩配備であるとか、立川移駐であるとか、こういふた政策面についても、侵略の先兵だ、沖繩には特に治安配備が重点だといふたようなかつてな独断をしまして、そして、かりそめにも自衛官の服をまとい、そして公衆の面前でアピールする。それはなるほど相手は自衛官ではないが、これはもう自衛官として行き過ぎるものはなだしいものだといふふうな思つておるわけでありませぬ。しかし、先ほ

ど刑事局長の説明にもありましたように、さてしからばそれが自衛隊法にいうところの教唆、扇動になるのかどうか。相手は一般公衆であつた、自衛官の集団ではなかつたといふようなこと等、法的にはいろいろ問題があろうかと思ひます。まあ、そのあたりについては、人事教育局長を中心にはやはり検討をしておるといふのが実情であります。

○和田(耕)委員 それでは、十分刑事罰に値すると思はれる点もあるが、現在の自衛隊法の解釈から見て、法務省と相談をしてみれば、公判を提起することはなかなかむずかしい問題もあるといふところだけれども、現在なお相談をしておる、このように了解していいですか。

○江崎國務大臣 これとおりであります。○和田(耕)委員 それでは、幾つかの大事な事実関係の問題を聞いてみたいのですけれども、まず長官、今度の五人は一つの隊の一つのグループといふわけではないのですか。与那嶺といふのは、陸上自衛隊第三十二普通科連隊第一中隊、市ヶ谷駐とん地。そして福井といふのは、陸上自衛隊第四十五普通科連隊第一中隊の京都大久保駐とん地。そして内藤といふのは、陸上自衛隊富士学校偵察教導隊、富士駐とん地。そして河橋といふのは、陸上自衛隊第二特科群第百十特科大隊本部中隊、仙台の駐とん地。そして小多基、もう一人のこの男は、一等空士です。航空自衛隊関係ですが、航空自衛隊の第二高射群の芦屋基地。こういうふうな自衛隊の各科を通じておるといふことと、駐とん地が遠く離れておるといふ特徴があります。このことだけを見ても、単に自衛隊のごく一部の独立の者がこういふ行動をとつたといふことは、常軌的に見て考えられないことですね。あつた日を期して自衛隊の本庁の前で防衛庁長官に宣言文を出す、その事実を見ても、これら五人が五人だけ、しかも偶然に一つの場所に集まつたといふふうには見られないと私は思ふのですけれども、長官どうですか。

月二十二日から二十四日、この間に、父の入院見舞いであるとか、里帰りであるとか、結婚相談といふふうな名目で休暇をとりまして、そして外出したまま帰隊しなかつた、こういう実情にありませぬ。これらから判断いたしましたとして、四月二十一日以前において本件を共謀したといふ疑いは十分あります。が、事務当局側がいろいろ調査しました結果によりますと、四月二十八日の芝公園における集會の演説中、内藤元一士といふのが、中間の小多基元一士の氏名の読み方がわからなくて、リーダー格でついでにおります小西元三曹に聞いていた。これは新聞にも報道されておるところであります。こういう事情を勘案いたしますと、この五人の横の連絡といふものは、本人同士の間ではそんなに緊密なものはないか。小西元三曹がそれらを連絡する主要な役割を果たしておつたのであろうといふような想像がなされるわけでありませぬ。また、これら五人の者が、四月二十七日以前に隊内においていゆる反戦活動的言動を弄したといふような事実がないことを見ましても、これはやはり小西がそういう連絡万般に当たつたのではないか、こんなふうに見ておるわけでありませぬ。

以上、大体そういうことです。○和田(耕)委員 名前をど忘れすることはよくあるのです。大会場の演壇で、私は江崎さんの名前を、こんなに有名な人でもど忘れをして、どうだつたかと思つたことがしばしばあります。特に大会場なんかの演壇ではそういうことは普通にあり得ることです。この問題については、各部隊の中における五人の行動については、どのような方法でお調べになりましたか。

○江崎政府委員 この五名のうち四名は、一応自衛隊におきまして、ふだんの言動において若干問題の点があるといふことで、一応注目しておつた人物でございます。しかしながら、具体的にはそのような反戦活動といふものは露骨にいたしておりませぬので、一応注意人物として見ておつた

という状況でございまして、特別変わった行動はとっていません。

○和田(耕)委員 注意人物として見ておられることは、そういう言動があったことでしょうか。そうでないと注意人物とは見られないでしょうか。

○江藤政府委員 たとえば討論会等いろいろな原稿を書きますが、その原稿を見た場合に、そういうことを書いておられたということで注意いたしたことがございます。そのような程度のことです。一応われわれとしましては、要注意人物というふうに見ておられたのでございますが、具体的な行動としては何もいたしてなかったというのが実情でございます。

○和田(耕)委員 いろいろところで変な原稿を書いた、したがって要注意人物とみなしておられたというわけですが、こういう男がだれにもわかるような形では、そういうものでもあればいいとは思いません。そういうことだけでは、日ごろのいろいろな行動が怪しいと思われ、あなた方も要注意人物として見ておられたので、そういうことは、この人だけじゃなくて、その周囲に何らかの形でいろいろ働きかけをしておられたことになりやしませんか。

○江藤政府委員 自衛隊としましては、夜間の大学等に通過してあります。また、これを奨励してあります。あるいはまた通信教育等でスクーリングをやりますが、それに実際に参加するというような場合に、よく同僚の学生からいろいろ誘いかけがあるわけがございます。そういうところでいろいろな知識を覚えていられるわけでございます。そのような知識の断片を部分的に部隊でしゃべるといふことがございまして、それで結果的には、こういう人はある程度注意しなければならぬのじゃないかというふうな角度から注目しておられたという実情でございます。現在の自衛隊は、夜間の外出もかなり認めておりますし、また特に夜間大学等には大いに行くように奨励いたしておりますので、そのような誘いかけの機会が非常に多

いという事は事実でございます。

○和田(耕)委員 刑事局長にお伺いしたいのですが、これは自衛隊内部で大量の宣伝とかそういうことはなかったように思われるというふうな先ほどのお話でしたけれども、この五人の人、しかも駐とん地は遠く離れておる五人、しかも五人のうちの四人は要注意人物として自衛隊の中でも観察しておられたという人間が、ある日防衛庁の本部に集まっていろいろ行動をしたという、これはそういうことでなくてもすぐ見当がつくことですね。特にあなた方は専門家です。私も前にそういう非合法的な運動をしたことがあるからすぐ見当のつくことですから、それをあなた方専門家が見れば、こういうふうな人の構成である日共同行動をとったというこの事実を見て、そういうふうな疑いがあるというふうな判断されるのはあたりまえじゃないですか。しかも、それを判断した上で、自衛隊の中で何もしてない、あの日偶然にこういうことをやったのだというふうな判断をすることは、これはまともじゃないと私は思うのですが、刑事局長はどういうふうにお考えになりますか。

○辻政府委員 問題は、自衛隊法の六十四条にございまして、意業行為等の扇動あるいは教唆というふうな犯罪が成立するかどうかという場合には、やはりそういう事実そのものとしてとらえなければならぬということでございます。現段階におきまして、ただいま御指摘のような事実がございまして、これはいまだ、いわゆる六十四条なら六十四条違反の構成要件に該当する事実というところまでは、証拠をもって認定はできないのじゃないかということでございます。刑事事件として取り上げます場合には、犯罪構成要件に該当する事実が諸般の証拠から立証できるということになりませんと、単なる疑いということでは、刑事事件としては取り上げることができないのだからということでございます。

本件の場合に、自衛隊の意業行為の扇動といえます場合には、自衛隊員に対して意業を扇動した

り教唆したりしたという事実が証拠をもって立証されるほどのものでなければならぬということ、その点は、やはりいまの御指摘の点ではまだ不十分ではなからうかというふうな考えをおるわけでございます。

○和田(耕)委員 それは、そういうことをことばの上で考えてみれば、不十分だとも考えられますけれども、十分な疑いがあるということは否定できませんか。

○辻政府委員 おことばを返すようで恐縮でございます。それは社会的な事実といたしまして、かりに例をいまの意業行為の扇動という場合に、そういうふうなことは推察できるじゃないかというふうな、一つの推察というふうなことがございまして、これはあくまで推察にとどまらざるわけでございます。やはり具体的に構成要件に該当する事実が証拠をもって立証できるということになりませんと、刑事事件としては処理できない問題であらうと考えるわけでございます。

○和田(耕)委員 それではお伺いしますけれども、この自衛隊法の六十一条、この中の「政令で定める政治的目的」というこの項に当たるものとして、八項目あげておられます。この八項目の中の四、五、六項目というのは、明らかに今度の事件と関係のあるとみなされる項目じゃないのですか。

○辻政府委員 具体的な事件が、本件の場合にまだ固まっているわけではございませんので、確定的なことを申し上げることは困難でございます。ただいま御指摘の自衛隊法施行令第八十六條の四号、五号、六号の問題でございます。

四号は「特定の内閣を支持し、又はこれに反対すること」ということでございますが、本件の場合、検察庁が自衛隊の係のほうから御連絡を受けました事実関係によれば、これは特定の内閣を支

持し、あるいはこれに反対するといふ目的が、声明書と申しますか、要求書と申しますか、あるいはまた芝公園における演説、言動から出てこないのではなからうかという感じを持っておられます。それから五号につきましては、本件の場合に、「政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し、又はこれに反対し」しているということでございますが、それは政治の方向に影響を与える意図には当たるわけでございますけれども、はたしてそれだけの強い意図があったかどうか。これはまあ証拠等の関係で問題もあらうと思えますし、とてもそういうふうなものではいかないのじゃないかという一つの見通しを持ったわけでございます。

それから六号の「国又は地方公共団体の機関において決定した政策の実施を妨害すること」という場合に、この政策の実施の妨害というものは、これはいままでの人事院の解釈その他によりまして、組織的、継続的な実施妨害というふうな、わりあいこれを限定して狭く解しておるような点がございまして。

こういう解釈を前提にいたしますと、検察庁が連絡を受けましたこの事実関係をもってしては、なお本件は十分ではないんじゃないかというふうな私ども報告を聞いておる次第でございます。

○和田(耕)委員 それでは防衛庁本庁の前で読み上げたこの声明の中に、こういう文句があるのです。ちやうどこのまん中ごろのところですが、「帝國主義佐藤政府」とありますね。「帝國主義佐藤政府は、われらを侵略と人民弾圧のせん兵とせんがために、四次防と沖繩派兵を必死になつて強行しようとしている。沖繩防衛は、沖繩県民の手で」これがかれらのスローガンである。等、このあとに、沖繩派兵を絶対阻止しようというふうな文句が書いてあるのですけれども、このことは佐藤内閣に反対をするということになりませんか。

○辻政府委員 私ども報告を聞きましたのは、ただいま御指摘の声明文は朗読してないという

ずがございませぬ。それはもう全然ございませぬ。のみならず、こういうものをいかにけんなことに処置しておきました結果は一体どうい影響を与えるのか、それを考えますと、これはなおざりにできぬわけて深刻、重要な問題であるといふふうに理解いたしております。したが、いま、いま刑事局長からの答弁にもありますように、罰することは簡単ですが、さて、向こうも弁護士を連れて行動してあることありますから、いよいよ係争の問題になったときに、何か官側が不利の立場に立つというようなことがあつてはなりませんので、十分実情を調査して慎重に検討しております、これが実情でありまして、かりそめにもゆるがせにする気配というものはみじんもございませぬことをよく申し上げておきます。

○和田(耕)委員 いまの私と刑事局長さんとのやりとりを聞いておられます、この五人の自衛官の問題、それは裁判をなさればどうなるかわかりませぬ。わかりませぬけれども、自衛隊の基本的な精神、あるいは今後つばな自衛隊として育て生かすということは長官の任務である。この任務から考えてみて、これは黒白を明らかにしなければならぬ、そういうふうにお考えになりませぬか。

○江崎國務大臣 まさにそのとおりに思っております。したが、いまして、検討はいたしておりますが、その検討の方向は、ただ行政処分だけでなしに刑事罰をもつて臨まなければならぬという考え方から検討をしておるといふふうに表現をしたほうが正確な御答弁になるかと思ひます。十分ひとつこの問題については厳肅に考えて臨みたいと思ひます。

○和田(耕)委員 最初に私お伺いしましたこの五人の元自衛官は、遠く離れた、日本のほとんど全国に散らばつた自衛隊の駐とん地におる男です。しかもこの男は、それぞれ要注意人物として監視されておつた人物です、刑事局長さん。こういう人たちが、ある日、防衛庁本庁の前に集まつて声明文を出して、そしてその足で新聞記者を集めて

記者発表をした、その翌日には中核派の集会に出てという一連の問題を考えてみて、単にこれは、この前に懲戒免職になつた小西某の一人の策動で、一人だけしか知らない、五人ともそれぞれ全然知らない、しかもある日偶然に個人個人が集まつたというふうな事件と思ひになりますか。あるいはもつと組織的な背景を持つた事件であると思ひになりますか。いろいろな刑事責任を問う問わぬの問題を前にして、そういう点についての解釈はどういふふうにお考えになりますか。

○辻政府委員 もとよりこれは、いわゆる五人の方のばらばらの行為とは考えておりませぬ。何らかの一つの組織的な行為であろうといふふうに私は推察をいたします。ただ、犯罪として検事が起訴します場合には、これは有罪判決を得るだけの合理的、疑いのない嫌疑がなければならぬといふ点で検事が起訴に踏み切るかどうかという問題なんですございませぬ。刑事事件として検事が取り上げるかどうかという点は、犯罪構成要件に該当する事実及びそれを立証する証拠というものがあつて、そしてそれが認められれば有罪に間違いないといふだけの嫌疑がなければ起訴できないといふ刑事手続の仕組みの点も御理解を賜わりたいと存するわけでございます。

○和田(耕)委員 防衛庁が最初に検察庁に御相談なつたその資料なり申し出といふものに対して、多少私は疑惑を持つたのです。つまり防衛庁自体で、この五人の自衛官が、どういふふうな行動を持ち、どういふ背景を持ち、どういふ意図を持ってやつたかということについてお調べになつたかどうか。先ほどの答弁以内の程度であるかどうか。

○江崎國務大臣 これは十分調査しております。政府委員から申し上げます。

○江藤政府委員 この問題につきましては、所属の部長あるいは管内班長等を通じて十分調査をいたしておりますが、何ぶんまだ本人が所在不明でございまして、住所を確認できません。必

ずしも十分な調査はできておりませんが、現在の調査の結果、状況では、この五人の者が事前に十分連絡をして行動をしたといふふうには思われませぬ。やはり小西元三曹が各部隊に呼びかけて、二十四、五日ごろから行動をとつたといふふうなところを推察いたしております。

この五人が、あらかじめ計画的に、自衛隊の中におきまして反戦行動をしようといふことで、相はかつて入隊したのではないかと点をます十分調べたわけでございますが、必ずしもそうではあつたわけではございません、また五名のうち二名は縁故募集あるいは職安募集で入つた人でございますので、必ずしも、入隊の動機におきまして、彼らがそういう行動をとろうといふことに入つたわけではないように思ひます。やはり入つて一年ぐらいたちまして、いろいろな誘いかけに乗つてこういう行動をとつたのではないかと

いふふうに見えております。また、入隊時の隊員の成績等を見ましても、いづれも上の部に入る成績を持つたつばな隊員であつたわけでございます、募集の面におきましても別段問題はなかつたといふふうにお考えられるの

ございませぬ。したが、いまして、何しろ二十前後の青年でございませぬので、非常に思想的な動揺期であり、外部の影響を受けやすい時期でございませぬので、やはり隊内に入つて一年余りたつてきました、外部からの誘いかけによりまして、このような行動をとるようになつて急に向向していったのではないかと

いふふうに推察いたしております。○和田(耕)委員 私はこの問題について、いま刑事局長あるいは防衛庁長官、政府委員からいろいろと事情を拜聴しておるのですけれども、こういう問題の取り扱いについて、こういうことはあつてほしくないのですけれども、特に防衛庁としては、いろいろ出過ぎたことをなされることはいけないと思ひます。専守防衛の憲法下の自衛隊ですから、しかし、やるべきことをやらぬ、つまり、あまりいろいろな世論を気にしてやるべき

ことをやらないといふことだとなおいけない。私どももよく、これをうちの国対でいろいろ相談してみたいのですけれども、もしやるべきことを、しかもやらなければ自衛隊の存立にも關係するような大きな事件について何もしないようであれば、そんな自衛隊は必要ないじゃないかといふ極論をする人もおりました。それはそういうことになりませぬ。だてに自衛隊を負数だけ持つてゐるわけじゃないのですから。やはり有事のときに働いてもらわなければならぬためにわれわれ持つてゐるわけですから。そういうときに、この問題についての見方から見てやるべきことをやらない。何かまたいろいろ世間で騒がれるかも知れないからという願望がもしあつたといふれば、長官、そういうふうな考慮をお持ちになるようであれば、そんな自衛隊はどうして必要なんだといふような議論さえ出てくる。これは特に真剣にお考えいただきたいと思ひます。

この問題は、自衛隊法違反の疑いが十分濃厚だと私は思ひます。それを、十分に実際の状態を調べもしないで、自衛隊のほうの報告だけを聞いて、裁判所として、これは起訴するのはむづかしいなといふのは軽率なまわりな私と思ひます。もつと慎重な発言をしてしかるべきだ。現にあなた方がそういう発言をしたから、五人の者はある集會で、ある新聞の報道するところによると、告訴されないといふことを聞いてほつとした感じを持つておるといふ報道がある。この重要な問題について、検察庁として、法務省として、そのような最終判断——一般の国民はそう受け取りませぬ、いま検討中だと言つても、そういうふうな言明をすべきじゃない、私はそう思ひますが、どういふふうにお考えですか。

○辻政府委員 先ほど来申し上げておりますように、検察庁としては、具体的事実に基づいた結論を出しては毛頭ありません。ただ、検討いたしました経過で、一部新聞のほうで、検察庁が消極であるといふような記事が出ましたことは、この点は私、御指摘のとおり遺憾であると存

存

じておるわけでありませう。

○和田(耕)委員 長官、これはひとつ本気でお調べになって、検察庁の御意向はいろいろあるでしょうけれども、防衛庁としては、これは全体の問題から考え、将来の問題から考えて告訴すべきだと私は思っています。長官のお気持ちを伺いしたい。

○江崎國務大臣 先ほど来の御激励につきまして、全く私、同感であります。そればかりか、世間に顧慮して手かげんをしておるのではないか、これはとんでもないことでありまして、むしろ規律をもつて立つ組織体である自衛官がこういうことで懲戒免職されるだけで済むのか。しかも制服を着て堂々と反戦学生の集会に行つてアジ演説をやる。気がねというならば、むしろこういう形のものが放置されることのほうが、世間に対してはなはだ自衛隊の眞価を問われるような気がして、われわれこれは残念でたまりません。したがって、いま御意見の存するところは十分わかるつもりでありますし、私もとしましては、今後、先ほど御答弁しましたように、この問題を重視して十分検討をし、そういう措置に踏み切つてまいりたいというふうに考えております。

○和田(耕)委員 刑事局長、たいへんお忙しいときにお出ましを願つたわけですけれども、いまのやりとりでもわかるように、この問題は、自衛隊と連絡をとつて、そして、と実情をよく調べて処置を考へるべきだ、私はそう思うのですが、お考えをお伺いしたい。

○辻政府委員 最初に申し上げましたように、検察庁におきましては、自衛隊御当局から、事件の発生状況及びその経過というものを御連絡を受けまして、その段階における一応の法律上の問題点を討議したわけでございますが、もとより具体的事件といたしましては、刑事訴訟法にのっとりまして、まず自衛隊の原隊におかれましてこの事実をよく御確定なさるわけでございます。そしてそれがもし自衛隊法に当たるといふ御見解でありませう。

○和田(耕)委員 長官、これはひとつ本気で調べになって、検察庁の御意向はいろいろあるでしょうけれども、防衛庁としては、これは全体の問題から考え、将来の問題から考えて告訴すべきだと私は思っています。長官のお気持ちを伺いしたい。

○江崎國務大臣 先ほど来の御激励につきまして、全く私、同感であります。そればかりか、世間に顧慮して手かげんをしておるのではないか、これはとんでもないことでありまして、むしろ規律をもつて立つ組織体である自衛官がこういうことで懲戒免職されるだけで済むのか。しかも制服を着て堂々と反戦学生の集会に行つてアジ演説をやる。気がねというならば、むしろこういう形のものが放置されることのほうが、世間に対してはなはだ自衛隊の眞価を問われるような気がして、われわれこれは残念でたまりません。したがって、いま御意見の存するところは十分わかるつもりでありますし、私もとしましては、今後、先ほど御答弁しましたように、この問題を重視して十分検討をし、そういう措置に踏み切つてまいりたいというふうに考えております。

したら、それから事件として検察庁のほうに送致されてまいるわけでございます。その段階において、検察庁はまた十分に事実を検討し、かつ法律の適用も検討するということでございます。私も、先ほど来申し上げましたのは、ただ事件の最初におきまして御報告を受けた場合の一つの法律上の問題点を討議したということでございます。この点は御了承を願いたいと存じます。

○和田(耕)委員 長官、お聞きのとおりでございます。どうかひとつ自衛隊の立場を考慮していただき、私たちは、できるだけつばな自衛隊として育つてもらいたいと心から願つておるものです。私どもの党はそんなんですから。したがって、きょうの国対では、もつと強い意見が出ました。そういうふうな感じがあることを特にお訴え申しまして、何とぞこの問題は、いかげんなことで済まされぬように、そしてやるべきことはちゃんとやらぬと、長官もおっしゃるよう、むしろ国民の信頼を失つてくる、そういうふうに思っていますので、このことを強く要望しまして、質問を終わります。

○江崎國務大臣 貴重な御意見として拝聴いたしました。そればかりか、私もにおきまして、こういうことへの処置が、つきりつけられることによつて、自衛隊の綱紀を引き締め、国民的な信頼にこたえていきたい、こう考えております。

○東中委員 東中光雄君。長官がおられないので、最初に施設庁長官にお伺いしたいのですが、本土における米軍基地の貸借借契約期限が民法の六百四十四条によつてこの七月二十七日に来るというところで、従来からの政府の見解でも、そうでありまして、この期限が来た場合にどうされるか。統一見解が出されておるよう聞いておるのですが、政府の態度を明らかにしていただきたい。

○島田(豊)政府委員 先般の衆議院の法務委員会並びに参議院の予算委員会におきまして、この米軍基地の契約の期間の問題について政府の見解が示されたわけでございます。それを一応もう一度

読み上げてみますと、「駐留軍の用に供する目的をもって国が所有者から賃借している土地等の賃借契約は、期間を駐留軍が使用する期間とする趣旨の賃借であるが、民法第六百四十四条によれば、期間の定めのある賃借の存続期間は二十年をこえることを得ずと定めているので、現行の契約は二十年を経過したときに期間が満了することとなる。たとえば、契約の始期が昭和二十七年七月二十八日のものについては、本年七月二十七日をもって期間が満了することとなる。しかして、期間満了後なお引き続いて駐留軍の使用の必要がある土地等については、国は契約の更新を求めざるを得ない、この旨を所有者に明らかにし、理解と協力を得て円満に再契約できるように、早い時期に折衝いたす所存である。」以上が見解でございます。

それから努力をいたしていきたい、かように考えておるわけでございます。

○東中委員 従来駐留軍用地の賃借借契約書の文面では、期限は三月三十一日限りで一年ごとに更新の形式をとつてこられたと思つておるのですが、この七月二十七日に民法六百四十四条によつて期限が到来するといわれておる契約について、別にことしの三月三十一日の文面上の期限が切れたときには、あらためて更新契約書をつくらせておられるのかどうか。その場合の期限はどういうようにされおるのか。

○島田(豊)政府委員 従来土地建物等賃借借契約書によりましては、その前文におきまして、駐留軍の用に供する目的をもってということをして、この間はこの契約は継続しておるといふ解釈をとつておるわけでございます。

ただ、御指摘の契約期間につきましては、賃借料の関係もございまして、会計年度が単年度予算主義でございまして、毎年毎年賃借料も更改していく必要がある。そういう意味で、四月一日から翌年の三月三十一日までの間を契約期間といたしまして、それに基づきまして毎年毎年の賃借料をきめていった、こういうことでございます。

そういうことで、賃借料の関係で、予算の関係もございまして、毎年の契約の更新をやつてまいりましたけれども、この契約そのものにつきましては、前文の趣旨からいたしまして、不確定期限説である、こういう解釈をとつてきたわけでございます。

○東中委員 時間がかかつてしまふが、賃借料の趣旨に答えていただきたいと思つておるのですが、不確定期限説をとつておるといふことは先ほど聞いた、先刻知つておるわけですか。私が聞いておるの、ことしの三月三十一日の文面上の期限が来たときの契約の書きかえをやつたのかやらないのかというのを聞いておるのです。

○島田(豊)政府委員 ちよつと答弁が漏れまして申しわけございませんが、当然本年の四月一日か

ら新しい契約期間となりますので、三月に各地主の方々とこの契約の継続について話し合いを行なひまして、その同意の取りつけを行なつてまいつておるわけでございます。今日までかなりの所有者が、この年度の契約につきましてもは応じていただいておる、こういう状況になっております。

○東中委員 その契約書の更新という形で、文面上は期限はいつまでになつておるのかと聞いておるのです。

○島田(豊)政府委員 それは四十七年の四月一日から四十八年の三月三十一日までという期間であります。

○東中委員 そすると、いままで不確定期限と言つておつたのは、安条条約によつて基地使用が終つたときには返さなければいけぬことになつておるから、民法六百四十二条と関係なしに、いつ終つるかわからないという点で不確定期限であつたわけでありませう。民法六百四十二条というのは、明らかに「賃貸借ノ存続期間ハ二十年ヲ超ユルコトヲ得ス」となつておる。そして二十年が七月二十七日に来るといふことがわかつておつて、「二十年ヲ超ユルコトヲ得ス」と書いてある民法六百四十二条を無視して、あえて来年の三月三十一日まで契約書を書きかへる時点でつくるというのには、民法六百四十二条を尊重するといふ点からいって、あるいはそれを守つていくんだという統一見解からいって、明らかに実務上おかしいじゃないですか。もちろん、そういう契約書をつくらなければならぬ、二十年をこえる部分は無効であるといふことはありますけれども、無効であることがわかり切つておることを、わざわざ四月に、「二十年ヲ超ユルコトヲ得ス」と書いてあるのにあえて結ぶというのには非常におかしいと思つたのですが、なぜそういうことをやられるのですか。

○島田(豊)政府委員 先ほど御説明申し上げましたように、不確定期限を私どもとしておられますので、この民法六百四十二条との関係については、法務省、法制局とも協議をいたしておりまして、三月中にはその解釈につきましても結論を得ること

がでなかつたというところで、一応私どもとしては、民法六百四十二条の問題もございませうけれども、従来の解釈によりまして、不確定期限説というところをとりまして契約の交渉をいたしたわけでありませう。本来でありますれば、当然その時点におきまして民法六百四十二条の適用があるということが明確でございますれば、その点について十分御説明をいたしまして合意を取りつけないといふのがたまたまでございますけれども、三月の時点でもまだその解釈についての統一した見解が得られなかつた、こういう事情によるものでございませう。

○東中委員 そすると、少なくとも現在結ばれておる契約書で、二十年の期限が七月二十七日に到来する部分については、契約文面いかんにかかわらず、この三月末、四月の初めに更新されなければならぬ、その更新というのには、二十年の期限が来るといふのでなければならぬ、それは全然別のものである。これは期限が来年の三月三十一日までと言つておつても、それは七月二十七日で終了する、そこから先の部分は無効だといふか、短縮されるという点、これははっきりここで確認してもらはれるわけですね。

○島田(豊)政府委員 民法六百四十二条の適用があるというところが明確にされましたら、現在の形では、この単年度の三月に行なつてきましたところのこの契約も、もちろんその時点までが有効であるといふことは当然でございます。一応六百四十二条の問題とこの単年度の期限の問題とは別個の問題だといふふうに考へておられます。

○東中委員 そすると、同じ更新といふことばを使われるから、年度末の契約書上の、形の上の更新と今回の更新とは、まるきり性質が違つていふことをはっきりさせておいていただきたいことと、今回のいわゆる二十年の期限到来といふことと、その後の契約については、防衛施設庁としては、すでにその作業に入つておられるのかおられないのか。いかがでしようか。

○島田(豊)政府委員 民法六百四十二条の適用があるというところを、個々の所有者側との間に、契約の合意に感じていただくような、そういう依頼書と申しますか、協議書と申しますか、そういうものをいま準備をやつておるわけでございます。

○東中委員 準備をやつている段階で、また交渉には入つていないかと思つたのですが、先ほどの統一見解では、理解していただけておるだけ協力してもらつておるわけですが、これは沖縄の場合も同じことだつたのですが、協力を得られない、はつきり契約の書きかえを拒否しますといふことをすでに意思表示をしておるの、地方自治体でもありますし、北富士でもすでにそういう意思表示がされておると思つたのですが、そういう問題についてはどうされるのか。基地を撤去して返還するという方向でいかれるのか。どうされるのかということをお聞きしたいのです。

○島田(豊)政府委員 従来、毎年毎年の契約の更新に際しまして地主側から御協力をいただいております、この実績がございませうので、この七月二十八日以降におきまして、当然その契約の合意に達するといふふうに私も考へておるわけでございます。また極力その合意の取りつけにこれから努力をいたすつもりでございます。

○東中委員 先ほど来念を押し込んでおられるわけですが、施設庁長官は、意識的に、特に三月末の形式上書面の切りかえと今度の二十年到来の再契約とは性質がまるきり違つて、同じ期限内における賃料を上げるといふ、いわば政府側から上げると

いふことについての契約書の書きかえと性質が違つたから、それを三月末にやつておる。いつも協力を得ておるから、だから今度もできるのだと同じ次元で考へるのは、明らかに間違ひです。先ほどから、一番最初に私そのことを念を押して言つておるから、それをいままた、毎年協力を得ているから、毎年不確定期限、要するに期限内の書きかえといふものと同じ態度で七月二十七日のものに臨んでいこうとしておられるといふことがいま言われておることでございませう。だから私、意識的だと言つたのですけれども、そういう態度をとつておるといふことを、それに対して具体的にどうするかといふことをまた方針もきめておられないかといふことになると、事実上、七月二十七日が来て契約ができていない場合、その場合には一体どうされるのか。先ほど言われたような、駐留軍の軍用地についての特別措置法、こんなものを一瞬にして適用できるわけはないのですから。それは努力して、場合によってはそれを適用せなければいけぬようになるかも知れない。どうして適用できると思ひますか。期限が来てからでは空室があきませうから、そのときには撤去してからあらためて取用する、こういう方針なんですか。その点いかがでしよう。

○島田(豊)政府委員 いまからその問題について具体的に御説明をする段階ではまだないと思ひますけれども、確かに米軍の提供施設でございますので、その土地の権利関係について真空状態が生ずるといふことは、これはまことに義務履行の上からいきましたら、たいへんに大きな支障がございませうので、それに対しましては法的な手続をとらざるを得ないといふこともあるわけでございます。ただ、現在の段階では、まだ日時を定めておらず、極力契約の更新——確かに先ほどおっしゃいますように、従来の単年度の契約と、それから民法六百四十二条の適用下における契約の更新とは性格的に違つていふことは、私どもも十分承知しておりますけれども、それを十分所有者に御説

明をした上であらためてこの契約更新をいたしたい、こういう考え方でございまして、それにつきましては、私どもとしては、従来の経緯からしましても、契約に依拠してくださるというふうに期待をいたしておるわけでありませぬ。

○東中委員 地位協定に基づく土地等の強制使用特別措置法ですね。契約できなかった場合はこれを適用するよりほかに方法がない。ところがこの法律を適用しようと思えば、土地収用法の準用がありますから、土地調査、物件調査をあらかじめつくらなければいけません。告示もしなければいけません。それが七月二十七日になってからでは明白に空白が出るわけです。七月二十七日前は米軍が現に基地として使っておる。そういう中で、土地ないし物件調査、この法律を適用せざるを得なくなるということ言われているから、そうしたらそれをつくる。当然所有者の立ち会い権も認めつつあるというたてまえでおられるわけですね。その点いかがでしょう。

○島田(豊)政府委員 御指摘のように、この特別措置法は土地収用法の規定を適用いたしておるわけでございますので、土地収用法の手続に従って適正に処理を進めたい、かように考えております。

○東中委員 そうしますと、基地内の立ち入り権も認める、そして物件調査についての意見陳述権なり異議を書くことができますね。そういう権利は土地所有者に対して保障する、そういうことでございますか。

○島田(豊)政府委員 先ほど申し上げましたように、適正な手続で処理してまいりたいと思っております。

○東中委員 適正な手続というのは、そういう規定があるけれども、それを実際にやる。米軍基地のままで、要するに七月二十七日以前にこれをやるというのが防衛庁の方針であるというふうにお聞きしていいかどうかということですか。

○島田(豊)政府委員 これはもちろん、七月二十八日からこの手続を進めるといふ意味ではござい

ませんで、十分それで間に合うような手続を進めるつもりでございます。

○東中委員 答弁がくつもの裏から足をかいているような言い方をされるのですが、私は具体的に聞いているのです。物件調査なり土地調査なりをつくる。実測しなければいけませんから、それについては立ち入り権という土地所有者の権利がある。その権利は保障するということは、法律でそうきまっていますのだから、当然そうやる。やられるのがあたりまえのことなんだけれども、やるというところははっきり言われたらどうですか。言われないところを見ると、何かほかのことを考えていらつしやるのじゃないかというふうに思わざるを得なくなってくるので、はっきりと言つてくだされ。

○島田(豊)政府委員 その点につきましては、適正な手続をとるといふことで当然御了承いただけてるものと私は考えております。成規の手続をとるといふことでございます。

○東中委員 そうすると認めるということですね。やるということですね。うなずくだけじゃなく、速記録に残るようにちゃんと言つてくださる。なぜそんなに、私が具体的な内容について言っていることについて、答えるのをちゅうちょされるのか、ほくは理解できぬわけですか。だから、やる、そういう権利は認めると、これははっきりと速記録に残しておいてください。いかがでしょう。

○島田(豊)政府委員 そのつもりでございます。

○東中委員 そうすると、七月二十七日前、たとえば横田の飛行場の中へ土地所有者が入つていって、そして立ち会い、測量を現実にやり、それについて調査でものを言うということができるよう、これはアメリカ側と話がついているのでしょうね。そうでなければ、根拠もなしに、ただそういうつもりだけじゃ、どうにもなりませんから、いかがですか。

○島田(豊)政府委員 またその問題について米側と協議をするという段階まで至っておりませんけれども、いすれそういう措置を、一部につきましてやむを得ずとらざるを得ないという事態が生じますれば、米側とも十分協議しなければいけないと思ひます。

○東中委員 協議をして、そしてアメリカ側が承知しなかつたらどうなるのですか。地位協定の三條で、七月二十七日までアメリカ側が管理権を持つておりますね。だからそれを拒否した場合はどうなるのですか。やるつもりだと言われている。しかしアメリカ側が、地位協定の三條からいへば拒否できるわけですから、そういう場合にはどうされるのですか。

○島田(豊)政府委員 これは米軍に基地を提供するものでございませぬ。したがって、米側がそういう立ち入りの自由というものを認めないことによりまして権利関係が非常に正常を欠くような状態になりますことは、これはアメリカ側として好まないというふうに考えるわけでございます。米側としても、話し合いによりまして十分協議に依拠してこれらというふうに考えております。

○東中委員 従来この法律を適用されたことが何回かあると思つておられるけれども、この手続の開始、要するに総理大臣への申請から始まつて実際に収用するまでの期間は、長くてどれくらい、一番短くてどれくらいだったでしょうか。

○島田(豊)政府委員 従来の実績からいいますれば、一番短い判決を得ましたのが六十五日でございます。それから長いのは約一年くらいで、ご例外的に十年も、以上もかかつておるといふ個所もございませぬ。

○東中委員 先ほど来、七月二十七日までずいぶん時間もあるから、こうおっしゃつたけれども、一番短いのが六十五日、長かつたら一年、十年もかかる。あと二カ月ちょっとでしょう。平均でいつたらもう時間なんてありませぬですよ。実際上は空白のまま事実上占拠してしまつたという結果になるんじゃないですか。また交渉も始めてない。

○東中委員 沖繩の土地強制収用法といひますか、暫定使用法制定のときも、話し合いで解決がつかぬ、ただ、所在不明者とか国外へ行つていふ人とかいふのがおるからこの法律が要るのだ、極力話をつけるのだ、つくと思つて、こういうふうにお聞きされておられるのか、いま現状はどうですか。話し合いがついておられるのか、あと五日

ているわけですから、私はそういう準備を怠慢にしておられるというところは、返すというところを前提にしてやつておられるのだつたら、それはいいと思ひます。ところが、どうしても返さないのだ、返還しないのだ、契約ができなくても返還はしないのだというたてまえをとつておつて、そういうことをやられておつたら、これは土地所有者の権利をはなはだしくじゅうりんすることになっていくというふうに思ひますので、契約ができなくて、そして強制収用の手続が判決を得るまでにいかなかつた場合には、これは当然日本国政府の責任で米軍との交渉をし、土地所有者に返還する、こういう筋合いのものだと思つておると思つたのですが、その点いかがでしょうか。その点だけ確認しておきたいと思ひます。

○島田(豊)政府委員 従来経験からしまして、かりに拒否をするという人が出るにいたしまして、その数はそう多くはないというふうに私どもは考えておるわけでございます。かたがた土地収用法の手続につきましては、土地収用委員会はこの手続の遅延を防止するといふ規定もございませぬので、迅速な手続によりまして、また土地収用委員会のほうにもその点は手続ができるだけすみやかにこなされますようなことをお願いをいたしまして、とにかくこの期限が満了いたしましたので、間には土地の取得をできるように鋭意努力をいたしておるところでございます。今後、そういう手続をもし踏まざるを得ないという場合におきまして、取用委員会のほうにも御依頼いたしまして、間に合わせるように鋭意努力いたしたい、かように考えております。

○東中委員 沖繩の土地強制収用法といひますか、暫定使用法制定のときも、話し合いで解決がつかぬ、ただ、所在不明者とか国外へ行つていふ人とかいふのがおるからこの法律が要るのだ、極力話をつけるのだ、つくと思つて、こういうふうにお聞きされておられるのか、いま現状はどうですか。話し合いがついておられるのか、あと五日

に迫って何れもぐらゐるのですか。

○島田(豊)政府委員 現在、市町村ごとの地主会
あるいは部落ごとの地主の方々と交渉いたしましたし
て、予約取りつけの手続を進めておるところでござ
います。これは五月の初旬——初旬といいま
しても、ごく最近でございませうけれども、三十六
市町村のうち二十九市町村が契約することに同意
をしております。あと七市町村につ
きまして現在交渉中でございますが、これも若干
の条件の問題がございませうけれども、おそらくす
みやかにこの問題の処理ができるというふうにか
考えておるわけでございます。ただ、これが地主の
数で現在まで何れもぐらゐることは、いま
計算がなかなかむずかしいわけでございます。こ
の問題はやはり、沖繩の復帰後、具体的に契約を
いたします場合に明らかになってくると思ひます
が、今日の状況からしまして、あと数日間ござ
いますけれども、この問題は急速に処理できると
いうふうな見通しでございます。

○東中委員 仮契約、しかも集団契約で、いま言
われているような町村単位でしかわからないとい
う状態じゃないですか。契約というのは、一人一
人の合意、意思の合致がなければ契約じゃないわ
けですから、そういう点で言うならば、あの沖繩
国会で言われておった所在不明者もいるから——
これはもう明らかに個人個々のことでしょう。そ
ういう人たちが何れもおるかもしれないからあの
法律が要るのだ、こういふふうに言われた。そこ
ろが事態は全然違つて方向へ行つていっているじ
やないですか。いまの場合も、とひといいわけす
ね。七月二十七日、あなた方が適用すると言つて
おられる法律——いままでの経験から言へば、最
短六十五日、平均すれば半年ぐらゐかかっている
でしょう。だから私は、そういう事態では、これ
ももう明白に政府の方針として、契約ができてお
らぬのに不法占拠をやつていく、そのうちに何と
か解決が出るだろうというふうな、全く私権をじ
ゅうりんとするような姿勢でおられる。いま腹の中
に持つておられるのじゃないか。これは邪推かもし

れませんけれども、そういう危惧を持つわけ
です。そういう点で特に、契約ができない、取用
手続ができないという場合には当然返還する。ま
た、取用手続をやる前には、必ず基地に土地所有
者が入つて、物件調査なり土地調査の作成に、立
ち会い権があるのですから、立ち会い機会を与
えるということ強く要請をしておきたいと思ひま
す。

それから、長官が見えませんが、次の問題に入
りたいと思ひます。
いま横田基地に、C5Aギヤラクシーが、最近
は非常にふえて、六機も入つてきておるといふ事
態が相当起こつておるようでありませうが、この
C5Aギヤラクシーが、M48、あの重い戦車を積
んで南ベトナムへ飛び立つていつているというこ
とがいわれておるのですが、実情はどうなつてお
るか、ひとつ明らかにしていただきたい。

○松田説明員 お答え申し上げます。
在日米軍が修理をいたしております米軍戦
車、車両等の一部をベトナムに送つた、ないしは
送りつつかあるという報道ないしは情報につきま
して、外務省といたしまして、在京米大使館にその
実情を照会いたしました結果は、現在修理中のも
のの総計は七十九台、うち積み出し中のものが五
台ということを確認いたしました。しかしながら
は、具体的な輸送の方法、日付等につきましては
、軍の活動の一部であるので、その詳細は明ら
かにし得ないのでござんせん願ひたいという回答
でございます。

○東中委員 私、ここに横田基地の写真を持つて
きておるわけですが、C5Aギヤラクシーが六機
同時に駐留している状態が出ています。そうして
ギヤラクシーに戦車を積んでおる写真、これは三
葉あるわけですが、一部は新聞に報道されたもの
もありませうけれども、これは軍の機密なんです
か。これがアメリカ軍の機密で、このC5Aギヤ
ラクシーがこの戦車を積んでどこへ飛んでいつて
いるのかということ、日本政府としてはアメリカ
から聞いていない、聞けない状態だといふふう

に言われるわけですか。

○松田説明員 そのようには申し上げておりませ
ん。私は機密ということを使つておらないつも
りでございますが、軍の活動に関するものでは
その詳細は申し上げにくいといふことを言
つたお答えしたつもりでおります。先方は、これ
を在ベトナム陸軍へ送付しておる、それは申
してあります。しかし、どういふ形、いつ、何
台ずつというふうな輸送方法の詳細については明
らかにし得ないと言つておるわけでございます。

○東中委員 ギヤラクシーに積んでベトナムの米
陸軍へ、こうおつしゃつたけれども、これはベ
トナムでの戦闘部隊ですね。ベトナムでいま遊
びに行つておる米陸軍といふのはおらぬと思
うので、戦闘部隊ですね。そこへ直接在日米軍
基地から戦車を送られておるといふことは、これは直接戦
闘部隊に密接不可分の関係ではないですか。

○松田説明員 お尋ねは、安保条約第六条の実
施に関する交換公文でいふところの事前協議の対
象となつておるところの戦闘作戦行動と了解いた
しますが、ここで問題とされております行動は、わ
が国の施設、区域を使用して米国の軍隊が直接戦
闘行為として発進していくことをいふものである
ことは、従来よりしばしば御説明申し上げてお
りてございませう。したがうして、今回の戦車
の送付が、飛行機によるものであれ、船によるも
のであれ、送られていくという輸送行為、これは
通常の補給行為の一端と把握すべきでありませ
う。それがとりもなせず戦闘作戦行動と密着す
るといふふうには考えませぬ。政府といたしま
して、戦闘作戦行動と密接不可分の形での補給行
動、たとへば空挺部隊で、あとから戦場において弾
薬を補給するがごとく、戦闘行動と不可分の態
様をとつておるものは戦闘作戦行動とみなすべ
きであるといふ答弁をされておることは私も
存じておりますが、今回の戦車の送付はそれほど
の——ベトナムという地に送られたあと戦闘に從
事することが当然あるといふことは、先生御指摘

のとおりだと思ひますが、その場合があるとして
も、日本から出ていくときの態様が、戦闘作戦行
動そのものに結びつくとは考へておりませぬ。

○東中委員 あなたと議論してもしようがないけ
れども、戦闘作戦行動に密接不可分の関係にあ
る。きょう外務大臣おられぬが、きのう沖特で私
が聞いたときには、空中給油は割り切つてそれ
は入らない、しかし空挺部隊が戦車を戦場へ直接
送るといふ場合は別だといふ趣旨の発言をされて
います。だから外務大臣は、空中給油の問題を強
調されて、そして空挺部隊とあわせて戦車とい
ふことも言われたわけですが、これは安保課
長にいまここで議論したつて始まらないと思ひ
ますから、そういうことを言ひませぬけれども、い
ずれにしても、こういう形で直接これは修理を
して、しかも飛行機でわざわざ送つていく。船じ
や間に合わない。まさに直接戦闘行動と密接不可分
の行動だといわざるを得ないと思ひます。戦
場へ直接送つていくわけでしょう。しかも、ベ
トナム侵略戦争の一番中心部隊で、空軍と一緒に活
動しようといふ、そういう行動をとつておるとい
ふことですので、これはいま答弁されたようなこ
とだと、事実上、全く前線補給基地になつてしま
うといわざるを得ないわけですね。

さらに、この横田の基地にいまタイの飛行機が
入つてきておるわけですね。これは何のために入つ
てきているのか、その点を明らかにしていただき
たいと思ひます。

○松田説明員 お答えいたします。
横田飛行場は、地位協定二条によつて在日米軍
に提供されました施設であると同時に、国連軍地
位協定第五条第二項の規定によりまして国連軍に
使用を認めておる施設でもございませう。現在わ
が国には約五十名の国連軍がおりますが、そのうち
タイ国は、輸送機二機からなる約二十名名の飛行
部隊をわが国に置いてございませう。したがうし
て、御指摘の二機の横田飛行場におりますタイ空
軍機は、国連軍所属の輸送機であり、国連軍協定
によつて適法に駐留しているものでございませう。

○東中委員 タイのマークが入っていて、そして四〇五七四という番号が入っておりまして、その胴体には英語とタイ語でロイヤル・タイ・エア・フォースと書いてあります。これは国連軍でもそういう名前が入っているわけですか。

○松田説明員 そのとおりでございます。すなわち国連軍と申しますのは、その主力はもとより韓国に駐留しておるわけでございますけれども、わが国と国連軍派遣十二ヶ国との間の国連軍地位協定によりまして、一定の行為を日本国内でなし得る旨の条約ができておるわけでありまして、すなわち国連軍地位協定であります。したがって、国連軍としてわが国におりますタイ空軍部隊は、同協定、すなわち国連軍地位協定の規定に従ってそこに在るわけでございます。その場合に、国連軍というのはいくつかの集合組織でございますから、本来の所属たるタイ空軍の機体番号、マーク、このようなものはそのままつけている次第でございます。

○東中委員 南ベトナムの軍人が横田へ来ているという報道がありますが、これもやはり同じことですか。

○松田説明員 二つに分けてお答え申し上げます。一つは、昨今横田に、たとえばベトナムで負傷したと思われる米軍人の後方輸送がふえているというふうなお話があり、その中には、ベトナム軍人と見られる負傷兵もいるというお話も昨今ございまして、私どもの確認いたしましたところ、現在、横田飛行場におきましては、米軍人の負傷者の後送ということが特に多くなっている、従来に比してこの一、二カ月ふえているという事実は全くございませぬ。そしてその中に、ベトナム人その他第三国人が傷病兵として含まれているという事実は全くございませぬ。これが第一点でございます。

第二点、ベトナム戦争による負傷兵の事実の云々につきましては、全くないことはいま申し上げたとおりでございますが、そりではない、それ

と無縁の形でベトナムその他の第三国人の横田を經由しての入国という事実は別途ございまして、本年に入りましては一件もございませぬが、ときおり、たとえば昨年の場合でございますと、一年間延べ人数にいたしまして百六十三人が、全部横田ではございませぬけれども、横田を使い、あるいは羽田を使い、あるいは横須賀を使いということとで、在日米軍基地の訪問、視察ということとで、わが国に対する適正な入国手続を経て入つてきておる事例はございます。

○東中委員 その視察というのはいくつということですか。

○松田説明員 これはビジット、訪問でございます。在日米軍施設を第三者が——第三者と申しますのは、米軍人その他米軍関係者以外の者がその訪問を希望いたしますれば、それが日本人の場合であれば、その他第三国人の場合であれば、米側が許可することがございます。そういった意味での通常の意味の訪問、視察でございます。

○東中委員 南ベトナム軍の軍籍にあると見られる軍用車が入ってきている。その暗緑色の車体前後に、黄色地に白ペンキで南ベトナム軍のものらしい車両ナンバーがついている。米軍のような星のマークはない、こういふのが入ってきているということがある。新聞で報道されておられますが、それとの関係で、そういった南ベトナム軍人が入ってきているということではないのですか。

それは通常の入国と言われませんでしたけれども、どういふ方式をとっての入国なんですか。

○松田説明員 御質問が二つ、三つ御一緒になっているかと存じますが、冒頭におっしゃいました、南ベトナム軍マークの車両が入ってきているというお話は、修理のための相模デポの件と了解してよろしくございませぬでしょうか。

○東中委員 はい。

○松田説明員 直接のお尋ねは入国手続ということとでございますが、これは通常の政府職員の入国といたしまして、各地の在外公館におきまして、公用旅券の呈示、入国査証申請がございまして、

そこで許可を与え手続をしております。わが国入国時には、法令に従った入国手続がとられております。出国の場合も同様でございます。

○東中委員 相模補給廠に入ってきているものはどうですか。

○松田説明員 車両の問題ですか。

○東中委員 はい。

○松田説明員 お答えいたします。先ほどお答え申し上げましたように、七十九台の戦車ないし兵員輸送車その他が相模補給廠で修理を行なっていることは、先ほど申し上げたとおり、事実でございます。これらのものは、米陸軍に帰属する戦車、車両であつて、ベトナムの米陸軍に送られ、そこで使用中に破損し、損傷し、これを修理再生するために送り返してきているものでございます。

これは昨今の仕事じゃございませぬで、実はこの数年、毎年、量は違ふと思ひますが、やつてきておられます。修理したあと、あるいは米本國へ返されて予備車両となり、あるいはその他の地域に返送される。もちろんベトナムへまた行くものもございませぬ。したがって、それはベトナムのものをベトナムのために修理しているのではななくて、あくまでも米軍財産を米軍のみならず修理しているという実態でございます。その途中におきまして、すなわち、その当該車両がベトナムにありますが、米軍自身がみずから使用して破損したのもあれば、MAP、すなわち軍事援助計画によりまして南ベトナム軍に貸与したのもあると聞いております。そして貸与した場合に、それが破損されると援助約款によりまして、米側はそれを引き取り新しいものと差しかえるという援助のやり方をやっております。したがって、ベトナム国軍に貸与されたものが破損いたしますと、その段階で米陸軍に返却になりまして、そして米陸軍は、使えないものは捨て、使えるものは再生するというみずからの行為として、その修理行為の一部を相模補給廠でやっているといたしております。

○東中委員 米陸軍が南ベトナム軍に貸して、それを返して、今度はそのものを持って補修に来て、またベトナムへ行って南ベトナム軍に貸すということもある、いまのを総合すればそういう答弁になるんですか。

○松田説明員 相模補給廠で修理しております全部がそうであるということではございませぬが、その中には、結果としてそのようになるというものもあり得るというところは事実であると思ひます。すなわち、日本へ送られてきました段階では、米陸軍に返却された米陸軍の財産としての車両であります。それを修理再生したあと、本國の指示によつてどこへ行くかはその段階でございませぬが、結果として、もう一度ベトナムへ送られて、そこでまた米軍自身またはベトナム軍への貸与としての使用ということもあり得る。排除されたいと思ひます。

○東中委員 そうすると結局、アメリカと南ベトナムとの軍事同盟、それから日米安保条約、これが組み合わさつて、顕念的には変わつてはいるようになりませぬけれども、実際上は日本の相模原の補給廠で修理をされて南ベトナム軍がそれを借りて、この形に結局なつてしまふ。安保条約、在日米軍を介して南ベトナム政府軍に日本の基地がそのまま使われていくということになつてしまふということ、これは非常に重大な問題だと私は思ふので、特に南ベトナムだけじゃなくて、タイの飛行機が今度厚木へ来て日飛で修理をしているという問題がございませぬが、それはどうなんですか。

○松田説明員 御指摘のとおり、タイの海軍機が厚木飛行場に参りました。その隣接の日飛において、米軍の手により修理をしておるといふ実態があるというところは事実でございます。昨年夏以降五機、そのような実績があると承知しております。

○東中委員 米軍の手によつてですか。日本飛行機株式会社じゃないのですか。

○松田説明員 御説明申し上げます。このタイの海軍機の修理も、ある程度先ほどと

を受けるというわけでありますから、はたしてこれが戦闘に参加しておったものか、これは私はさうには考えられない節が多いというふうに判断をいたしております。それからまあ戦車の場合でも、これは米軍の戦車を整備するわけでありますから、いずれ政府委員からもお答えをいたしますが、どうも地位協定上それはやむを得ぬのではないが。

ただ問題なのは、いまベトナム情勢が再び緊迫化したしております。そういうところにいきなり送られていくということになりますと、もちろん直接日本にはかかわりのないことでありますが、そういう誤解を生ずる。何となく誤解を生ずるといふことは決して好ましいことではないと思っております。実情についてはもっと十分調査をしたいと考えています。

○東中委員 私が生し上げておるのは、ベトナム戦争の参戦国、南ベトナム、タイあるいは韓国、こういうものが、国連軍地位協定を根拠にしたリ、あるいは安保条約を根拠にしたリ、あるいはアメリカとのそれぞれの国の軍事同盟を橋渡しにして自由に日本へ入ってくる。日本政府が国連軍地位協定の場合は認めれば、それで入ってくるというので、次に日本がベトナム戦争、インドシナ戦争での前線拠点になっている。こういう仕組みというものは、これは形はアメリカとの条約ですけれども、実際上は、アメリカを媒介とすることによって、間接的に日本とほかの国が軍事同盟を結んだような形になって軍人が入ってくる。参戦国に対する、あるいは紛争当事国に対する武器三原則なんというふうなことを非常に麗々しく武器輸出については言われておるわけですけれども、実際は補修なんというの自由によられておる。こういう形というのは日本を非常に危険な状態に置いている。特にいまのようなベトナム侵略が非常にエスカレートしているという状態では、きわめて危険な状態に置くとお思いますから、そういう点について、法律上そういうからくりになっておること自体が、私は非常に問題だと思っております。

これは、そういうからくりになっておって、その運用上また非常に危険な方向へ行つておる、こゝろ思いますが、その点についての長官の御意見をもう一回お聞きして質問を終わりたいと思っております。

○江崎國務大臣 日米安全保障条約を締結しております一つの日本側としての義務行為というふうな形のものでありますので、これをむげに拒否するといふことは非常にむずかしい問題だといふふうに考えます。またベトナム戦争は、私も何べんも申し上げておりましたように、日本としては、これに直接介入しようとか、そういう意思は全然持っていない。にもかかわらず、その兵器の修理等をめぐって誤解を生ずることがあるというふうなことがあるならば、これは残念なことだと思っております。しかし、いまの飛行機の整備、戦車の整備程度のものであるならば、これはその整備自体をめぐってたく相手を刺激するとか、それが国際紛争の原因になって、日本に敵対心を抱かせることになって、日本への一つの侵略的要素になるとか、そういうものではないといふふうに考えております。しかし、平和愛好の国として、極力誤解を生ずるようなことを避けていくことは、これはやはり私、重要なことだと思っております。今後、実情を十分調査の上、こゝろいつた問題には慎重に対処するようにいたしたいと思っております。

○東中委員 すぐその横田からギヤラクシーで戦車を送っていくと、もうすぐあすにでも向こうへ着く。それがベトナム人民を殺戮しているんだといふふうなことをなまなましく感じた場合、私は、日本が非常に危険な、そしてアジア人同士として耐えがたいような侵略加担といふことを強く感じるわけですから、そういう点でこゝろいふ実態についてひとつ強く抗議をしたい、こゝろ思っております。

質問を終わります。
○伊能委員長 上原康助君。

○上原委員 沖縄の本土復帰もあと余すところ五日後になりましたが、なおかついろいろの問題をかかえて、県民が五月十五日の施政権返還ということを中心から喜ぶことができない現地の状況であります。これまでも、軍用地の問題や基地の問題など、いろいろ政府の御見解をお尋ねをしておりますが、きょうは、復帰を目前にして特に問題になっております軍用地の契約問題について、政府のお考えをお尋ねをしたいと思っております。

そこで、軍用地をはじめとする公用地などの賃借契約の作業といふものがどういうふうに進んでいくのか。政府の方針なり考え方といふものは、しばしば本委員会あるいは沖特等でも述べてきておるわけですが、現段階における作業の進行状況、あるいは一番問題になっている点はどういうことなのか、その点についてまず御説明をいただきたいと思っております。

○島田(豊)政府委員 この問題は、しばしばいろいろの機会にもお答え申し上げております。私どもは、できるだけ土地の所有者と円満な話し合いによりまして収用を進めていきたいといふことで、実はこゝろの初めころから、地主連合会、さらに市町村の地主会、さらには部落ごと、賃借料その他の地上権につきまして御説明を申し上げまして、具体的な契約交渉に入つておるわけでございます。

そこで、今日の段階におきまして、契約することと同意してもらつた市町村の数が、三十六市町村のうち二十九に及んでおるわけですが、いま交渉中の市町村が七市町村でございます。これが地主の数に占めますところの比率がどれくらいかといふことは、まだ確定にはつかめません。これはやはり若干の日時を要するかと思っておりますけれども、残つたこの七市町村につきましても、先日地元からいろいろ出されておりましたところの条件につきまして十分説明をいたしておりましたので、これは急速に妥結に至るのではなからうかといふふうに考えておるわけでございます。七市町村のうちには、借料の提示につきましてさらに不満であるといふものが若干ございますので、そういう点は、十分御納得いただければ急速に合意に

達するといふ見込みでございます。それ以外に、基地の提供そのものに反対であるという態度を表明している村も若干ございます。したがって、これは交渉もなかなか難航いたしておるわけでございますけれども、最後まで極力合意を取りつけるように努力をいたしたい、かように考えているわけでございます。

○上原委員 できるだけ円満な解決策を見出す努力をしてこられた、そして三十六市町村のうち二十九の市町村が合意に達し、七つの市町村については目下交渉中だということですが、率直にお尋ねいたしますけれども、政府が当初御判断なさつておった、あるいは推定しておられたことと、実際に契約交渉を進めている段階で、事務的な処理といふものがスムーズにいったのかどうか。また、市町村の数がなくして、すでに契約に合意した地主は一体どの程度いるのか。軍用地を契約しない、あるいは基地として提供しないという意見の持ち主の地主にもいろいろの方がいると思っております。そういう面の分析といふものが、分類はどうなっているのか。もう少し具体的に説明をいただきたいと思っております。

○島田(豊)政府委員 この契約交渉は、実際に実施してみますと、やはりいろいろな問題が出てまいりました。やりました段階におきましては、まあ比較的これがスムーズにいくのではなからうか。御承知のとおり、借料そのものにつきましては、地主連合会の要求をほとんど満額予算化しておるといふこともございまして、期待をいたしておりました。ところが、実際に各市町村あるいは部落ごとについて説明をいたしてまいりましたと、やはりそこに若干の説明上のいろいろなむずかしい点も途中の段階にございまして、最初から全体の全貌を明らかにするといふこともなかつた関係で、いろいろやります。そこに疑問の点も出てきたようでございます。そういう点は、二回目の市町村との話し合いにおきまして説明をいたしておるわけで、そのころから急速にこの契約に応じるといふ態度が出て

きたわけでございます。

そこで、御承知のとおりにたいへん多数の地主でございますので、一人一人との契約交渉という事は、これは時間的にもできませんので、各部落ごとに受任者をきめていただきまして、個々の地主は、その受任者に対して、その契約の交渉について委任をすること、いわゆる代表者との予約取りつけという形をとったわけでございます。したがって、いま御質問の、個々の地主の何名が今日まで契約に応じたかということについては、これはまだ算定できておりません。大体、市町村単位で先ほど申しましたような状況でございます。具体的には、この契約は、復帰後におきまして、個々の地主と詳細な契約条件をもとにしまして契約をいたすわけでございますので、まだ実はそこまでの把握が今日の段階においてはできておりません。

そこで、七市村のうちに、借料の増額につきまして、今日の段階でまだ最終的な結論を得てないのが四市村でございます。主として中部地区が非常に難航いたしておるわけでございます。しかしながら、これも急速に妥結に至るといふ見通しでございます。まあ一部に、村長自体で反対をしておられるところがございます。これはやはり、基地の提供そのものに反対である、こういう態度でございますが、そこにはもちろん村有地以外に民有地がございまして、民有地の地主を個々に当たってみますと、かなりの方が契約に合意される、こういうような姿も出てまいっておるわけでございます。ここ数日間最終的な全貌が明らかになるというふうに考えております。

○上原委員 たいへん苦しい御答弁をなさっているわけですが、先ほど申し上げましたように、復帰はもう目の前に来ているわけですよ。あと五日もすれば完全に日本の施政権下に返る。これまでの国会答弁から、政府の言いは、すべてが話し合いで解決できるんだ、よしんば応じないにしても一割ないしそれ以下だ、という答弁を繰り返して繰り返してきつてきているわけですね。しかし現

段階まで、個々の地主が応ずるのか、あるいは応じたのかという集計もとられていない。そうなりますと、復帰の時点において、軍用地というものが、当初政府がお考えになっておったことは大きく違った形で、強制的に取用される、そういう段階に私は来ていると思うのです。その背景、あるいはなぜこういう状態になったのかということについてはどうお考えなんでしょうか。

それと、地主連合会を中心に、あるいは部落の地主の代表を選んできて契約に際するよう話し合いを進めているということですが、本来なら、地主個人と面接をし、話し合いをしてやるべき業務であるはずなんです。地主連合会を中心に契約させるということも私は非常に問題があると思う。そういう点についてはどうお考えなのか。これから議論を進めていく上において、もう少しそこいらの点をただしておきたいと思うのです。

○島田(豊)政府委員 私どもは、最終的な姿を今日の段階でまだ明らかにし得ないのは遺憾でございます。当初の予想よりも非常に大きく下回るといふふうには考えておりません。やはり当初の予想、九〇％とか九五％とか、この辺は、私も当初からそこまでは申し上げておりませんけれども、大多数の方が契約に応じてくださるといふふうには考えておるわけでございます。予想が大きく下回っておるといふことはございません。

それから第二点の、本来であれば個々の地主と契約をするというのがたまたまでございますけれども、何分にも非常に数多い地主でございます。以降におきまして具体的な提示をいたしたわけでございます。やはりこれは、本土においてもそうでございますけれども、代表者によりまして話し合いを地主と進めてもらって、そして代表者に一応委任をするという形で交渉を始める、そういうのが従来からの例でございますので、理想的に言えば、やはり個々の地主との十分な話し合い

ということだと思えますけれども、仕事を効率的に進めていくという上におきまして、やむを得ずこういう姿をとっておるわけでございます。

○上原委員 大多数の人が契約に際すると思っておられるということですが、それは五月十四日までですか。あるいは、それ以降にまた交渉を進める中で応ずるといふ立場をとっておられるのか。その点はどうなんでしょうか。

○島田(豊)政府委員 全体として合意していただく地主の数が何名であるということは、実は復帰の時点においても必ずしも明確でないと思えます。一応、市町村ごとに、あるいは部落ごとに合意をされるということになれば、その地主の数からすれば大体の予想はつくわけでございます。そういうことで、復帰までの間に大多数の方が契約に際してくださるといふふうに考えておるわけでございます。

○上原委員 皆さんが契約交渉をなさる場合、地主なり、あるいは各市町村の区や部落に行っているという説明なさっているようですが、防衛施設庁として、政府として、契約内容についてどう説明をしておられるのか。

○島田(豊)政府委員 契約内容の中で一番大きな問題は、借料の予算関係の御説明でございます。そしてその施設、施設につきまして、従来の地目をどういふふうに評価していくか、その単価は周辺の土地の開発状況からしてどれぐらいであるかというふうなことににつきましての御説明。予算の中につきましては、借料あるいは関連見舞い金、こういうものについての説明というものをいたしておるわけでございます。

それから貸借の契約の手續につきましては、こういう「貸借契約のしおり」といふものを配付いたしました。これに基づいて十分部落会ごとに説明を行なっておるわけでございます。さらに、貸借契約書の中身についても、この段階において十分説明いたしておるというのが今日の状況でございます。

能なんでしょうか。

○島田(豊)政府委員 地目そのものについての変更ということは、これは施設庁だけでできるわけのものではないので、たとえば農地につきましては、その農地が今日の段階において宅地並みの借料を要求するといふ場合におきましては、一応宅地見込み地としての評価をいたしまして、それに基づいて借料を算定する。原野につきましても、それが農地見込み地であれば、農地見込み地としての算定をすること、各施設ごとに線引きをいたしまして借料をきめます。こういうことでございます。

○上原委員 御承知のように、従来の軍用地地目というものは、アメリカが接収した当初の地目を用いているわけですね。かりに、今回契約に際する、あるいは契約をなさるといふ場合は、従来の地目というものを適用するの。その地域の社会開発なりいろいろな面での変化というものがございまして、そういうものも対象にすることを実際に説明をされているのかどうか、非常に疑問があるわけですね。地目変更の可能性というのは一体政府はどうかについて考えていらっしゃるのか。

○島田(豊)政府委員 地目につきましては、これは実際の事務は登記所で行なわれると思えます。これは本人の申請に基づきまして、実際に現地調査をいたしまして、そして地目の変更という手續はとられると思えます。そこで、地目がやはり借料算定の一つの基礎になるということももちろんでございますけれども、本土の場合におきましても、必ずしもその地目にとらわれないで、その土地の周辺の開発状況、具体的には土地の売買価格あるいは貸借の価格、そういうものを基準にいたしまして具体的な借料算定をいたしておりますので、沖縄の場合におきましても、従来の地目は、これは米軍が当初取用したときの地目がそのまま原則的には続いているわけでございます。その地目で借料算定するということは実情に合いません。したがって、本土と同じよう

に、周辺の開発状況というものを勘案しながら、具体的な借料は必ずしもその地目にとらわれないうで算定をする、こういう方針をとったわけであり

○上原委員 この点はまたあとで少し触れますが、説明の内容の問題ですが、様式を用いて、借料の中身とか、あるいは予算との関係、地目の説明をいろいろなっているというところですが、じゃ、かりに契約に当たった場合の使用期間なり、応じない者との関係というものはどうなるのか。そこらについて説明をしていただきたいと思

○島田(豊)政府委員 契約の中身の中で、いまの使用期間の問題でございますが、これは本土におきましても、一応駐留軍の用に供するために使用しておるその土地につきましては、駐留軍がその使用を継続しておる間は契約は継続しておる、こういういわゆる本土の不確定期限という考え方をとって、それに基づいて説明をいたしておるわけでございます。ただ、年々の賃借料につきましては、それは予算に基づきまして更改をいたす必要がございますので、この賃借料につきましては年度の期間、こういうことになるわけでございますが、契約そのものは、米軍が使用に供しておる間は継続をするという考え方で説明をいたしておるわけでございます。

暫定使用法に基づきますところの土地の使用をいたします場合には、これは暫定使用法の中に書いてございますように、損失の補償をいたすわけでございます。その損失補償は、一応われわれとしましては、借料相当額というふうに考えているわけでございます。これはこの使用の期間は、御承知のとおり、先般の政令をもちまして、一時使用の訓練所並びに建物につきましては使用期間を一年、その他の土地につきましては五年というところで政令が出されたわけでございます。

○上原委員 この使用期間の問題ですが、米軍が使用している間は不確定期限で使用するのだ。公用地等暫定措置法との関係、あるいはそのほかの法律との関係いろいろ出てくると思うのですが、たとえば皆さんがおつくりになっている土地建物等賃貸借契約書という、これは政府からもらったのがあるのですが、この第五條で、「本契約期間は、昭和 年 月 日から昭和 年 月 日までとする。ただし、乙において必要あるときは、甲乙協議の上、本契約を更新することができる」と、そのほかいろいろあるのですが、ここに書き込まれる期限というものは、じゃどうなるのですか。たとえばAという地主が契約に当たったという場合は、何年何月何日から何年の何月何日までというふうになるわけですか。

○島田(豊)政府委員 第一年度におきましては今年の五月十五日から来年の三月三十一日まで、来年度以降になりますれば四月一日から三月三十一日まで、こういうのがこの条項に記載をせられるわけでございます。

○上原委員 契約も一年ごとに更新をしていくということですか。

○島田(豊)政府委員 賃借料につきましては、先ほど申しましたように、毎年毎年予算によりまして更改いたしますので、賃借料は普通の年度でありますれば四月から三月まで、こういうことですが、契約そのものは、この前文にありますように、これは米軍が使用を続けておる間はこの契約は継続される。しかし借料につきましては、毎年毎年単年度で更新をしていく、こういう趣旨でございます。

○上原委員 そこを誤解したら困りますよ。そこを十分確かめないといけないわけですよ。私はいま賃借料の問題を話しているわけじゃないのです。ここには「本契約期間は、昭和 年 月 日から昭和 年 月 日までとする。」とあるのです。そこを皆さんはいま地主に対して、実際に非常にほかした形で説明をしているのです。もし一年更新であるとするなら、じゃ公用地等暫定措置法との関係はどうなるのですか。使用料の問題はあとで議論しますが、一体ここにいう契約期間

は、五月の十五日からかりに契約に当たる地主の、その土地を提供するという期間は一体何カ年になるのか、はつきりさせてください。

○島田(豊)政府委員 これは本土の契約書の書式を沖繩においても適用するというので、本土でもこういう書式で契約をいたしております。そして契約そのものは、先ほど申しましたような不確定期限をとっておるわけでございます。これは十分地主の方々もその点で了解をされております。また沖繩におきましても、その点は十分地主会等に御説明をした上で契約に当たっていただくという手続を進めておるわけでございます。

○上原委員 ですから、結局は使用期間というものは不確定で、米側が使用したいという間は、無期限に、あるいは不確定に続くということでしょう。一たん契約をすれば、その点をはつきりさせてください。確かに、使用料というものは、地代というものは一年ごとに更新するでしょうが、契約期間というものは、乙のほうは提供してもらいたい。ことをかえて言えば、アメリカが使用したいという間は、一たん契約をすれば続くということでしょう。そういう契約内容になっているというのをなぜ明確にしないのですか。

○島田(豊)政府委員 その点は、しばしばお答え申し上げておりますように、そういうことで契約に当たっていただくための手続をとっておるわけでございます。これは本土におきましても全然疑問ございません。そこで本土におきましては、御承知のとおり、民法の賃貸借契約が二十年というので、これがその年度が到来いたしますので、民法六百四條というものは米軍に提供している土地につきましても適用があるという政府の統一した見解が出されたわけでございます。民法から言いますれば、二十年間が存続期間、こういうことになるわけでございます。

○上原委員 いま大体明らかになったわけですが、そういたしますと、この賃貸借契約書の第五條というものは、明らかに地主に誤解を与える結果になると思うのです。確かに目的のほうでは

いろいろうたっている。しかし、一般的に法律というのには非常にややくこしいもので、かつ抜け穴があるというのが多いわけですね。あたかも本契約期間は何月何日から何月何日までとするというふうになりながら、実際問題としては、米側が使用をする間は無期限に土地を提供しなければいけません。ということになるわけですね。

そうしますと、いま長官の御答弁との関連で議論をいたしますと、かりに五月十五日に契約に当たって、民法の六百四條を適用するという場合は、向こう二十年間契約期間は続くということでしょう。そういう想定でしか土地というものは提供できないということになるわけですね。たとえ民法の適用というものが政府の統一見解でようやく出されたにしても、一たん契約をした場合は、七二年の五月十五日から向こう二十年間は沖繩の土地は無条件で使用される。そのことについては、はたしてどれだけの国民や地主の方が知っているか、私は非常に疑問なんです。そういうことになるわけですね。

○島田(豊)政府委員 その点につきましては、沖繩の地主の方々にも十分説明をいたしておりましたので、徹底をいたしていると思っております。そこで、本土の場合におきましても、これは本年が二十年になるわけでございますが、毎年毎年この賃借料の更改をやりまして、大多数の方がずっと引き続き契約に当たってくださっているわけでございます。その点は、沖繩の場合におきましても十分御説明してありますから、その間にそこはなかりというふうには考えております。

○上原委員 盛んに使用料、いわゆる地代の点と関連して答弁なさっているわけですが、私はやはり、土地を提供する甲のほうの権利というものを擁護されなければいけないと思っております。貸すかどうかは本来地主のほうに権利があると思

う。しかし、あえてそれがむずかしいという情勢の中で、強制取用法を強引に押しつけて、なおかつこういう契約の内容をきめる。また安条条約あるいは地位協定があるから提供するのはいやむ

得ないという答弁が返ってくるでしょうが、特に沖繩の現在の事情からして、この問題はもっと明確にしなければいけないのですよ。

さらに第二十三条には、「甲は、本契約の存続中、乙の承諾なしに本貸貸物件及び本契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又はその他の物権を設定することはできない。乙の承諾を得て第三者に貸貸物件が譲渡された場合においては、甲は、本契約を譲受人に承継されなければならぬ。あくまでも地主の意向というものでなくして、借りる乙のほうの恣意的な意思によって、土地というものが契約を結んだ場合には左右されていくということになっていくわけですよ。皆さんはどのような形で地主の皆さんにいろいろ説明しているか知りませんが、一たん契約した場合は、自分の土地でありながら契約を破棄することもできない。あるいは第三者に譲渡することもできない。物権を立てるわけにもいかない。大きな制約が法的に課せられているわけでしょう。この点についてはどうお考えなんですか。実際問題として、私は政府の役人としての立場ならわかりませんが、いまの沖繩の地主の立場から、軍用地を提供したくないという方々の意向というものを尊重するならば、要するに、中身というものを明確にし、その上で話し合いというものを進めていかなければいけない、こういう意見も含めていま質問をしているわけなんです。

私も、これはきょういただきましたので、十分に調べてございませぬが、いろいろ問題が出てくると思う。従来アメリカが行なっておった貸貸借の内容とどう変わるのですか。これはほとんど変わらないうえです。むしろ部分的にはアメリカが行なっておった面がいいかもしれない。これだけ問題のあるものをややすやすと片づけられては困るといふのが、いまの沖繩の軍用地地主の方々が、契約に応じたい、拒否をせざるを得ないというところには私は来ていると思うのです。その点についてはどうお考えなんですか。

○島田(豊)政府委員 私は、布令二〇号に基づき

ますところの現在の米側の行なっております貸借契約と本契約と比べて、明らかにこの本契約の中には、地主の権利擁護という立場から見ると有利に規定されているというふうに考えておるわけでございます。

御承知のとおりにアメリカは、地目そのものも変更いたしておりますし、借地につきましても、土地借賃安定法で五カ年間据え置くという点にもございませぬ。その周辺の開発状況が貸賃借料に反映をしておらないという現実。それから、復元補償についての、原状回復についての規定は一応ございませぬけれども、それ以外の損失補償につきましては、ほとんど従来アメリカとしては見ておらないわけでございます。そういう各種の損失補償に対する規定がございませぬ。

そこで、この中身につきましては、先ほど申しましたように、十分地主側の方々に御理解いただいておりますけれども、いまの二十三条の問題は、これは本土でもこういう規定でございまして、本土の規定を沖繩にも適用しようというわけでございますが、これは沖繩におきましてもこの条項についてはいろいろ疑問の点もあるようございませぬので、この規定は規定といたしまして、実際の運用面におきましては弾力的な運用をはかるようにわれわれとしては考慮していきたい、かように考えておるわけでございます。

○上原委員 あまりことばじりをつかまえて議論はしたくありませんが、確かに貸賃借料の側面から見ると、この契約の中身というものは、従来布令二〇号に基づいてなされた貸賃借契約よりも前進している。それでなければならぬと思うのです。しかし問題は、アメリカが不法、不当に取り上げた土地というものを提供する地主の権利というものを擁護をするという立場での財産権の問題から言おうと、さして変わりはないと言っても過言でない。その点を私は指摘をしておるわけ

というものがなされる形になる。そういういたしますと、暫定措置法においては五カ年となっているわけですね。かりに契約に応じない場合でも、まあ権力で強制使用なされる。民法六百四十二条を適用した場合はとの関連はどうなるのですか。契約上における暫定措置法との関係です。

○島田(豊)政府委員 暫定使用法は、御承知のとおりにいわれる暫定使用でございまして、最長五カ年間ということでございますが、この五年間の間に、地主の方々と、できるだけこの契約書に基づきまして合意の取りつけの努力をしていくという期間でもございませぬし、それから駐留軍の土地に関する特別措置法という法律がございまして、どうしてもその使用期間中に契約に承諾するという見込みがないという場合におきましては、その特別措置法の適用ということが考えられるわけでございます。その特別措置法によって正規の使用権を固く取得する、こういう手続になるわけでございます。この契約はあくまでも両者間の合意、任意に基づいておこなわれる契約でございます。米軍が使用しているものは使わせていただく、こういうことでございませぬ。これはあくまでもいわゆる法律に基づきますところの権利制限ということではなくて、これは両者間の自由な合意の結果に基づいておこなわれる契約である。そういう点におきまして、この両者間には大きな差異があるわけでございます。

○上原委員 ますます問題は多くなるわけですが、もちろん暫定使用法の目的そのものが、契約に同じない地主の土地というものを強制的に収用するという立場での悪法であるわけですが、結果的には、五カ年間に契約に同じない者は、さらに地位協定に基づく特別収用法というものを適用する。そうしますと、これはをかえて言おうと、いずれにしても、契約に応じた段階から向こう二十年間、その間にアメリカが返すというなら話は別ですが、その間は軍用地として取り上げられるというところでございませぬ。結論的にはそういうことになるわけですね。一つの取り上げる手段として土地収

用を立法化し、さらに契約に応じた場合はアメリカが使用を望む間は提供する。そしてそのことも、ようやく民法の適用がなされなければならぬということ、二十年間という期限というものがついている。ですから、復帰後二十年間は、いずれにしても、沖繩の現在の提供される軍事基地、土地というものはアメリカ側に使用権というものを一任するという形になるわけですね。そういうふうに解釈してよろしいですか。

○島田(豊)政府委員 この貸賃借契約の内容につきましても、また暫定使用法の適用問題につきましても、要するに、一方におきまして、安条条約に基づいていくかという問題と、それから個人の所有者の権利関係をいかに尊重していくかという問題、結局、この二つの大きな問題の妥結点をどういうところに見出すかという一つの努力の産物だと思っております。

そこで、この契約書はそういう趣旨で、こういう条件であるならば自分の土地を米軍なりあるいは自衛隊に提供しよう、こういうことで任意の契約としてこの契約書は取りかわされるわけでございます。先ほど申しましたような二つの大きな問題をいかに調整するかという見地から検討いたしましたわけでございますので、この契約書の内容について十分納得をされ、理解をされた上でその契約に同じようという任意の合意に基づいてございませぬので、暫定使用法の場合とは、やはりそこに非常に大きな違いがあるというふうに考えるわけでございます。

○上原委員 しかし、実際上はそうならぬわけですよ。現に、契約に応じない、土地を提供したくないという、あるいはまた市町村、自治体にして返還を要求している分野がたぶんありますから。

そこで、もう一度確認をしておきたいわけですが、公用地等暫定措置法の期限というものが五カ年だ。もしその五カ年間で契約に応じないという

場合は、さらにその暫定措置法そのものを改正なり、期限というものを延長していくという立場をかりにとることがあるのか。それとも、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法、これを五カ年後は適用するという立場をとるのか。その点についてはどう考えていらっしゃるのですか。

○島田(豊)政府委員 これは、昨年の沖繩国会におきまして、暫定使用法によりまして、たいへんな論争があったところでございますが、この暫定使用というものは、これはあくまで、この沖繩の復帰というたいへんな大きな事業の中におきまして、やむを得ずとられた一つの蘭ごめ的な法律でございます。この暫定使用というものは本来の手続ではございません。本来の手続は、ただいまおっしゃいました、特別措置法なりあるいは土地収用法というものが成規の手続でございます。それによって土地の収用使用をするということでございます。したがって、この暫定使用というものを、五年経過後にさらにそらいう特別な異例な措置を継続するということは、私は、これは適当でない、やはり本来の成規の手続を行なうべきであるという考え方でございますので、いま言われました後者のほう、つまり特別措置法によって正規に使用、収用の権利を取得する、こういう考え方でございます。

○上原委員 地位協定に伴う土地等の使用に関する特別措置法を適用した場合、五年後のことですが、なおかつ契約に応じないというものが出てきた、この場合はどうなるのですか。収用法の適用になるわけですか。

○島田(豊)政府委員 この特別措置法は、その手続としましては土地収用法の条項を適用いたしますので、いわば土地収用法でございます。したがって、五年間の間に契約に応じないという人たちが出てまいりました場合には、この土地収用法によって使用あるいは収用するということでございます。

ございました。その手続として土地収用法の手続を援用する、こういう形になっておるわけでございます。

○上原委員 もちろん、この地位協定に基づく特別措置法も非常に問題があるし、同意するものではないかもしれませんが、本来ならば、一応本土並みのそういう特別措置法、収用法というものを適用すべきであったという答弁もいまありました。沖繩国会でもいろいろ議論されましたが、やむを得ずとられた措置であるにしても、やはり公用地等暫定措置法というものがいかに地主の権利を侵害をするものであるか、あるいはまた、基地をまざるがかえした形で提供することになっていくかということについては、われわれが当初から主張した結果に現在もなっているわけですか。

そこで、アメリカ局長にちよっと一点お尋ねしておきたいのですが、この土地問題と、公用地法と返還協定との関係は、一体どうなるとお考えなのかですか。

○吉野政府委員 御存じのとおり、返還協定に従いまして、五月十五日から沖繩は返還協定の条件に従って日本に返還されるわけでございます。そこで、この暫定土地収用法に基づきまして、あるいは地主と契約いたしましたして提供する基地の地域につきましては、その前に、すなわちいまの予定では五月十四日の午後十二時までに、先方と日米合同会議におきまして基地の提供の合意をする、それに基づきまして基地として先方に提供する、こういうことになるわけでございます。

○上原委員 どうもわかつたようならぬけれども、御答弁なのですが、十五日の午前零時を期して合同委員会を持って、基地の提供というものを日米できめていくわけですか。その合同委員会に取りきめをしようとしている中身については、すでにきまっていますのですか。

○吉野政府委員 これは法律的に申せば事実行為でございますが、目下その細目を日米間の事務当局が詰めております。

○上原委員 地位協定の合意書で取りかわされた

基地の提供のリストと変更のある部分はどういう面ですか。

○吉野政府委員 先生のおっしゃられたのは、おそらく返還協定の了解覚書のA、B、C表と、現実に五月十五日現在をもつて先方に提供する基地の違ひ、こういうことでございましょうか。この点につきましてはまだ先方と折衝中でございますが、一部変動がございまして、いまからすでにある程度明らかなのは、たとえば那覇空港につきまして、本来なら空港の分は全面返還されるところでございまして、P3その他の海軍機の一部が那覇空港に代替施設が完成するまでとどまっておるといふ現状に照らしまして、空港の一部につきまして、新たな期間を区切って二条一項(四)の基地といましてこれを提供する。これがいまよりあはず浮かんでおる、了解覚書のA、B、C表と現実に行なわれるであろう合同委員会の決定の違ひの予見されるところでございまして。

○上原委員 その中身は、もう少ししてから議論いたしますが、返還協定との関連で、提供する施設、区域については、ことばをかえて言うと、返還協定の効力が続く間はその施設、区域は提供しなければいけないということになるわけですね。

○吉野政府委員 了解覚書のA、B表が、返還協定をサインした当時予見されたわが国が先方に提供すべき基地の表でございますが、これらばかりに五月十五日に全面的にそのとおり先方に提供されることになりまして、われわれはその後におきまして、基地の縮小、整理のための交渉をいたしました。先方との合意の上で逐次これらの基地を減らしていきたい、こういうふうにご考えております。

○上原委員 了解覚書の特にA、Bが問題になるわけですが、Cもやはり問題になっているわけですね。現に、那覇空港にしたって、あるいは石川ビーチにしまして、さらにそのほかの二、三の演習場にしても問題が出てきておる。皆さんは、いろいろお尋ねをされると、基地の整理、縮小について積極的に話し合いの中でやっていくんだ、返

還後はやるんだということ。実際にきまったことさへも、いい方向に向けたいもの、目玉商品なんて言って大みえを切りながら、那覇空港だって全面返還できないわけでしょう。石川ビーチだってそうです。政府のおっしゃっていることと現実の沖繩の基地の実態というものは違っている。返還される方向じゃなくて、アメリカ側、使用する側がむしろ権利を拡大していくという中にしかなっていないわけですか。その点をまず指摘をしておきたいと思っております。

そこで私は、この沖繩の軍用地の提供というものは、やはり公用地等暫定措置法で強制収用する。そして契約に應ずれば二十年の間の貸借契約になっていく。一方において、安保条約あるいは地位協定、返還協定、そういう相互関係によって基地そのものが固定化されていくという結論になると思っております。だから、返還協定の効力の続く限り、基地そのものは現在の基地と大差ない。もちろんそれは、部分的な交渉というものは出てくるでしょうが、大半においては変わりはない、そういうとらえ方をせざるを得ないわけなんです。いまアメリカ局長は、実際に進めていくということですが、具体的に返す、あるいはどういふ面において折衝するということのような御計画でもおるのですか。

○吉野政府委員 御存じのとおり、一応昨年の返還協定調印の際は、A、Bリストに載っておる基地がわが国としては提供するものを予見したものでございます。その後一番大きな交渉をいたしました。この一月七日、サンクレメンテにおいて、佐藤総理・ニクソン大統領の両巨頭間の交渉におきまして、「在沖繩米軍施設・区域、特に人口密集地域及び沖繩の産業開発と密接な関係にある地域にある米軍施設・区域が復帰後出来る限り整理縮小されることが必要と考ふる理由」をこちらから説明いたしました。先方は、「双方に受諾しうる施設・区域の調整を安保条約の目的に沿いつつ復帰後行なう」ということで合意され

て、復帰後早速、われわれといたしましては、いろいろの候補地をあげまして、先方に対して整理、縮小を迫るわけでございます。

その態様といたしましては、あるいは場合においては、ある種の代替施設をわがほうで提供するなりして、先方にもそこに移ってもらうというようなことをする可能性もございまして、また、その後の米軍の使用状況によりまして、先方が必要でないと思われるようなものはそのまま返してもらう、こういうようなことをやるわけでござい

ます。なお、御承知のとおり、石川ビーチにつきましては、先方は返してくれたわけでございますが、その下に電線の通っている部分につきましては、すでにA表の注1に書いてあるとおりこれは「合衆国の電気通信線に關し、地位協定に従い必要な措置をとる」ということになっておりまして、その意味で、その一部、すなわち地下に当たる部分を、われわれは再び地主と話をしまして賃貸借で借り、こういうことになるわけでござ

います。○上原委員 安保条約の目的に沿って基地を縮小するということでは解決しないのですよ。そのことが一番ネックなんです。そこで、五月の十五日の零時ですかに、日米合同委員会をもって基地の施設、区域の提供というものをきめていくということですが、その主管となる省は外務省ですか。それとも防衛施設庁でやるのですか。

○吉野政府委員 これは日米合同委員会の一応の合意でございますから、その所管自体は外務省でございますが、もちろんその前に閣議をいたしまして、提供すべき基地につきまして日本政府全体の承認を得るわけでございます。したがって、合同委員会それ自体は外務省の所管でございますが、基地全体の提供は日本政府全体の合意でございます。

○上原委員 去る二十五日の閣議で、了解覚書のA表のうち七十四カ所は決定を見た、残り十四カ

所について検討中だという報道がされておるわけですが、残った部分についての決定なり、あるいは取り扱いはどうなっているのか、説明をいただきたいと思っております。

○吉野政府委員 残ったもののうちの主たるものは、いわゆる一時使用のための訓練地、すなわち川田の訓練場、瀬嵩の訓練場、前島の訓練場、こういうものが残っておりますわけでございます。さらにそのほかいろいろの問題がございまして、先生御承知のとおり、瀬嵩と川田につきましては、米側がまだ地主との間に通常の権限取得のための契約ができていないわけでありまして、それから前島につきましては、いわゆる村長が無権代理で土地を提供したというふうな経緯がございまして、こ

ういうふうな問題もございまして、一方米側といましては、伊波城という石川の山の上にあるホテルに海兵隊が入っておりますわけでありまして、この取り扱いをどうするか、いろいろの問題がございまして、これらを含めて目下交渉中でございます。

○上原委員 こつちのほうがいよいよ前にいろいろ問題があるというのです。このいろいろの問題を聞きたいわけなんです。たとえば伊波城の場合は、返還協定交渉の中では全然問題にならなかつたわけなんです。新しく出てきた基地の提供なんです。どういふ形で、返還協定との関係あるいは基地の提供との関係で、伊波城問題を処理しようとなさるのですか。それと、そこで働いている雇員員の身分というものはどういふふうな性格になつていくのか、あわせて説明いただきたいと思つて

います。○吉野政府委員 御存じのとおり、伊波城は昨年の六月ごろ海兵隊があつたホテルに入りまして、その後そこに宿営しているわけでございます。われわれといたしましては、すでに国会で、これは単に海兵隊の管外宿泊である、普通のホテルに宿泊しているのと変わらない、こういうことでこの問題を見ておたわけでございますが、よく調べてみますと、彼らは五年間の契約を伊波城の持ち主と

しておりまして、したがって、形式的に見ますと、伊波城の持ち主は五年間は海兵隊にこのホテルを提供しているわけでございます。

一方、ここにおります米軍の地位を考えると、いままでは米軍の直接雇用の従業員でございまして、返還までは問題ないわけでございますが、返還後になりますと、地位協定に従いまして、われわれとしては、米軍の直接雇用の従業員というものは原則として許さないわけでござい

ます。それから、もし米軍の従業員とすることであれば、これは間接雇用に切りかえなければいかぬわけですが、何せ伊波城がもし基地でないとしたならば、彼らはその地位を保てないわけでござい

ます。したがって、今後五年間、海兵隊が少なくとも持ち主の同意を得て使用しておる宿泊施設であるならば、しかもその従業員が復帰と同時にいわゆる基地雇員としての地位を失うならば、これはまことに現地の従業員に対して困難な状況になるのじゃないか、こういうふうに考えておる次第でございます。

解決方法はいろいろあると思つて、現状をそのままにしておきまして、現地の従業員は単なるホテルの従業員とする、こういうことも可能だと思つておる。しかも、これは伊波城の持ち主の同意を得てあそこに住んでおるといふ事態が変わらな

いとしたりすれば、むしろ率直にこれを基地として認めまして、その従業員も同時に間接雇用に切りかえるほうがすっきりしているのではないかと考えられるわけでございまして、この点につきましては、目下米側と調整中でございます。

○上原委員 はつきりさしていただきたいことは、伊波城は、日本側が提供する施設、区域として、アメリカ側が入れてくれという要求をして

いるのかどうかということが一つ。この点については重要な問題がありますので、私はきょうは質問を留保いたします。返還協定交渉過程にはそれは議題になつたのかどうか。いわゆるかりに施設、区域として提供するという場合は、返還協定の了解覚書のどの部分に挿入してくれということなのか。その点についてだけ、きょうは説明をして

いただきたいと思います。○吉野政府委員 伊波城に米軍が入りましたのは返還協定調印後の話でございますから、返還協定交渉の際には、われわれは、また米軍当局におきましても、この問題の存在を認識していなかったわけでありまして、現在の状況は、米側としては、特にこれを基地としてぜひとも認められたいことは主張してございせん。むしろわれわれとしては、これを基地として認めない場合には、あそこ働いている現地の従業員を間接雇用にすることができないというのが、われわれの地位協定上のためでございます。

○上原委員 じゃこれとの関連でVFW・リージョンクラブの取り扱いはどうなるのですか。○吉野政府委員 これらは、従業員が基地の実態を呈しておる中において働いておるわけでござい

ますから、すなわち、いずれも基地内で働いておるわけでございまして、これは間接雇用に移すことになっております。○上原委員 委員長に要望いたしますが、伊波城問題についてはきょう質問を留保させていただきますと思つて

います。次に、土地代の問題でちよつとお伺いいたしますが、いわゆる沖縄の軍用地の賃貸借に要する予算の総額が幾らになつておるのか。いろいろ報道されておりますけれども、あらためてここで議論をする意味でお尋ねをしておきたいと思つて

います。○島田(豊)政府委員 借料関連の経費の全体は百六十五億円でございます。その内訳は、提供施設等の借料といたしまして約百三億円、不動産購入費といたしまして約二十七億円、借料関連見舞い金として三十五億円ということでございます。

○上原委員 不動産購入費の二十七億円の

中身は

どういふの

を購入する

のですか。

○島田(豊)政府委員 これはもとと地主の側か

ら、自分の土地を買収してほしい、こういう要望

がありました場合に、それを買取するために充てる経費として計上いたしましたのでございますけれども、実際には百三億円のいわゆる種借料もついていたはずはなかなか地主側の御要望に届かないというふうな場合におきましては、この不動産購入費を一部その借料のほうに転用できる、こういうふうな了解のもとに地主側と折衝した。ですから、これを借料の中に相当部分を積み上げる、こういうことで計算をいたしております。

○上原委員 そのいたしますと、二十七億円をはじき出した算定基礎といいますが、それはあるのですか。

○島田(豊)政府委員 これにつきましては、文字どおり不動産購入費としてございますので、その算定の基礎は不動産購入ということで計算をいたしておるわけでありませう。

○上原委員 さらに三十五億円の見舞い金の件ですが、この見舞い金というのは、どういふ地主を対象に支払をするのか。また聞くところによりますと、二十五億円が見舞い金で十億円は謝礼金だ、防衛施設庁の言うことをよく聞く地主にはそういうものをやるんだということを盛んに言っておられるようですが、どうしてそういう面が出てきたのか。三十五億円の中身について説明をしてくださいますか。

○島田(豊)政府委員 この見舞い金は、過去アメリカの施政権下におきまして、米軍の軍用地として土地を提供してこられた地主の方々に對する、いわばその心理的な負担あるいは経済的な負担に對しますところの一つの謝礼と申しますか、そういう意味合いでございます。したがって、それは今後、土地を米軍の基地に提供する、あるいは自衛隊の基地に施設として提供するという方々に對する復帰時点におけるところの見舞い金でございますが、この中身につきましては、これは契約に應じてくれる地主のみならず、やむを得ず暫定使用法によりまして収用をするその土地の地主、いずれにも見舞い金を支給するということで

ございますが、その御指摘のありました一部につきましては、積極的に土地の提供について協力をしてくれる地主の方々に對しまして、その積極的な協力に對する一つのいわば報償と申しますか、そういう意味も含めておるわけでございます。まあその金額は大まかに言いますれば、さつき先生御指摘のような金額を考えておるわけでございます。

○上原委員 これはアメリカの高等弁務官資金よりもっと悪いのだ。行政というものは、やはり公平でなければいけません。防衛施設庁長官、よくもぬけぬけとそういうことがこういつた公式の場で答弁できるほど、強い心臓の持ち主だったとは私は思わなかつた。見舞い金ということと三十五億をつけて、さらに十億円は謝礼金だ、そして積極的に土地を提供する者についてはこの十億円を上積みするということですか。どういふ対象人員なりどういふ算定基礎でそういうふうな数字というものを割り出したのか。いま皆さんがこういふ口で契約を強制しようという行政のあり方、姿勢というものは私はあつてはいかぬと思つて、かりに、契約に應じられない、契約を拒否するといふ場合だつて——強制収用といふものは土地収用法でやるわけですよ。実態はやはりアメリカ側に基地は使われてしまふ、収用されてしまふ、それであるならば、拒否をする地主の方々の要求にこたえる姿勢を示すのが政府のとるべき態度であつて、政府の言うことをよく聞く人にはあめをやるというふうな行政のあり方というものは、これはけしからぬですよ。

確認しておきたいのですが、私はやはり行政といふものは公平を期さなければいけないと思つて、そしてなお、契約に應じないにしても、収用法で土地は取り上げられるわけですよ。実態としてはアメリカ側が基地として使ひ、日本政府が貸す、それであるならば、応じた人も応じなかつた人も実質的には変わらない。やはりすべてを土地料としての支払いの対象にすべきのが予算の公平な組み方だと思つて、その点どうなんでしょうか。

○島田(豊)政府委員 この借料関連経費の総体の百六十五億円と申しますのは、地主会連合会の要望でありました百八十八億円に期間調整、つまり五月十五日以降でございますので、期間調整をいたしましたものが百六十五億円でございます。ここに、この百六十五億円をまるまる借料ということにいたすのが本来の姿かもしれせんけれども、これは本土の借料算定の基準からいたしますればたいへん大きな金額でございます。これは本土への影響というものが非常に強いということで、この中身をどうするかということいろいろ財政当局との間に問題になつたわけでございます。そこで、その結果こういふ内訳になつたわけでございますが、三十五億円につきましては、もちろんこれは、契約に應じる人、あるいは応じない人それぞれに、金額的に見ますと借料の約二カ月分に相当するわけでございますが、これはいづれもひとしく見舞い金を支給しよう。しかしながら、私どもとしましては、やはりあくまで契約合意といふことを強く訴えてまいりましたので、やはりそこは積極的にその点において協力をしてくださるという、そういう努力に對するところの政府としての何らかの見舞い金といふことは、これはむしろ至当な方法ではなからうか。こういう考え方に立つて、その約十億円につきましては、これはそれぞれ地主の持つております土地の面に比例いたしましたして段階を設けてこれを支給しよう、こういうふうな考え方をとつたわけでございます。

○上原委員 そつたわけですが、この見舞い金は一律に定額支給するののか。Aという人は一生懸命に施設庁の言うことを聞いた、Bは少し聞いた、この人はちよつとびり聞いた、いろいろな形態が出てくるわけですよ。一律に定額支給するわけですか。

○島田(豊)政府委員 これは要するに、提供していただく、契約に應じていただく、その面積に應じてこれを幾つかの段階に分けて、これははいわば定額ということになります。どうか、そういう段階を設けるつもりでございます。

○上原委員 防衛庁長官にお尋ねしたいのですが、いままでの議論いろいろお聞きになつたと思つて、私はやはり沖繩の軍用地主の方々の意見というものはもっと尊重されなければいけないと思つて、しかも行政を進めるにおいて、見舞い金という中にさらに謝礼金というものをのべて、契約に應ずるのにも応じないのにも支給するんだということですが、わざわざまた色をつけて、十億円については、積極的に土地の提供をやつた人についてはプラスアルファをつける。裏を返して言へば、政府のやつていふことにはすべてオーケーしない、同意しないということになるわけですよ。かつて高等弁務官が弁務官資金といふものをばらまいて、簡易水道をつくつたり、公民館をつくつたり、道路をつくつたり、いわゆる懐柔政策をとつた。復帰の段階においても、その二の舞いを日本政府がやるということ、単に、安保の問題をどうする、あるいは基地の提供を拒否する、拒否しないというふうな立場を抜きにしても、好ましい政治の姿勢ではないと思つて、十億円というのはいささか見舞い金といふ表現そのものも同意はいたしません。取り扱ふべき筋合いのものであると考へるのですが、こういうことをやるからますます現地の地主の不満を買うのですよ。責任者というお立場で、十億円の問題について考え直す御用意があるののか。あるいはまた、あくまでいま施設庁長官がおつしやるような方法でやるののか。御見解を承つておきたいと思つて、

○江崎國務大臣 いろいろやりとりを聞いておりましたが、これは施設庁長官が申しておることをすなおに受け取つていただきたいと思つて、何だか施設庁に協力といふか、政府に協力する者には特別出すといふふうにとらわると、これは多々あります。いろいろな議論が出てまいりましようが、できるだけ沖繩の地主さんの意向をくんで、それにできるだけいろいろ理屈をつけ

て色をつけよう。これは私は政治家として聞いておりました、けつこうなことじゃないか、こう思っておるわけです。ですから、それを出すのに、若い人などがやるとはき運えをしまし、何だか恩着せがましくやる、そういうことを上原議員も言っておられるんだらうと思つて、そのうことは、やはり取り扱ひの問題というところで注意を喚起するようにはいたしたいと思つて、この問題、見舞い金そのものについては、これは沖繩の地主さん方の取り分の少しでも多いようにというふうな配慮に出るものだというところで御了解をいただきたいものだと思います。

○上原委員 ますます納得のいかない御答弁ですが、私はやはり、ものを多く取ればいいという筋合いのものでないと思つて、強制収用法によつて、応じまいが応じようが土地は取り上げるわけですよ。そのうであるならば、実態としてアメリカに提供するというのであれば、同一に扱ふべきですよ。しかもこの見舞い金なんというのは一回きりのものでしょう。本来ならば土地代に含めて、新しく契約を結ぶ段階において地代としてはじき出すべき筋のものだと思つて、では、協力する者にはそういう見舞い金はずつと継続して出すのですか。

○島田(豊)政府委員 この金額の算定につきましては、一昨年から地元の方々の強い要望がいろいろございまして、純借料ということになつて算定いたしますと、本土の基準をもとにいたしますと、非常に低いところに落ちつかざるを得ない。それを非常に高く上げますと、今本土へのはね返りが非常に大きいということもございまして、極力地主の方々の要望に應ずべく、総額としてはほとんど満額に近いものを算定いたしましたわけでございます。

そこで、この見舞い金につきましては、借料は、御承知のとおり毎年毎年土地の価格の値上がりに応じて上げていくわけでございますが、この見舞い金が初年度限りということになりますれば、次年度からそれ相当に應ずるところの借料

の値上がりというものが認められなければ、二年目から相対的に落ちるわけでございます。そこで、いまの関連見舞い金の中の約十億というものは一回限りのものでございますけれども、残りの二十五億につきましては、一方借料がずつと上がつてまいりますので、その借料と見舞い金との総体の額は、少なくとも三年間は据え置きにしたい。これはもちろん年々の予算でございますので、来年度予算において本年度の総体のワケを下げられないよう努力をいたさなければなりません。いまの借料の値上りの比率から見ますれば、四年目になりますれば総体の額に追いつくであろうというふうなことで、せつかく政府として地主の方々に御協力を申し上げておる。この総体の額を次年度以降において下回らないような形に何とかふうできないかということ、いろいろ考えておるわけでございます。したが、いま申し上げて、二十五億については、これは借料が上がつてまいりますれば、その分だけ減額をいたします。けれども、総体においては次年度以降において下回らない、こういうふうなことをいたしておるわけでございます。その十億円につきましては一回限り、こういうことでございます。

○上原委員 その意図している点、政府がなぜこうまでして土地の契約というものを強制していかなければならないのか、そこに私は本質的な問題があると思つて、はつきりさしていただきたいことは、たとえば、契約に應じない、応ずるということによつて、じゃ地主の差別をするのですか。実際に土地は奪われて使われている実態においては変わりはなく、政府の権力に從属をしていく、応ずる者に対しては政治的に色合いをつけるということがむしろ明らかになつて、沖繩の土地問題というのは、私は決していい方向には行かないと思つて、たとえ十億の金であつたとしても、どれだけ地主に割り振りされるか、幾らの額になるのか、そつたいした額じゃないと思つて、そういう形で差別をしていって、土地というものを提供していく。

か、一たん契約した以上は、二十年間は地主の意のままにはならないわけでしょう。その点、この十億の問題については再考を強く求めます。それと百三億の土地料の問題ですが、これで一体幾らか上がるわけですか。地代は実際には上がるのか。○島田(豊)政府委員 借料関係といたしますれば、これは平均でございます。非常にこれは誤解を招きますので、実は倍率等について申し上げるのはいかがかと思つて、純借料関係といたしましては約五倍。しかしこれは、その土地、土地の状況に應じまして倍率は違つてまいりますので、平均五倍ということになります。これは誤解を生じますので、平均で言うことは非常に適當でないわけでございます。しいて倍率ということになりますれば約五倍。従来から御承知のとおり、米軍は賃借料を五年間据え置きでございますけれども、一部、那覇市その他につきましては、かなり値上がりをしておることもございます。そういうところは倍率は低い。しかし、以前はたとえ山林原野であつたところが、今日の開発状況からすればこれは相当上げなければいけません。こういうところは、倍率はむしろ平均よりも高い。こういうことでございますので、この施設あるいは位置によりまして区々でございますので、この点は誤解のないようにお願いしたいと思います。

○上原委員 ですから、政府が当初から、地代は大幅に値上げになるのだというふうなことでいろいろふれ込みをなさつて、さらに、契約に應じなければ見舞い金は支給しないのだとか、あるいはまた土地代も払わないのだというふうなことで、いま施設庁の職員がさらに各部落をめぐつてやつておるわけですね。私は、そういう政治の姿勢のあり方、いわゆる官僚のあり方というものは断じて許しなかりかぬと思つて、実態的に土地が奪われて使われているならば、当然それに伴う補償というものはなすべきなんです。そこで、契

約に應じない方々があるという場合に、地代の支払いの方法なりに差別があつてはならないと思つて、時期の問題にしても……。そういう点についてはどうなんでしょうか。○島田(豊)政府委員 これは、暫定使用法の中にございまして、損失に対しまして補償いたすわけでございますが、これは私どもとしましては、一応借料相当額というふうなことを考へておりました。次年度以降借料が増額になりますれば、それに伴つてこの補償料も増額する、こういう考へでございます。

○上原委員 そういたしますと、土地の使用料についても、さらにこの見舞い金の性格について、どういふ性格のものなのか、もつとただしたいわけですが、やはり過去の損失補償、補てんという意味なのか。ただ見舞い金という謝礼金みたいなことなのか。そういうものについては、万一拒否をする地主についても差別はしない。ただ、政府のいまの立場としては、先ほど大臣も答へががあつたのですが、十億についてもやはりつけるべきでない。私はその十億についてもやはりつけるべきでないと言つておる。そこまではいい、ほんとうに皆さんが地主の立場というものを理解するのであるならば、解決の方法はあると思つて、この十億については、いま政府の立場としては色をつけざるを得ない、土地料の支払い、その他先ほど説明になつた見舞い金等については、全く差別をしないという立場である、そういう考へであるということを確認してよろしいですか。

○島田(豊)政府委員 そのとおりでございます。○上原委員 この三十五億の見舞い金ですが、これは課税の対象になりますか。○島田(豊)政府委員 課税の対象になると思つておる。○上原委員 あと一点、黙認耕作地の取り扱ひについてどうなさるのか。従来どおりの方法での賃貸契約といひますか、取り扱ひをするのか。この件についてあらためてお伺いしておきたいと思つておる。

いうものは、そう長官のおっしゃるようなバラ色
じゃないと思うのです。沖繩の眞民がなぜあれだ
けの犠牲をしいられたかというのを踏まえない
で政治を論ずるところに問題があるろうと私は思
う。少なくとも、自衛隊の実弾射撃演習場とい
うものが沖繩に設けられるというのに対して、こ
れは大きな従来以上の問題になりますよ。しかも
その地域というものは、ノグチゲラとか、そう
いった天然記念物に指定されている野鳥なども生
息しているところでしょう。あえてそこまで自衛
隊が踏み込む。実際問題、聖域を荒らすようなも
のです。その点については、ぜひ取り下げるよう
に、強く要求しておきたいと思うのです。

時間がありませんので、最後に四種雇員の問題
についてちょっとお尋ねをしておきたいと思
うのです。何回か聞いたのですが、特にミルクプラ
ントの問題、これについては、間接雇用に移行す
る方向で鋭意努力するというのを答弁なさって
おられます。しかし現段階においてもなお問題解決
がなされていない。一体アメリカ側とどうい
う話し合いになっているのか。そして一種、二種の
間接雇用問題を含めてどうなっているのか。もう一
度説明をいただきたいと思うのです。

○島田(豊)政府委員 ミルクプラントに勤務して
おられます従業員を取り扱いにつきましては、かね
てから地元から間接雇用切りかえたいという
強い御要望がございまして、今日まで米側と鋭意
折衝を重ねてまいりました。今日の段階では、米
国の来会計年度、つまり七月一日にこれを間接雇
用に切りかえる、こういう方針を米側はとったよ
うでございます。

○上原委員 七月一日からミルクプラントを間接
雇用に切りかえるということを米側は決定したわ
けですか。その点は政府側と合意に達したとい
うことですか。

○島田(豊)政府委員 米側からそういうことにつ
きまして口頭で通報があったということござい
ます。

○上原委員 その口頭の通報はいつですか。

昭和四十七年五月十八日印刷

○安斉政府委員 具体的に申し上げますと、四月
の十二日に大体全軍勢としての長期ストが終息し
たという時期がございまして。その時点で、ミルク
プラントの方々約八十名だけがストを継続されて
おったわけですね。その時点で私も、私も沖繩の
四軍の合同委員会の代表の者と交渉を継続して
おりました。その継続している中で、実はこれは契
約による業者の従業員であるからにわかに措置す
ることができない、したがって米国の会計年度で
ある六月三十日をもって一応契約を終了して、そ
こで退職金を支払い、そこであらためて、そこに
とめていた方を間接雇用ということで雇を開始
するということにする以外に方法がないというこ
とで、交渉の過程におきまして、そういうことを
われわれは通報を受けております。したがって
て、時点を正確にと言いますと、私たいたいまは
つきり申し上げられませんが、そういう状態
で現在に至っております。

○上原委員 そういたしましたら、もちろん現在六
月三十日までの米側との契約があるわけですよ
ね、メドー・ゴールドとの。また労使間の契約も
ある。そういう面での問題もいろいろあつたと思
うのですが、その点、私もわかりましたかと思
うのですが、その点について現地の関係者とい
う話合せてみたのですが、幾つかの条件があるわ
けですよ、間接雇用に移行する場合に。その点に
ついては、どう米側と話し合いを持たれている
のですか。七月一日からミルクプラントの雇員
が確実に間接雇用になるという日米の合意とい
うのはほんとうに見たのですか。その合意をする場
合の幾つかの条件があるわけでしょう。その
条件が受けられたら間接雇用に移行するとい
うことなのか、あるいは条件の合意とは関係なしに間
接雇用に移行できるということなのか、そのあた
りはさだかでないのですよ。

○安斉政府委員 いずれにいたしましても、業者
の従業員でございまして、六月三十日をもって
一たんその雇用という形態を切り替えます。そこで退
職金が業者から払われる。そうしますと、全く失

職した状態の方々がそこに生まれるわけござい
ますけれども、米軍はその仕事をなお継続して
やっていきたいという意図があるので、間接雇用
の定員のワクの中でその人たちをいわゆる間接雇
用の形で雇う。雇う場合には、前の日とその翌日
も同じ仕事をやるわけでございますので、いきな
り初任給ということはおかしいということ
で、その給与につきましては、前日までの給与と
いうものを勘案して決定する。ただし退職金は、
一たんそこで切れますので、通算することができ
ないというのが条件といえれば条件でございます。
○上原委員 そのほかの四種雇員はどうなっ
ているのですか。

○安斉政府委員 そのほかの四種雇員につきま
しては、きわめてばく然としておりまして、海兵
隊の系統の基地における約八十名の四種雇員が
いづれ間接雇用に切りかわるといふ形で雇入れ
るのじゃないかという通報を受けております。し
かし、それがどこの会社のどこの部分であるか
という問題につきましては、非常にばく然としてお
りまして、まだ詰めておりません。それはいづれ
にいたしましても、六月三十日になりませんと、
いわゆる四種雇員といふのは契約でございまして、
それが切れる時点ではつきりするということござ
いまして。

○上原委員 もう約束の時間が参りましたので終
えたいと思っておりますが、この四種雇員の問題に
ついて、これまで何回かお尋ねをし、また意見を
含めて申し上げてきたつもりなんです、なかなか
前進していかないわけですよ。解決されていな
い。いま防衛庁は、どうすれば土地を取り上げら
れるかをやつてきになって、自衛隊と土地取り上げ
だけに心を奪われて人間のことは全く無視してい
る。だから全軍勢の問題もあつた結果になる。
防衛庁長官も、ベトナム戦争の状況が悪くなる
と、沖繩へ飛んで行って何やかややるのだが、そ
れまでは実際問題としてしりを動かさそうとしな
かった。そこまで言うといふいろいろな角が立つ
ので、私も少しは遠慮しいしいものを言っているわ

けですが、いつになったら一併解決するのかとい
うことなんです。もう五月十四日は目の前で
す。ですから、ミルクプラントの問題にいたしま
しても、間接雇用に伴ういろいろな条件等アメリ
カ側からあるでしょうが、私はやはり、この四種
雇員の問題については、日本政府として対応すべ
き方法もあると思うのです。そういう面でも、ぜひ
早急にこれらの問題に対しても結論を出してい
たい。同時に、これは防衛施設だけのこ
とじゃありませんが、沖繩の離職対策というこ
とについては、もつといまの離職法そのものの中
身というものの検討も、私は防衛庁としてやるべ
きだと思っております。ただ復帰すれば本土の法律
を適用するからというだけで、沖繩の基地の問題
や基地労働者の問題といふものが解決できない面
が多いわけですよ。そういう意味で、ぜひ早急にミ
ルクプラントの問題についても、ほかの四種雇員
の問題、さらに一種、二種の移行に伴ってもし
ろいろの問題が出てくると思うのです。そういう
面について早急に、現地の関係者なりあるいは政
府としての施策を強く要求をいたしまして、き
よりの質問は終えておきたいと思っております。どうも
ありがとうございます。

○伊能委員長 次回は、明十一日午前十時より委
員会を開会することとし、本日はこれにて散会
いたします。
午後五時五十六分散会

昭和四十七年五月十九日発行

衆議院事務局 印刷者 大蔵省印刷局